

変更前(既許可)				変更後				備考
設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無	設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	共用設備の見直し
放射線監視設備	放射性物質濃度の測定及び監視	周辺環境のモニタリングを行うため別途電源を確保しているもの	固定モニタリング設備、 <u>移動モニタリング設備</u>	無	放射線監視設備	放射性物質濃度の測定及び監視	周辺環境のモニタリングを行うため別途電源を確保しているもの	
火災等の警報設備	火災を検知し報知する設備 火災以外の警報設備	監視盤には消防法に基づき非常用電源（バッテリー）を附置しているもの 液体廃棄物の液位異常上昇又は漏えいの警報、圧力に関する警報、温度に関する警報等を集中表示・発報するもので非常用電源（バッテリー）を附置しているもの 液体廃棄物の液位異常上昇の警報を検知・発報するもの	自動火災報知設備 集中監視設備	無	火災等の警報設備	火災を検知し報知する設備 火災以外の警報設備	監視盤には消防法に基づき非常用電源（バッテリー）を附置しているもの 液体廃棄物の液位異常上昇又は漏えいの警報、圧力に関する警報、温度に関する警報等を集中表示・発報するもので非常用電源（バッテリー）を附置しているもの 液体廃棄物の液位異常上昇の警報を検知・発報するもの	
		液体廃棄物の漏えいの警報を検知・発報するもの	廃液貯槽 I 計測設備、処理済廃液貯槽計測設備、排水監視設備計測設備、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（管理機械棟）、固体廃棄物減容処理施設用廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）	有			液体廃棄物の漏えいの警報を検知・発報するもの	
設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無	設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	共用設備の見直し
放射線監視設備	放射性物質濃度の測定及び監視	周辺環境のモニタリングを行うため別途電源を確保しているもの	固定モニタリング設備	無	放射線監視設備	放射性物質濃度の測定及び監視	周辺環境のモニタリングを行うため別途電源を確保しているもの	
火災等の警報設備	火災を検知し報知する設備 火災以外の警報設備	監視盤には消防法に基づき非常用電源（バッテリー）を附置しているもの 液体廃棄物の液位異常上昇又は漏えいの警報、圧力に関する警報、温度に関する警報等を集中表示・発報するもので非常用電源（バッテリー）を附置しているもの 液体廃棄物の液位異常上昇の警報を検知・発報するもの	自動火災報知設備 集中監視設備	無	火災等の警報設備	火災を検知し報知する設備 火災以外の警報設備	監視盤には消防法に基づき非常用電源（バッテリー）を附置しているもの 液体廃棄物の液位異常上昇又は漏えいの警報、圧力に関する警報、温度に関する警報等を集中表示・発報するもので非常用電源（バッテリー）を附置しているもの 液体廃棄物の液位異常上昇の警報を検知・発報するもの	
		液体廃棄物の漏えいの警報を検知・発報するもの	廃液貯槽 I 計測設備、処理済廃液貯槽計測設備（廃液貯留施設 I）、廃液貯槽 II 計測設備（廃液貯留施設 II）、排水監視設備計測設備（排水監視施設）、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（廃棄物管理施設用廃液貯槽）、固体廃棄物減容処理施設用廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）、漏えい検知器（管理機械棟、廃液処理棟）	有			液体廃棄物の漏えいの警報を検知・発報するもの	

変更前(既許可)

設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無
火災等の警報設備	火災以外の警報設備	温度に関する警報を検知・発報するもののうち停電時に上昇する可能性がないもの	β・γ焼却装置温度計測制御設備(β・γ固体処理棟Ⅲ) α焼却装置温度計測制御設備(α固体処理棟)	無
		温度に関する警報を検知・発報するもののうち停電時に上昇する可能性があるもの	焼却溶融炉及び排ガス処理系の温度に関する計測制御設備(固体廃棄物減容処理施設)	有
		圧力に関する警報を検知・発報するもののうち停電時に変動する可能性があるもの	β・γ焼却装置圧力計測制御設備(β・γ固体処理棟Ⅲ)、α焼却装置圧力計測制御設備、αホール設備圧力計測制御設備(α固体処理棟)、搬出入室、前処理セル、焼却溶融セル、保守ホール内の負圧、焼却溶融炉の負圧に関する計測制御設備(固体廃棄物減容処理施設)	有
通信連絡設備	緊急時に通信連絡する設備	圧力に関する警報を検知・発報するもののうち停電時に変動する可能性がないもの	β・γ封入設備圧力計測制御設備、β・γ貯蔵セル圧力計測制御設備(β・γ固体処理棟Ⅳ)、α封入設備圧力計測制御設備(α固体処理棟)	無
		放送設備及びページング設備で非常用電源(バッテリー)を附置していないもの	放送設備、ページング設備 放送設備、ページング設備、加入電話設備、所内内線設備(固体廃棄物減容処理施設)	有 有

変更後

設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無
火災等の警報設備	火災以外の警報設備	温度に関する警報を検知・発報するものうち停電時に上昇する可能性がないもの	β・γ焼却装置温度計測制御設備(β・γ固体処理棟Ⅲ) α焼却装置温度計測制御設備(α固体処理棟)	無
		温度に関する警報を検知・発報するものうち停電時に上昇する可能性があるもの	焼却溶融炉及び排ガス処理系の温度に関する計測制御設備(固体廃棄物減容処理施設)	有
		圧力に関する警報を検知・発報するものうち停電時に変動する可能性があるもの	β・γ焼却装置圧力計測制御設備(β・γ固体処理棟Ⅲ)、α焼却装置圧力計測制御設備、αホール設備圧力計測制御設備(α固体処理棟)、搬出入室、前処理セル、焼却溶融セル、保守ホール内の負圧、焼却溶融炉の負圧に関する計測制御設備(固体廃棄物減容処理施設)	有
通信連絡設備	緊急時に通信連絡する設備	圧力に関する警報を検知・発報するものうち停電時に変動する可能性がないもの	β・γ封入設備圧力計測制御設備、β・γ貯蔵セル圧力計測制御設備(β・γ固体処理棟Ⅳ)、α封入設備圧力計測制御設備(α固体処理棟)	無
		放送設備及びページング設備で非常用電源(バッテリー)を附置していないもの	放送設備、ページング設備 放送設備、ページング設備、加入電話設備、所内内線設備(固体廃棄物減容処理施設)	有 有

備考

変更前(既許可)

設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無
非常用照明等の設備・機器	外部電源喪失時に点灯する照明	非常用照明で非常用電源（バッテリー）を附置しているもの	各建家の非常灯	無

\*1：排気モニタリング設備の給電については、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設は夜間の負圧維持を停止し、排気設備を停止することから、排気モニタリングの必要がない。したがって、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設において、停電が発生した場合は、排気設備の停止により排気モニタリングの必要がないことから、給電を「無」としている。

表18-3 給電が必用な設備に給電する予備電源の内訳と予備電源の役割  
～ 表18-4 予備電源の連続運転時間 省略

変更後

設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無
非常用照明等の設備・機器	外部電源喪失時に点灯する照明	非常用照明で非常用電源（バッテリー）を附置しているもの	各建家の非常灯	無

\*1：排気モニタリング設備の給電については、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設は夜間の負圧維持を停止し、排気設備を停止することから、排気モニタリングの必要がない。したがって、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設において、停電が発生した場合は、排気設備の停止により排気モニタリングの必要がないことから、給電を「無」としている。

表18-3 給電が必用な設備に給電する予備電源の内訳と予備電源の役割  
～ 表18-4 予備電源の連続運転時間 変更なし

備考

変更前(既許可)

変更後

備考

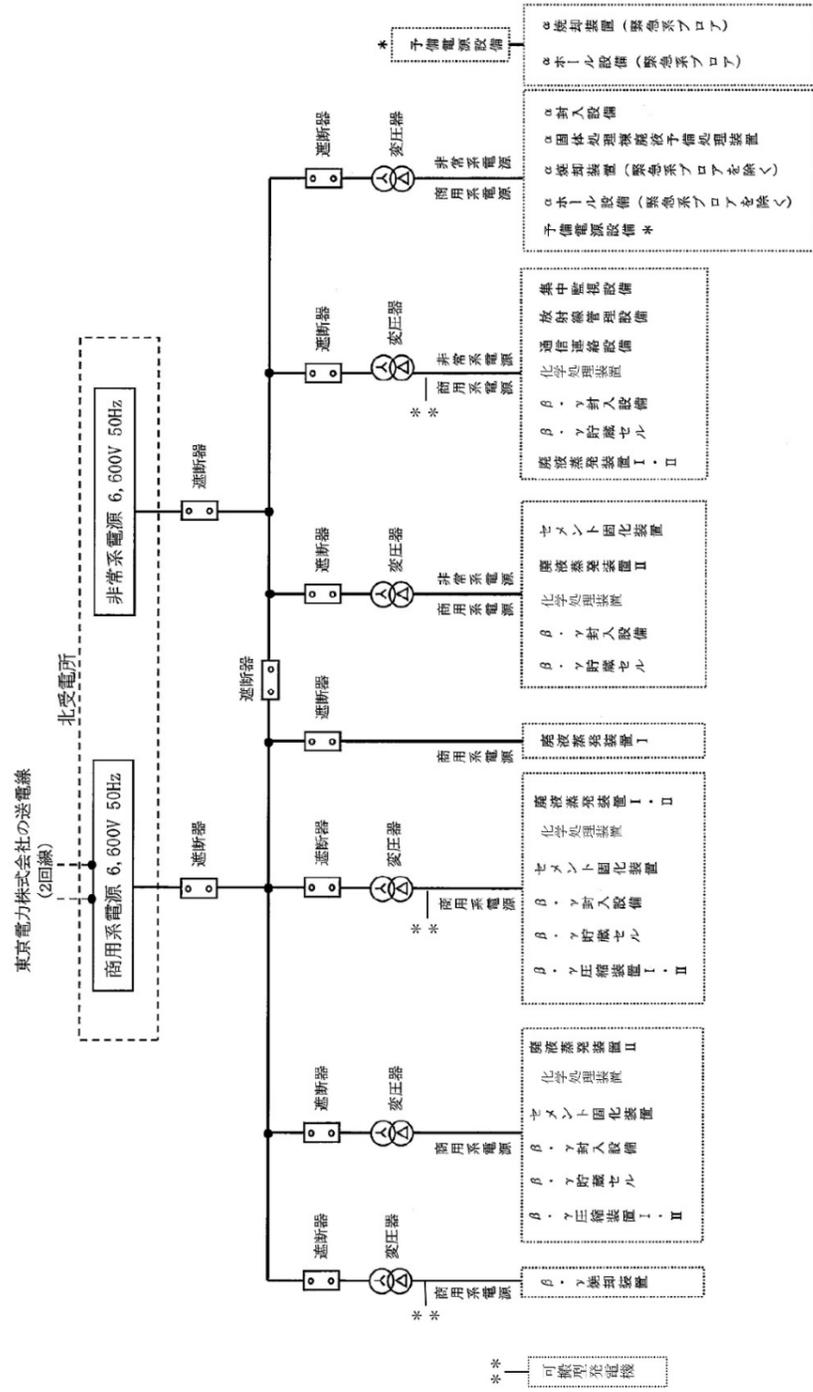


図 18-1 廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設を除く。)の電気設備の主要系統概要図

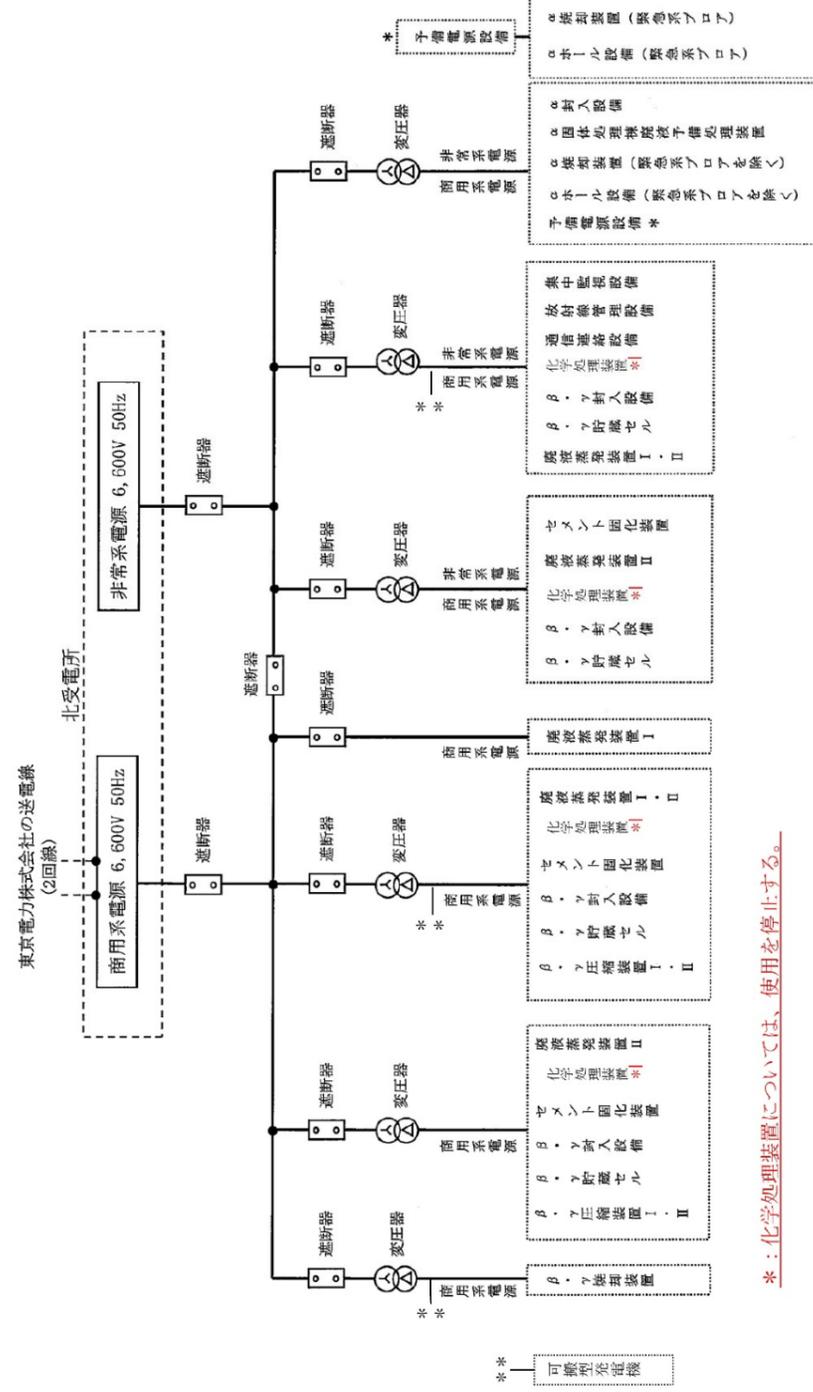


図 18-1 廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設を除く。)の電気設備の主要系統概要図

化学処理装置の  
使用の停止

図 18-2 固体廃棄物減容処理施設の電気設備の主要系統概要図省略

図 18-2 固体廃棄物減容処理施設の電気設備の主要系統概要図変更なし

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>第十九条（通信連絡設備等） 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理施設には、事業所内の人退避のための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、<b>事業所</b>内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く施設内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備及び施設内各所間で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設には、事故が発生した場合において、<b>事業所</b>内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び建家内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける設計とする。</p> <p>これら放送設備及びページング設備には、外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できるものとする。</p> <p>第2項について 安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、外線電話及び外線FAXの交換機を経由する回線及びメタル回線、携帯電話（災害時優先電話）及び衛星携帯電話の多様な方法による通信連絡ができる設計としており、外部電源喪失時においても事業所の外部と確実に通報連絡ができるものとする。</p>	<p>第十九条（通信連絡設備等） 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理施設には、事業所内の人退避のための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、<b>施設</b>内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く施設内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備及び施設内各所間で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設には、事故が発生した場合において、<b>建家</b>内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び建家内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける設計とする。</p> <p><u>また、事業所内に居る全ての人に対し的確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。</u></p> <p>これら放送設備及びページング設備<u>並びに構内一斉放送設備</u>には、外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できるものとする。</p> <p>第2項について 安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、外線電話及び外線FAXの交換機を経由する回線及びメタル回線、携帯電話（災害時優先電話）及び衛星携帯電話の多様な方法による通信連絡ができる設計としており、外部電源喪失時においても事業所の外部と確実に通報連絡ができるものとする。</p> <p><u>また、固体廃棄物減容処理施設を除いた廃棄物管理施設と固体廃棄物減容処理施設のそれぞれに施設外の通信連絡設備を設ける設計とする。</u></p>	<p>記載の適正化 (以下、同様)</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>第3項について</p> <p>廃棄物管理施設は、事業所内の人の退避のための設備として、外部電源喪失時においても、予備電源又は内蔵した電源で機能する避難用の照明を<u>設備</u>し、単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を<u>予備電源から</u>設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 その他設備 (8.5項) 〕</p> <p>(本文)</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造 ～ ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第19条（通信連絡設備等）</p> <p>1 第1項に規定する「事業所内の人に対し必要な指示ができる」とは、事故時に事業所内に居る全ての人に対し的確に指示ができることをいう。</p> <p>2 第1項に規定する「警報装置及び通信連絡設備」とは、建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を、ブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備をいう。</p> <p>3 第2項に規定する「事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」とは、事故が発生した場合において、事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができることをいう。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する「通信連絡設備」には、必要に応じて、それぞれ異なる手段による通信連絡ができるものであること。</p> <p>5 上記4の「異なる手段」とは、衛星専用 IP 電話等、又は廃棄物管理事業者が独自に構築する専用の通信回線若しくは電気通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線等、輻輳等による制限を受けることなく使用できるとともに、通信方式の多様性（ケーブル</p> </div>	<p>第3項について</p> <p>廃棄物管理施設は、事業所内の人の退避のための設備として、外部電源喪失時においても、予備電源又は内蔵した電源で機能する避難用の照明を<u>設置</u>し、単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 その他設備 (8.5項) 〕</p> <p>(本文)</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造 ～ ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 変更なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第19条（通信連絡設備等）</p> <p>1 第1項に規定する「事業所内の人に対し必要な指示ができる」とは、事故時に事業所内に居る全ての人に対し的確に指示ができることをいう。</p> <p>2 第1項に規定する「警報装置及び通信連絡設備」とは、建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を、ブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備をいう。</p> <p>3 第2項に規定する「事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」とは、事故が発生した場合において、事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができることをいう。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する「通信連絡設備」には、必要に応じて、それぞれ異なる手段による通信連絡ができるものであること。</p> <p>5 上記4の「異なる手段」とは、衛星専用 IP 電話等、又は廃棄物管理事業者が独自に構築する専用の通信回線若しくは電気通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線等、輻輳等による制限を受けることなく使用できるとともに、通信方式の多様性（ケーブル</p> </div>	<p>記載の適正化</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>及び無線等)を備えた構成の回線をいう。</p> <p>6 第18条第3項の「退避のための設備を設けなければならない」とは、予備電源から供給されること、又は電源を内蔵した避難用の照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設けることをいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について</p> <p>8.5 その他設備 (添付書類五 8.5項 抜粋)</p> <p>8.5.1 概 要 ～ 8.5.4.1 概 要 省略</p> <p>8.5.4.2 設計方針</p> <p>(1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び建家内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>(2) 本設備は、廃棄物管理施設と廃棄物管理施設外の必要箇所との通報連絡を行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>8.5.4.3 主要設備の仕様</p> <p>通信連絡設備の主要設備の仕様を第8.5.3表に示す。</p> <p>8.5.4.4 主要設備</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から施設内各所に通報するための放送設備及び施設内で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。</p> <p>また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備を設ける。</p>	<p>及び無線等)を備えた構成の回線をいう。</p> <p>6 第18条第3項の「退避のための設備を設けなければならない」とは、予備電源から供給されること、又は電源を内蔵した避難用の照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設けることをいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について</p> <p>8.5 その他設備 (添付書類五 8.5項 抜粋)</p> <p>8.5.1 概 要 ～ 8.5.4.1 概 要 変更なし</p> <p>8.5.4.2 設計方針</p> <p>(1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び建家内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p><u>また、事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(2) 本設備は、固体廃棄物減容処理施設を除いた廃棄物管理施設と固体廃棄物減容処理施設のそれぞれに施設外の通信連絡設備を備えた設計とする。</u></p> <p>(3) 本設備は、廃棄物管理施設と廃棄物管理施設外の必要箇所との通報連絡を行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>8.5.4.3 主要設備の仕様</p> <p>通信連絡設備の主要設備の仕様を第8.5.3表に示す。</p> <p>8.5.4.4 主要設備</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から施設内各所に通報するための放送設備及び施設内で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。</p> <p>また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備 <u>並びに事故時に事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができ</u></p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>号番号の繰下げ</p> <p>記載の適正化</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>8.5.4.5 試験検査 本設備のうち放送設備及びページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</p> <p>8.5.4.6 評価 (1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。</p> <p>(2) 本設備は、廃棄物管理施設内外の必要箇所との連絡を行えるように、加入電話設備及び所内内線設備を設け、多様性を備えた設計とする。</p>	<p><u>るように、事業所内に構内一斉放送設備</u>を設ける。</p> <p>8.5.4.5 試験検査 本設備のうち放送設備及びページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</p> <p>8.5.4.6 評価 (1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。 <u>また、事故時に事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(2) 本設備は、固体廃棄物減容処理施設を除いた廃棄物管理施設と固体廃棄物減容処理施設のそれぞれに施設外の通信連絡設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(3) 本設備は、廃棄物管理施設内外の必要箇所との連絡を行えるように、加入電話設備及び所内内線設備を設け、多様性を備えた設計とする。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>号番号の繰下げ</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>&lt;第十九条まとめ資料&gt;                      (解釈第19条第4項、第5項)                      固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く施設内各所に通報するための放送設備及び施設内各所間で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設には、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。(本文ト(6)c)及び添付書類五8.5.4項参照)</p> <p>これら放送設備及びページング設備には、外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できるものとしている。</p> <p>また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備を設ける。これらの設備は、外部電源喪失時に電源を給電する発電機を備えている。</p> <p>事業所の通信連絡設備は、外線電話及び外線FAXの交換機を経由する回線及びメタル回線、携帯電話(災害時優先電話)及び衛星携帯電話の多様な方法による通信連絡ができる設計としており、外部電源喪失時においても事業所の外部と確実に通報連絡ができるものとしている。</p> <p>通信連絡設備について、他の原子力施設と共用している設備に関する責任分界点、外部電源喪失時における対応及び日常における保守管理内容を表19-1に示す。また、連絡対象箇所、連絡手段及び多様性の観点から整理したものを表19-2に示す。                      (解釈第19条第2項、第3項)</p> <p>規則第十九条第1項に関しては、ブザー等を備える事業所内の構内放送設備によりの確に指示ができる。</p> <p>規則十九條第2項に関しては、廃棄物管理施設にあるメタル回線、交換機経由の外線及び衛星携帯電話により事業所外の通信連絡をする必要がある場所との通信連絡ができる。所内の連絡については、内線電話のほか、加入電話から直接連絡することができる。</p> <p>各設備の多様性に関しては、放送設備とページング設備による一斉指示及び加入電話設備と所内内線設備による所内外との通信連絡により多様性を有する。</p> <p>以上のことから規則第十九条及び同規則解釈の基準に適合する。</p>	<p>&lt;第十九条まとめ資料&gt;                      (解釈第19条第4項、第5項)                      固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く施設内各所に通報するための放送設備及び施設内各所間で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設には、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。<u>また、事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする</u>(本文ト(6)c)及び添付書類五8.5.4項参照)。</p> <p>これら放送設備及びページング設備<u>並びに構内一斉放送設備</u>には、外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できるものとしている。</p> <p>また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備を設ける。これらの設備は、外部電源喪失時に電源を給電する発電機を備えている。</p> <p>事業所の通信連絡設備は、外線電話及び外線FAXの交換機を経由する回線及びメタル回線、携帯電話(災害時優先電話)及び衛星携帯電話の多様な方法による通信連絡ができる設計としており、外部電源喪失時においても事業所の外部と確実に通報連絡ができるものとしている。</p> <p>通信連絡設備について、他の原子力施設と共用している設備に関する責任分界点、外部電源喪失時における対応及び日常における保守管理内容を表19-1に示す。また、連絡対象箇所、連絡手段及び多様性の観点から整理したものを表19-2に示す。                      (解釈第19条第2項、第3項)</p> <p>規則第十九条第1項に関しては、ブザー等を備える事業所内の構内放送設備によりの確に指示ができる。</p> <p>規則十九條第2項に関しては、廃棄物管理施設にあるメタル回線、交換機経由の外線及び衛星携帯電話により事業所外の通信連絡をする必要がある場所との通信連絡ができる。所内の連絡については、内線電話のほか、加入電話から直接連絡することができる。</p> <p>各設備の多様性に関しては、放送設備、ページング設備<u>及び構内一斉放送設備</u>による一斉指示<u>並びに</u>加入電話設備と所内内線設備による所内外との通信連絡により多様性を有する。</p> <p>以上のことから規則第十九条及び同規則解釈の基準に適合する。</p>	<p>記載の適正化                      (以下、同様)</p>

変更前(既許可)					変更後					備考		
表 1 9 - 1 他の原子力施設と共用している通信連絡設備について					表 1 9 - 1 他の原子力施設と共用している通信連絡設備について					記載の適正化 (以下、同様)		
通信連絡設備	所掌	責任分界点	外部電源喪失時における対応	日常における保守管理	通信連絡設備	所掌	責任分界点	外部電源喪失時における対応	日常における保守管理			
放送設備	構内放送	研究所	管理機械棟放送設備主装置	発電機からの給電により機能維持	通常の使用時に放送・通話状態確認	放送設備	廃棄物管理施設	管理機械棟放送設備主装置	可搬型発電機からの給電により機能維持		通常の使用時に放送・通話状態確認	
		廃棄物管理施設										
ページング設備	廃棄物管理施設				ページング設備	廃棄物管理施設						
加入電話設備	メタル回線電話、FAX	研究所		発電機からの給電により機能維持	通常の使用時に通話状態確認	加入電話設備	メタル回線電話、FAX	研究所			発電機からの給電により機能維持	
	交換機経由外線電話、FAX	研究所	電話機が設置された場所による			交換機経由外線電話、FAX	研究所	電話機が設置された場所による				
	携帯電話(災害時優先電話)	研究所	配付された電話機の場所による			発電機からの給電により充電し機能維持	携帯電話(災害時優先電話)	研究所	配付された電話機の場所による			発電機からの給電により充電し機能維持
		廃棄物管理施設						可搬型発電機からの給電により充電し機能維持	廃棄物管理施設			
	衛星携帯電話	研究所				発電機からの給電により充電し機能維持	衛星携帯電話	研究所				発電機からの給電により充電し機能維持
所内内線設備	内線電話、FAX	研究所	電話機が設置された場所による	発電機からの給電により機能維持	通常の使用時に通話状態確認	所内内線設備	内線電話、FAX	研究所	電話機が設置された場所による	発電機からの給電により機能維持		
	PHS	研究所	配付された電話機の場所による			PHS	研究所	配付された電話機の場所による				
						構内一斉放送設備	研究所		発電機からの給電により機能維持	使用時に放送状態確認		

変更前(既許可)					変更後					備考		
表 1 9 - 2 通信連絡設備の設置箇所及び連絡手段について					表 1 9 - 2 通信連絡設備の設置箇所及び連絡手段について					記載の適正化 (以下、同様)		
通信連絡設備	設置箇所	連絡対象箇所	連絡手段	多様性	通信連絡設備	設置箇所	連絡対象箇所	連絡手段	多様性			
放送設備	<u>構内放送</u>	<u>研究所(共用)</u>	<u>事業所内各所</u>	<u>一斉放送</u>	放送設備とページング設備では一斉可能なため、多様性を有する。	放送設備	廃棄物管理施設(専用)	廃棄物管理施設内各所	廃棄物管理施設内一斉放送		放送設備とページング設備では一斉可能なため、多様性を有する。	
		廃棄物管理施設(専用)	廃棄物管理施設内各所	廃棄物管理施設内一斉放送								
ページング設備		廃棄物管理施設(専用)	廃棄物管理施設内各所	通話、呼び出し機能(一斉放送可)	ページング設備	廃棄物管理施設(専用)	廃棄物管理施設内各所	通話、呼び出し機能(一斉放送可)	ページング設備		通話、呼び出し機能(一斉放送可)	多様性を有する。
加入電話設備	メタル回線電話、FAX	研究所(共用)	事業所外の通信連絡を必要とする場所	通話、FAX	事業所外の通信連絡で多様性を有する。	加入電話設備	メタル回線電話、FAX	研究所(共用)	事業所外の通信連絡を必要とする場所		通話、FAX	事業所外の通信連絡で多様性を有する。
		廃棄物管理施設(専用)						廃棄物管理施設(専用)				
	交換機経由外線電話、FAX	研究所(共用)	通話	交換機経由外線電話、FAX		研究所(共用)	通話					
	衛星携帯電話	研究所(共用)		衛星携帯電話		研究所(共用)						
携帯電話(災害時優先電話)	研究所(共用)	事業所外の通信連絡を必要とする場所又は事業所内各所	携帯電話(災害時優先電話)	研究所(共用)	事業所外の通信連絡を必要とする場所又は事業所内各所	事業所内の通信連絡で多様性を有する。						
廃棄物管理施設(専用)	廃棄物管理施設(専用)											
所内内線設備	内線電話、FAX	研究所(共用)	事業所内各所	通話、FAX	所内内線設備	内線電話、FAX	研究所(共用)	事業所内各所	通話、FAX	事業所内各所	通話、FAX	
	PHS			通話					PHS			通話
<u>構内一斉放送設備</u>		<u>研究所(共用)</u>	<u>事業所内各所</u>	<u>一斉放送</u>	<u>事業所内の通信連絡設備で多様性を有する。</u>	<u>構内一斉放送設備</u>	<u>研究所(共用)</u>	<u>事業所内各所</u>	<u>一斉放送</u>	<u>事業所内の通信連絡設備で多様性を有する。</u>		

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>1.3 放射線の遮蔽に関する設計</p> <p>廃棄物管理施設周辺の一般公衆、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び放射線業務従事者の線量が、「線量告示」に定められた線量限度を超えないことはもとより、放射線業務従事者の立入場所等における線量を合理的に達成できる限り低減できるように遮蔽設計を行う。</p> <p>また、廃棄物管理施設は、平常時において、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の直接線及びスカイシャイン線による線量が最大となる場所において、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出等に伴う公衆の受ける線量と合わせて年間 <math>50\mu\text{Sv}</math> 以下となるよう、線量若しくは放射能の高い廃棄物を取り扱う設備又はこれを囲む設備に遮蔽機能を設けることとし、建家のコンクリート壁、廃棄体の適切な配置により遮蔽を行うよう設計する。</p> <p>1.3.1 遮蔽設計の基本方針 ～ 1.3.2 遮蔽設計区分 省略</p> <p>1.3.3 主要設備</p> <p>(1) 廃液蒸発装置Ⅱの遮蔽</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱの蒸発缶、濃縮液受槽等を収容する周囲壁は、建家壁の一部を兼ねるものとし、コンクリート製で、厚さは約 0.6m とする。</p> <p>(2) <math>\beta\cdot\gamma</math> 封入設備の遮蔽</p> <p><math>\beta\cdot\gamma</math> 封入設備の分類セルは、重コンクリート製で、厚さは約 0.7～約 0.8m とする。</p> <p>(3) <math>\alpha</math> 封入設備の遮蔽</p> <p><math>\alpha</math> 封入設備の封入セルは、重コンクリート製で、厚さは約 0.9～約 1m とする。</p> <p>(4) 固体集積保管場Ⅰの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅰは、コンクリート造で、コンクリートブロックを容器とした廃棄物パッケージ（以下「ブロック型廃棄物パッケージ」という。）を収容する内部周囲壁は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さは約 0.4m とする。</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージの上部に配置する遮蔽スラブは、コンクリート製で、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さは約 0.4m 相当とする。</p> <p>建家の床面は、近傍の周辺監視区域境界の地表面より低い位置に設置する。また、周辺監視区域境界に面する側は土に接した擁壁として、土と壁による遮蔽効果を期待できる設計とする。</p> <p>(5) 固体集積保管場Ⅱの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅱは、コンクリート造で、ドラム缶を容器とした廃棄物パッケージ（以下「ドラム缶型廃棄物パッケージ」という。）を収容する建家の壁</p>	<p>1.3 放射線の遮蔽に関する設計</p> <p>廃棄物管理施設周辺の一般公衆、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び放射線業務従事者の線量が、「線量告示」に定められた線量限度を超えないことはもとより、放射線業務従事者の立入場所等における線量を合理的に達成できる限り低減できるように遮蔽設計を行う。</p> <p>また、廃棄物管理施設は、平常時において、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の直接線及びスカイシャイン線による線量が最大となる場所において、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出等に伴う公衆の受ける線量と合わせて年間 <math>50\mu\text{Sv}</math> 以下となるよう、線量若しくは放射能の高い廃棄物を取り扱う設備又はこれを囲む設備に遮蔽機能を設けることとし、建家のコンクリート壁、廃棄体の適切な配置により遮蔽を行うよう設計する。</p> <p>1.3.1 遮蔽設計の基本方針 ～ 1.3.2 遮蔽設計区分 変更なし</p> <p>1.3.3 主要設備</p> <p>(1) 廃液蒸発装置Ⅱの遮蔽</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱの蒸発缶、濃縮液受槽等を収容する周囲壁は、建家壁の一部を兼ねるものとし、コンクリート製で、厚さは約 0.6m とする。</p> <p>(2) <math>\beta\cdot\gamma</math> 封入設備の遮蔽</p> <p><math>\beta\cdot\gamma</math> 封入設備の分類セルは、重コンクリート製で、厚さは約 0.7～約 0.8m とする。</p> <p>(3) <math>\alpha</math> 封入設備の遮蔽</p> <p><math>\alpha</math> 封入設備の封入セルは、重コンクリート製で、厚さは約 0.9～約 1m とする。</p> <p>(4) 固体集積保管場Ⅰの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅰは、コンクリート造で、コンクリートブロックを容器とした廃棄物パッケージ（以下「ブロック型廃棄物パッケージ」という。）を収容する内部周囲壁は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さは約 0.4m とする。</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージの上部に配置する遮蔽スラブは、コンクリート製で、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さは約 0.4m 相当とする。</p> <p>建家の床面は、近傍の周辺監視区域境界の地表面より低い位置に設置する。また、周辺監視区域境界に面する側は土に接した擁壁として、土と壁による遮蔽効果を期待できる設計とする。</p> <p>(5) 固体集積保管場Ⅱの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅱは、コンクリート造で、ドラム缶を容器とした廃棄物パッケージ（以下「ドラム缶型廃棄物パッケージ」という。）を収容する建家の壁</p>	

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.1m とする。</p> <p>(6) 固体集積保管場Ⅲの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅲは、コンクリート造で、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び鋼板を角型容器とした廃棄物パッケージ（以下「角型鋼製廃棄物パッケージ」という。）を収容する建家の壁及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.1m とする。</p> <p>(7) 固体集積保管場Ⅳの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅳは、コンクリート造で、ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び角型鋼製廃棄物パッケージを収容する建家の壁及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.35m とする。</p> <p>(8) α 固体貯蔵施設の遮蔽</p> <p>α 固体貯蔵施設の保管体を収容する貯蔵設備は、躯体の上部を重コンクリート造で、貯蔵孔を閉鎖するためのプラグを重コンクリート製とし、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、その厚さは約 0.6～約 0.8m とする。</p> <p>(9) 廃液貯槽Ⅱの遮蔽</p> <p>廃液貯槽Ⅱは、コンクリート製で、建家壁の一部を兼ねるものとし、厚さは約 0.5～約 0.8m とする。</p> <p>(10) β・γ 貯蔵セルの遮蔽</p> <p>β・γ 貯蔵セルは、重コンクリート製で、厚さは約 0.9～約 1m とする。</p> <p>(11) 減容処理設備の遮蔽</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の搬出入室、前処理セル、焼却熔融セル、保守ホール、廃樹脂乾燥室及び廃棄物受払室は、主にコンクリート製で、その他必要に応じ鉄及び鉛ガラスを用いる。各部屋の主要な遮蔽壁厚さは、搬出入室が約 1.5m、前処理セル及び焼却熔融セルが約 1.5～約 1.6m、保守ホールが約 1.0～約 1.2m、廃樹脂乾燥室が約 0.7～約 0.9m、廃棄物受払室が約 0.6～約 0.9m とする。</p> <p>(12) 固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の遮蔽</p> <p>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液受入タンクを収容する廃液処理室(2)の遮蔽は、コンクリート製で、遮蔽壁厚さは、約 0.5～約 1.5m とする。</p> <p>なお、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ及び固体集積保管場Ⅳについては、廃棄物パッケージの保管方法によっても、放射線によ</p>	<p>及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.1m とする。</p> <p>(6) 固体集積保管場Ⅲの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅲは、コンクリート造で、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び鋼板を角型鋼製容器とした廃棄物パッケージ（以下「角型鋼製廃棄物パッケージ」という。）を収容する建家の壁及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.1m とする。</p> <p>(7) 固体集積保管場Ⅳの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅳは、コンクリート造で、ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び角型鋼製廃棄物パッケージを収容する建家の壁及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.35m とする。</p> <p>(8) α 固体貯蔵施設の遮蔽</p> <p>α 固体貯蔵施設の保管体を収容する貯蔵設備は、躯体の上部を重コンクリート造で、貯蔵孔を閉鎖するためのプラグを重コンクリート製とし、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、その厚さは約 0.6～約 0.8m とする。</p> <p>(9) 廃液貯槽Ⅱの遮蔽</p> <p>廃液貯槽Ⅱは、コンクリート製で、建家壁の一部を兼ねるものとし、厚さは約 0.5～約 0.8m とする。</p> <p>(10) β・γ 貯蔵セルの遮蔽</p> <p>β・γ 貯蔵セルは、重コンクリート製で、厚さは約 0.9～約 1m とする。</p> <p>(11) 減容処理設備の遮蔽</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の搬出入室、前処理セル、焼却熔融セル、保守ホール、廃樹脂乾燥室及び廃棄物受払室は、主にコンクリート製で、その他必要に応じ鉄及び鉛ガラスを用いる。各部屋の主要な遮蔽壁厚さは、搬出入室が約 1.5m、前処理セル及び焼却熔融セルが約 1.5～約 1.6m、保守ホールが約 1.0～約 1.2m、廃樹脂乾燥室が約 0.7～約 0.9m、廃棄物受払室が約 0.6～約 0.9m とする。</p> <p>(12) 固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の遮蔽</p> <p>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液受入タンクを収容する廃液処理室(2)の遮蔽は、コンクリート製で、遮蔽壁厚さは、約 0.5～約 1.5m とする。</p> <p>なお、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ及び固体集積保管場Ⅳについては、廃棄物パッケージの保管方法によっても、放射線によ</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>る周辺への影響を低減できるように考慮する。</p> <p>1.4 放射性物質等の閉じ込めに関する設計</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の放射性物質による汚染の可能性のある区域に対しては、排気設備を設ける設計とする。</p> <p>(2) 排気設備は、空気が、汚染の可能性のある区域からその外部へ流れ難い設計とする。</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の可能性のある区域は、汚染の種類及び程度に応じて、壁等により気密にするなど適切に区画し、内部の換気又は負圧維持を行い、区画の内部の空気がその外部に流れ難いように設計する。</p> <p>換気又は負圧に維持することによる閉じ込め機能を有する設備はセメント固化装置、<math>\beta \cdot \gamma</math>圧縮装置Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math>圧縮装置Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math>焼却装置、<math>\beta \cdot \gamma</math>封入設備、<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セル、<math>\alpha</math>封入設備、<math>\alpha</math>焼却装置、<math>\alpha</math>ホール設備、<math>\alpha</math>固体処理棟予備処理装置、分析フード、前処理セル、焼却熔融セル、保守ホール、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽とする。この内、<math>\alpha</math>封入設備、<math>\alpha</math>焼却装置、<math>\alpha</math>ホール設備、<math>\alpha</math>固体処理棟予備処理装置は、<math>\beta \cdot \gamma</math>核種を取り扱う設備より負圧を深くし、隣接する区域の空気はこの区域に流入するようにして、他の区域へ流れ難いように設計する。</p> <p>(4) 液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止、建家外への漏えい防止、敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は廃液蒸発装置Ⅰ、化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅱ、排水監視設備、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、処理済廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱである。それぞれ、ピットや堰、漏えい検出器を備える設計とする。</p> <p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計 ～ 1.6.4 荷重の組合せと許容限界 省略</p> <p>1.6.5 主要施設の耐震構造</p> <p>廃棄物管理施設の主要施設は、廃棄物管理設備本体及び放射性廃棄物の受入れ施設で構成する。それらの各施設は、耐震上の重要度に応じた耐震構造を有する設計とする。</p> <p>主要施設の建家、設備は、鋼材又は鉄筋コンクリートを主体とした堅牢な構造とし、それぞれの耐震クラスに応じた耐震性を有するものとする。</p> <p>また、主要な機器・配管系を直接又は間接に支持する構造物は、当該機器・配管系の耐震クラスに応じた支持機能を有するものとする。</p>	<p>る周辺への影響を低減できるように考慮する。</p> <p>1.4 放射性物質等の閉じ込めに関する設計</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の放射性物質による汚染の可能性のある区域に対しては、排気設備を設ける設計とする。</p> <p>(2) 排気設備は、空気が、汚染の可能性のある区域からその外部へ流れ難い設計とする。</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の可能性のある区域は、汚染の種類及び程度に応じて、壁等により気密にするなど適切に区画し、内部の換気又は負圧維持を行い、区画の内部の空気がその外部に流れ難いように設計する。</p> <p>換気又は負圧に維持することによる閉じ込め機能を有する設備はセメント固化装置、<math>\beta \cdot \gamma</math>圧縮装置Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math>圧縮装置Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math>焼却装置、<math>\beta \cdot \gamma</math>封入設備、<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セル、<math>\alpha</math>封入設備、<math>\alpha</math>焼却装置、<math>\alpha</math>ホール設備、<math>\alpha</math>固体処理棟予備処理装置、分析フード、前処理セル、焼却熔融セル、保守ホール、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽とする。この内、<math>\alpha</math>封入設備、<math>\alpha</math>焼却装置、<math>\alpha</math>ホール設備、<math>\alpha</math>固体処理棟予備処理装置は、<math>\beta \cdot \gamma</math>核種を取り扱う設備より負圧を深くし、隣接する区域の空気はこの区域に流入するようにして、他の区域へ流れ難いように設計する。</p> <p>(4) 液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止、建家外への漏えい防止、敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は廃液蒸発装置Ⅰ、化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅱ、排水監視設備、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、処理済廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、<u>有機溶媒貯槽</u>である。それぞれ、ピットや堰、漏えい検出器を備える設計とする。</p> <p><u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u></p> <p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計 ～ 1.6.4 荷重の組合せと許容限界 変更なし</p> <p>1.6.5 主要施設の耐震構造</p> <p>廃棄物管理施設の主要施設は、廃棄物管理設備本体及び放射性廃棄物の受入れ施設で構成する。それらの各施設は、耐震上の重要度に応じた耐震構造を有する設計とする。</p> <p>主要施設の建家、設備は、鋼材又は鉄筋コンクリートを主体とした堅牢な構造とし、それぞれの耐震クラスに応じた耐震性を有するものとする。</p> <p>また、主要な機器・配管系を直接又は間接に支持する構造物は、当該機器・配管系の耐震クラスに応じた支持機能を有するものとする。</p>	<p>受入れ施設の追加</p> <p>化学処理装置の使用の停止</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>建家、設備及び機器は、それぞれの規模、重量及び耐震設計上の重要度を考慮して、以下のような設置方法及び設置地盤の選定を行う。</p> <p>a) 建家、設備の基礎（装置基礎を含む）を直接基礎とする場合の許容支持力度を、見和層上部層の上位の砂層及び下位の砂層について、平板載荷試験結果に基づいて算定すると、根入れ深さによる効果を見視したとしても、それぞれ <math>127.4\text{kN/m}^2</math> 及び <math>343.2\text{kN/m}^2</math> を超えている。また、見和層上部層のシルト層における許容支持力度について、室内土質試験の結果に基づいて算定すると、基礎底面の最小幅による効果及び基礎の根入れ深さによる効果を見視したとしても、三軸圧縮試験結果から、<math>127.4\text{kN/m}^2</math> を超えている。</p> <p>b) 建家、設備の基礎を杭基礎とする場合は、見和層上部層の下位の砂層におけるN値がほとんどの位置において標準貫入試験の上限値である 50 以上に達していることから、この層に支持させることにより、十分な支持力を得ることができる。</p> <p>これらに基づき、建家、設備の基礎計画に当たっては、当該建家、設備の構造、常時接地圧、耐震設計上の重要度分類を考慮して支持地盤及び基礎形式の選定を行うこととする。特に耐震設計上の重要度分類Bクラスの建家、設備については見和層の上部層を支持地盤とし、基礎を直接基礎とする場合は、常時接地圧が <math>127.4\text{kN/m}^2</math> を超えるものは見和層上部層の下位の砂層に支持させ、また、基礎を杭基礎とする場合は、N値が 50 以上の層に支持させることとする。</p> <p>また、建家、設備の常時接地圧は、平板載荷試験結果に基づく許容支持力度の推定結果に裕度を見込み、最大でも <math>245.1\text{kN/m}^2</math> を超えないように設計する。</p> <p>なお、耐震設計上の重要度分類Bクラスの施設又は設備の入っている施設は廃液処理棟、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳ、<math>\alpha</math> 固体処理棟、<u>廃液貯留施設Ⅰ</u>、廃液貯留施設Ⅱ、<math>\alpha</math> 固体貯蔵施設、固体廃棄物減容処理施設である。</p> <p>1.7 外部からの衝撃に対する設計</p> <p>1.7.1 想定される自然現象（地震及び津波を除く）に対する設計</p> <p>廃棄物管理施設において想定される自然現象として、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り及び火山の影響、生物学的事象又は森林火災等のうち、</p> <p>(1)地滑り、山崩れ、陥没については、敷地の調査結果から、想定する必要はない。また、積雪や凍結についても敷地付近の気候の調査結果から、考慮する必要はない。</p> <p>(2)台風、洪水、落雷については、廃棄物管理施設の安全性を損なうことのない</p>	<p>建家、設備及び機器は、それぞれの規模、重量及び耐震設計上の重要度を考慮して、以下のような設置方法及び設置地盤の選定を行う。</p> <p>a) 建家、設備の基礎（装置基礎を含む）を直接基礎とする場合の許容支持力度を、見和層上部層の上位の砂層及び下位の砂層について、平板載荷試験結果に基づいて算定すると、根入れ深さによる効果を見視したとしても、それぞれ <math>127.4\text{kN/m}^2</math> 及び <math>343.2\text{kN/m}^2</math> を超えている。また、見和層上部層のシルト層における許容支持力度について、室内土質試験の結果に基づいて算定すると、基礎底面の最小幅による効果及び基礎の根入れ深さによる効果を見視したとしても、三軸圧縮試験結果から、<math>127.4\text{kN/m}^2</math> を超えている。</p> <p>b) 建家、設備の基礎を杭基礎とする場合は、見和層上部層の下位の砂層におけるN値がほとんどの位置において標準貫入試験の上限値である 50 以上に達していることから、この層に支持させることにより、十分な支持力を得ることができる。</p> <p>これらに基づき、建家、設備の基礎計画に当たっては、当該建家、設備の構造、常時接地圧、耐震設計上の重要度分類を考慮して支持地盤及び基礎形式の選定を行うこととする。特に耐震設計上の重要度分類Bクラスの建家、設備については見和層の上部層を支持地盤とし、基礎を直接基礎とする場合は、常時接地圧が <math>127.4\text{kN/m}^2</math> を超えるものは見和層上部層の下位の砂層に支持させ、また、基礎を杭基礎とする場合は、N値が 50 以上の層に支持させることとする。</p> <p>また、建家、設備の常時接地圧は、平板載荷試験結果に基づく許容支持力度の推定結果に裕度を見込み、最大でも <math>245.1\text{kN/m}^2</math> を超えないように設計する。</p> <p>なお、耐震設計上の重要度分類Bクラスの施設又は設備の入っている施設は廃液処理棟、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳ、<math>\alpha</math> 固体処理棟、廃液貯留施設Ⅱ、<math>\alpha</math> 固体貯蔵施設、固体廃棄物減容処理施設である。</p> <p>1.7 外部からの衝撃に対する設計</p> <p>1.7.1 想定される自然現象（地震及び津波を除く）に対する設計</p> <p>廃棄物管理施設において想定される自然現象として、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り及び火山の影響、生物学的事象又は森林火災等のうち、</p> <p>(1)地滑り、山崩れ、陥没については、敷地の調査結果から、想定する必要はない。また、積雪や凍結についても敷地付近の気候の調査結果から、考慮する必要はない。</p> <p>(2)台風、洪水、落雷については、廃棄物管理施設の安全性を損なうことのない</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>ように適切な管理を行うので、施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3)敷地及びその周辺における影響が最も大きい竜巻として、1979年5月27日に旭村（現 銚田市）で発生し大洗町で消滅した藤田スケールF1～F2の竜巻があることから、評価に用いた最大風速はF2の最大である69m/sとした。</p> <p>全ての施設を対象に影響を評価した結果、事前の廃棄物の退避が困難な廃棄物の処理又は保管を行う施設の主要な安全機能である遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する設備等は、飛来物となり得る設備の固縛や評価対象設備への飛来物の衝突を防ぐ設備の設置により、構造健全性が維持されるように措置を講じる。</p> <p>消火設備のうち遠隔操作により消火を行うガス消火設備（自動消火設備を含む）については、屋外に敷設している配管の損傷を防止するための対策を講じる。</p> <p>その他の安全機能については、地震後の施設の点検と同様、竜巻襲来後には施設を点検することや、一部については、構造健全性が維持される代替設備・機器（通信連絡設備においては無線連絡設備、放射線管理設備についてはサーベイメータ、消火設備については消火器や消火栓設備）により、人員が現場に駆けつけて対応できることを含め、機能を有する設備の構造健全性が維持されるように措置を講じる。</p> <p><u>また、代替設備・機器により、人員が駆けつけて対応する施設については、施設の損傷にあっても公衆被曝のリスクが小さいこと（0.5μSv未満）から、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参考に、年超過確率を10<sup>-4</sup>として最大風速を評価（35m/s）し、F1クラスの最大風速である49m/sにおいて、施設の構造健全性を維持し、機能を維持する設計とする。</u></p> <p>(4)火山影響については、廃棄物管理施設に近い火山からの降下火砕物の影響を考慮しても施設の健全性は維持され、安全機能が損なわれることはない。</p> <p>なお、事業者の自主保安として、降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材を備えるとともに、火山活動を確認し降下火砕物が飛来した場合は、廃棄物の処理を中止し、給排気設備の運転を停止する措置を講じる。</p> <p>(5)森林火災については、廃棄物管理施設の周囲には、防火帯相当のエリアを確保しており、森林火災が発生した場合でも施設の安全機能が損なわれるおそれはない。なお、生物学的影響は、他の事象等の評価に包絡される。</p> <p>1.7.2 人為による現象（故意によるものを除く）に対する設計 ～ 1.10.1 構造設計等 省略</p> <p>1.10.2 品質保証 <u>「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管</u></p>	<p>ように適切な管理を行うので、施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3)敷地及びその周辺における影響が最も大きい竜巻として、1979年5月27日に旭村（現 銚田市）で発生し大洗町で消滅した藤田スケールF1～F2の竜巻があることから、評価に用いた最大風速はF2の最大である69m/sとした。</p> <p>全ての施設を対象に影響を評価した結果、事前の廃棄物の退避が困難な廃棄物の処理又は保管を行う施設の主要な安全機能である遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する設備等は、飛来物となり得る設備の固縛や評価対象設備への飛来物の衝突を防ぐ設備の設置により、構造健全性が維持されるように措置を講じる。</p> <p>消火設備のうち遠隔操作により消火を行うガス消火設備（自動消火設備を含む）については、屋外に敷設している配管の損傷を防止するための対策を講じる。</p> <p>その他の安全機能については、地震後の施設の点検と同様、竜巻襲来後には施設を点検することや、一部については、構造健全性が維持される代替設備・機器（通信連絡設備においては無線連絡設備、放射線管理設備についてはサーベイメータ、消火設備については消火器や消火栓設備）により、人員が現場に駆けつけて対応できることを含め、機能を有する設備の構造健全性が維持されるように措置を講じる。</p> <p>(4)火山影響については、廃棄物管理施設に近い火山からの降下火砕物の影響を考慮しても施設の健全性は維持され、安全機能が損なわれることはない。</p> <p>なお、事業者の自主保安として、降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材を備えるとともに、火山活動を確認し降下火砕物が飛来した場合は、廃棄物の処理を中止し、給排気設備の運転を停止する措置を講じる。</p> <p>(5)森林火災については、廃棄物管理施設の周囲には、防火帯相当のエリアを確保しており、森林火災が発生した場合でも施設の安全機能が損なわれるおそれはない。なお、生物学的影響は、他の事象等の評価に包絡される。</p> <p>1.7.2 人為による現象（故意によるものを除く）に対する設計 ～ 1.10.1 構造設計等 変更なし</p> <p>1.10.2 品質<u>マネジメント</u> <u>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関す</u></p>	<p>外部事象に対する設計方針の変更</p> <p>記載の適正化 法令改正に伴う見</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p><u>理の方法及びその検査のための組織の技術基準に係る規則</u>」に基づくとともに、設計、製作、建設、試験及び検査の各段階において、以下の方針で適切な品質<u>保証</u>活動を実施する。</p> <p>(1) 品質<u>保証</u>活動に参画する組織、業務分担及び責任を明確にし、確実に品質<u>保証</u>活動を遂行する。</p> <p>(2) 施設の設計者及び製作者の分担する品質<u>保証</u>活動が正しく遂行されることを確認するため、これに関する設計者及び製作者の体制、要領及び能力を事前に確認するとともに、実施状況についても必要に応じて検査等により確認する。 また、施設の設計者及び製作者の外注品についても、上記と同様の確認を行う。</p> <p>(3) 仕様決定、設計、製作、建設、試験及び検査の各段階では、これらに適用する法令、規格及び基準の要求並びに廃棄物管理施設の機能及び安全に係る基本的設計条件を満足することを資料検討、検査、工程管理等により確認の上、承認する。</p> <p>(4) 検査及び承認を必要とする項目については、事前に施設の設計者及び製作者と協議・決定し、確実に実施されることを確認する。</p> <p>(5) 文書、図面、仕様書、図書、資料、品質管理記録等については、処理手順及び管理方法を明確にし、確実に保管する。</p> <p>1.10.3 準拠規格及び基準 廃棄物管理施設の設計、製作、建設、試験及び検査は、以下に示す法令、審査指針、規格、基準等による。</p> <p>(1) 法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 原子力基本法</li> <li>b. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</li> <li>c. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</li> <li>d. 労働安全衛生法</li> <li>e. 労働基準法</li> <li>f. 高圧ガス保安法</li> <li>g. 消防法</li> <li>h. 電気事業法</li> <li>i. 建築基準法</li> <li>j. その他</li> </ul> <p>(2) 審査指針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方</li> <li>b. 発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針</li> <li>c. 核燃料施設安全審査基本指針</li> </ul>	<p><u>る規則</u>」に基づくとともに、設計、製作、建設、試験及び検査の各段階において、以下の方針で適切な品質<u>マネジメント</u>活動を実施する。</p> <p>(1) 品質<u>マネジメント</u>活動に参画する組織、業務分担及び責任を明確にし、確実に品質<u>マネジメント</u>活動を遂行する。</p> <p>(2) 施設の設計者及び製作者の分担する品質<u>マネジメント</u>活動が正しく遂行されることを確認するため、これに関する設計者及び製作者の体制、要領及び能力を事前に確認するとともに、実施状況についても必要に応じて検査等により確認する。 また、施設の設計者及び製作者の外注品についても、上記と同様の確認を行う。</p> <p>(3) 仕様決定、設計、製作、建設、試験及び検査の各段階では、これらに適用する法令、規格及び基準の要求並びに廃棄物管理施設の機能及び安全に係る基本的設計条件を満足することを資料検討、検査、工程管理等により確認の上、承認する。</p> <p>(4) 検査及び承認を必要とする項目については、事前に施設の設計者及び製作者と協議・決定し、確実に実施されることを確認する。</p> <p>(5) 文書、図面、仕様書、図書、資料、品質管理記録等については、処理手順及び管理方法を明確にし、確実に保管する。</p> <p>1.10.3 準拠規格及び基準 廃棄物管理施設の設計、製作、建設、試験及び検査は、以下に示す法令、審査指針、規格、基準等による。</p> <p>(1) 法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 原子力基本法</li> <li>b. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</li> <li>c. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</li> <li>d. 労働安全衛生法</li> <li>e. 労働基準法</li> <li>f. 高圧ガス保安法</li> <li>g. 消防法</li> <li>h. 電気事業法</li> <li>i. 建築基準法</li> <li>j. その他</li> </ul> <p>(2) 審査指針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方</li> <li>b. 発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針</li> <li>c. 核燃料施設安全審査基本指針</li> </ul>	<p>直し 記載の適正化 (以下、同じ。)</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>d. 放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方</p> <p>e. その他関連安全審査指針等</p> <p>(3) 規格、基準等</p> <p>a. 日本工業規格 (JIS)</p> <p>b. 日本建築学会各種構造設計及び計算規準(AIJ)</p> <p>c. 日本電機工業会標準規格(JEM)</p> <p>d. その他</p> <p>2. 廃棄物管理を行う放射性廃棄物</p> <p>2.1 概要 省略</p> <p>2.2 廃棄物管理を行う放射性廃棄物の分類</p> <p>2.2.1 受け入れる放射性廃棄物の区分</p> <p>廃棄物管理を行う放射性廃棄物は、それぞれ最も適切と思われる方法で処理し、管理するために、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量、容器表面の線量率によって以下のように区分して受け入れる。</p> <p>(1) 液体廃棄物 (最大放射能濃度)</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質*1  <math>3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>トリチウム  <math>3.7 \times 10^5 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>アルファ線を放出する放射性物質*2  <math>1 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>注) *1: アルファ線を放出しない放射性物質とは、*2に示すもの以外のものをいう。          *2: アルファ線を放出する放射性物質とは、超ウラン元素であってアルファ線を放出する核種をいう。</p> <p>以下、アルファ線を放出する放射性物質を「α放射性物質」、それ以外の放射性物質を「β・γ放射性物質」という。</p> <p>a. 液体廃棄物 A (区分上限値)</p> <p>トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度  <math>3.7 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満</p> <p>(ただし、主な放射性物質が短半減期であって、100 時間以内に当該濃度未満になることが明らかなものを含む。)</p> <p>トリチウムの濃度  <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満</p> <p>b. 液体廃棄物 B (区分上限値)</p>	<p>d. 放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方</p> <p>e. その他関連安全審査指針等</p> <p>(3) 規格、基準等</p> <p>a. 日本産業規格 (JIS)</p> <p>b. 日本建築学会各種構造設計及び計算規準(AIJ)</p> <p>c. 日本電機工業会標準規格(JEM)</p> <p>d. その他</p> <p>2. 廃棄物管理を行う放射性廃棄物</p> <p>2.1 概要 変更なし</p> <p>2.2 廃棄物管理を行う放射性廃棄物の分類</p> <p>2.2.1 受け入れる放射性廃棄物の区分</p> <p>廃棄物管理を行う放射性廃棄物は、それぞれ最も適切と思われる方法で処理し、管理するために、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量、容器表面の線量率によって以下のように区分して受け入れる。</p> <p>(1) 液体廃棄物 (最大放射能濃度)</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質*1  <math>3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>トリチウム  <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>アルファ線を放出する放射性物質*2  <math>1 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>注) *1: アルファ線を放出しない放射性物質とは、*2に示すもの以外のものをいう。          *2: アルファ線を放出する放射性物質とは、超ウラン元素であってアルファ線を放出する核種をいう。</p> <p>以下、アルファ線を放出する放射性物質を「α放射性物質」、それ以外の放射性物質を「β・γ放射性物質」という。</p> <p>a. 液体廃棄物 A (区分上限値)</p> <p>トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度  <math>3.7 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満</p> <p>(ただし、主な放射性物質が短半減期であって、100 時間以内に当該濃度未満になることが明らかなものを含む。)</p> <p>トリチウムの濃度  <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満</p> <p>b. 液体廃棄物 B (区分上限値)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>液体廃棄物 C の削除に伴う見直し</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度  ; 3.7×10<sup>4</sup> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p>トリチウムの濃度  ; 3.7×10<sup>3</sup> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p><u>c. 液体廃棄物C</u>  <u>(区分上限値)</u>  <u>トリチウムの濃度</u> ; 3.7×10<sup>5</sup> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p>d. 放出前廃液  (区分上限値)  トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度  ; 3.7×10<sup>-1</sup>Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p>トリチウムの濃度  ; 3.7×10<sup>3</sup> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p>(2) 固体廃棄物  (最大放射能濃度)  β・γ放射性物質 ; 3.7×10<sup>13</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>  α放射性物質 ; 3.7×10<sup>12</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>  ただし、プルトニウム 1g/容器*<sup>3</sup>、核分裂性物質 4g/容器*<sup>3</sup></p> <p>注) *3: 容器の基準容積; 20リットル (以下本項において同じ。)</p> <p>a. β・γ固体廃棄物A  (区分上限値)  容器表面の線量率 ; 2 mSv/h未満</p> <p>b. β・γ固体廃棄物B  (区分上限値)  β・γ放射性物質の濃度 ; 3.7×10<sup>13</sup> Bq/容器*<sup>3</sup></p> <p>c. α固体廃棄物A  (区分上限値)  容器表面の線量率 ; 500 μSv/h未満  α放射性物質の濃度 ; 3.7×10<sup>7</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>未満</p> <p>d. α固体廃棄物B  (区分上限値)  β・γ放射性物質の濃度 ; 3.7×10<sup>13</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>  α放射性物質の濃度 ; 3.7×10<sup>12</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>  ただし、プルトニウム 1g/容器*<sup>3</sup>、核分裂性物質 4g/容器*<sup>3</sup>  α放射性物質の濃度が 3.7×10<sup>4</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>未満の固体廃棄物は、β・γ固体  廃棄物A又はβ・γ固体廃棄物Bの基準を適用する。</p> <p>2.2.2 処理後の放射性廃棄物の区分 省略</p>	<p>トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度  ; 3.7×10<sup>4</sup> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p>トリチウムの濃度  ; 3.7×10<sup>3</sup> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>c. 放出前廃液  (区分上限値)  トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度  ; 3.7×10<sup>-1</sup>Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p>トリチウムの濃度  ; 3.7×10<sup>3</sup> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p>(2) 固体廃棄物  (最大放射能濃度)  β・γ放射性物質 ; 3.7×10<sup>13</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>  α放射性物質 ; 3.7×10<sup>12</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>  ただし、プルトニウム 1g/容器*<sup>3</sup>、核分裂性物質 4g/容器*<sup>3</sup></p> <p>注) *3: 容器の基準容積; 20リットル (以下本項において同じ。)</p> <p>a. β・γ固体廃棄物A  (区分上限値)  容器表面の線量率 ; 2 mSv/h未満</p> <p>b. β・γ固体廃棄物B  (区分上限値)  β・γ放射性物質の濃度 ; 3.7×10<sup>13</sup> Bq/容器*<sup>3</sup></p> <p>c. α固体廃棄物A  (区分上限値)  容器表面の線量率 ; 500 μSv/h未満  α放射性物質の濃度 ; 3.7×10<sup>7</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>未満</p> <p>d. α固体廃棄物B  (区分上限値)  β・γ放射性物質の濃度 ; 3.7×10<sup>13</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>  α放射性物質の濃度 ; 3.7×10<sup>12</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>  ただし、プルトニウム 1g/容器*<sup>3</sup>、核分裂性物質 4g/容器*<sup>3</sup>  α放射性物質の濃度が 3.7×10<sup>4</sup> Bq/容器*<sup>3</sup>未満の固体廃棄物は、β・γ固体  廃棄物A又はβ・γ固体廃棄物Bの基準を適用する。</p> <p>2.2.2 処理後の放射性廃棄物の区分 変更なし</p>	<p>液体廃棄物Cの削  除</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>2.3 放射性廃棄物の受入れ形態</p> <p>(1) 液体廃棄物</p> <p>液体廃棄物は、以下の形態により受け入れる。なお、液体廃棄物 A 及び液体廃棄物 B のうち有機性のものについては、容器に密閉したものの少量を <u>有機廃液一時格納庫</u> に受け入れる。</p> <p>液体廃棄物の配管による受入れ系統図を第 2.3.1 図に示す。</p> <p>a. 放出前廃液 配管等により廃液貯槽 I に受け入れる。</p> <p>b. 液体廃棄物 A 配管等により廃液貯槽 I に受け入れる。</p> <p>c. 液体廃棄物 B タンクローリ等により廃液貯槽 II に受け入れる。</p> <p><u>d. 液体廃棄物 C 容器に封入された液体廃棄物 C を廃液貯槽 II に受け入れる。</u></p> <p>(2) 固体廃棄物</p> <p>固体廃棄物は、以下の形態により受け入れる。</p> <p>a. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A ポリエチレン袋等で梱包後容積約 20 リットルの容器に収納し、さらに、ポリエチレン袋等で梱包したもの、プラスチックシートで梱包したものなどを <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I 又は <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 II に受け入れる。また、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできる廃樹脂は、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>b. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 B 主に金属製容器に収納したものを、閉じ込めの能力及び遮蔽能力を有する運搬容器を使用して <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 IV の <math>\beta \cdot \gamma</math> 貯蔵セルに受け入れる。また、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 B のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできる廃樹脂は、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>c. <math>\alpha</math> 固体廃棄物 A プラスチックシートで溶封の上、容積約 20 リットルの容器に収納し、さらに、ポリエチレン袋等で梱包したもの、プラスチックシートで溶封後ダンボール箱又は金属製容器に収納したものなどを <math>\alpha</math> 一時格納庫に受け入れる。また、<math>\alpha</math> 固体廃棄物 A のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできるチャコールフィルタは、プラスチックシートで溶封後ダンボール箱に収納し、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>d. <math>\alpha</math> 固体廃棄物 B 金属容器に収納しプラスチックシートで溶封後、さらに、緩衝材を内面に張</p>	<p>2.3 放射性廃棄物の受入れ形態</p> <p>(1) 液体廃棄物</p> <p>液体廃棄物は、以下の形態により受け入れる。なお、液体廃棄物 A 及び液体廃棄物 B のうち有機性のものについては、容器に密閉したものの少量を <u>有機廃液一時格納庫又は有機溶媒貯槽</u> に受け入れる。</p> <p><u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p>液体廃棄物の配管による受入れ系統図を第 2.3.1 図に示す。</p> <p>a. 放出前廃液 配管等により廃液貯槽 I に受け入れる。</p> <p>b. 液体廃棄物 A 配管等により廃液貯槽 I に受け入れる。</p> <p>c. 液体廃棄物 B タンクローリ等により廃液貯槽 II に受け入れる。</p> <p>(2) 固体廃棄物</p> <p>固体廃棄物は、以下の形態により受け入れる。</p> <p>a. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A ポリエチレン袋等で梱包後容積約 20 リットルの容器に収納し、さらに、ポリエチレン袋等で梱包したもの、プラスチックシートで梱包したものなどを <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I 又は <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 II に受け入れる。また、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできる廃樹脂は、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>b. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 B 主に金属製容器に収納したものを、閉じ込めの能力及び遮蔽能力を有する運搬容器を使用して <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 IV の <math>\beta \cdot \gamma</math> 貯蔵セルに受け入れる。また、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 B のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできる廃樹脂は、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>c. <math>\alpha</math> 固体廃棄物 A プラスチックシートで溶封の上、容積約 20 リットルの容器に収納し、さらに、ポリエチレン袋等で梱包したもの、プラスチックシートで溶封後ダンボール箱又は金属製容器に収納したものなどを <math>\alpha</math> 一時格納庫に受け入れる。また、<math>\alpha</math> 固体廃棄物 A のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできるチャコールフィルタは、プラスチックシートで溶封後ダンボール箱に収納し、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>d. <math>\alpha</math> 固体廃棄物 B 金属容器に収納しプラスチックシートで溶封後、さらに、緩衝材を内面に張</p>	<p>受入れ施設の追加</p> <p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p> <p>液体廃棄物 C の削除</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>付けた金属製容器に封入したものを、遮蔽能力を有する運搬容器を使用して<math>\alpha</math>固体処理棟の封入セル又は固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>2.4 放射性廃棄物の移動形態</p> <p>(1) 処理工程における移動</p> <p>a. 液体廃棄物</p> <p>放出前廃液、液体廃棄物A及び液体廃棄物Bは、主に漏えい拡大防止を考慮した配管又は廃液移送容器により移送する。また、有機性の液体廃棄物A及び液体廃棄物B <u>並びに液体廃棄物C</u>は、容器に密閉して運搬する。</p> <p>b. 固体廃棄物</p> <p>容器等に封入された<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物A及び<math>\alpha</math>固体廃棄物Aは、その状態で運搬する。</p> <p>容器に収納された<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物Bは、閉じ込めの能力及び遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p> <p>なお、<math>\alpha</math>固体廃棄物Bは、直接処理施設に受け入れ、<math>\alpha</math>固体処理棟においては閉じ込めの能力を有する容器に封入された上で保管体とするので、処理工程における移動はない。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の処理工程における放射性物質の移動は、必要に応じ閉じ込めの機能及び十分な遮蔽能力を有する運搬容器を使用する。</p> <p>(2) 廃棄体の管理施設への移動</p> <p>廃棄体には、廃棄物パッケージと保管体があり、ともに閉じ込めの能力を有する。これらのうち、容器表面の線量率が<math>500 \mu\text{Sv/h}</math>以上の保管体は、遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p> <p>(3) 保管体の固体廃棄物減容処理施設への移動</p> <p><math>\alpha</math>固体貯蔵施設から取り出した保管体は、遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p> <p>2.5 放射性廃棄物の管理形態</p> <p>放射性廃棄物は、容器に封入又は固型化し廃棄体として、最終処分が行われるまでの間、管理施設において管理する。管理を行う廃棄体は、放射性物質が容易に飛散し漏えいすることのない十分な強度を有するものである。廃棄体には、以下に示す廃棄物パッケージと保管体の2種類がある。</p> <p>(1) 廃棄物パッケージ</p> <p>放射性廃棄物は、<math>\alpha</math>固体廃棄物Bを除き、処理の後、コンクリートブロック又はドラム缶若しくは角型容器を容器として固型化し、又は封入して、ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ、角型鋼製廃棄物パッケージとする。</p>	<p>付けた金属製容器に封入したものを、遮蔽能力を有する運搬容器を使用して<math>\alpha</math>固体処理棟の封入セル又は固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>2.4 放射性廃棄物の移動形態</p> <p>(1) 処理工程における移動</p> <p>a. 液体廃棄物</p> <p>放出前廃液、液体廃棄物A及び液体廃棄物Bは、主に漏えい拡大防止を考慮した配管又は廃液移送容器により移送する。また、有機性の液体廃棄物A及び液体廃棄物Bは、容器に密閉して運搬する。</p> <p>b. 固体廃棄物</p> <p>容器等に封入された<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物A及び<math>\alpha</math>固体廃棄物Aは、その状態で運搬する。</p> <p>容器に収納された<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物Bは、閉じ込めの能力及び遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p> <p>なお、<math>\alpha</math>固体廃棄物Bは、直接処理施設に受け入れ、<math>\alpha</math>固体処理棟においては閉じ込めの能力を有する容器に封入された上で保管体とするので、処理工程における移動はない。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の処理工程における放射性物質の移動は、必要に応じ閉じ込めの機能及び十分な遮蔽能力を有する運搬容器を使用する。</p> <p>(2) 廃棄体の管理施設への移動</p> <p>廃棄体には、廃棄物パッケージと保管体があり、ともに閉じ込めの能力を有する。これらのうち、容器表面の線量率が<math>500 \mu\text{Sv/h}</math>以上の保管体は、遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p> <p>(3) 保管体の固体廃棄物減容処理施設への移動</p> <p><math>\alpha</math>固体貯蔵施設から取り出した保管体は、遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p> <p>2.5 放射性廃棄物の管理形態</p> <p>放射性廃棄物は、容器に封入又は固型化し廃棄体として、最終処分が行われるまでの間、管理施設において管理する。管理を行う廃棄体は、放射性物質が容易に飛散し漏えいすることのない十分な強度を有するものである。廃棄体には、以下に示す廃棄物パッケージと保管体の2種類がある。</p> <p>(1) 廃棄物パッケージ</p> <p>放射性廃棄物は、<math>\alpha</math>固体廃棄物Bを除き、処理の後、コンクリートブロック又はドラム缶若しくは角型 <u>鋼製</u> 容器を容器として固型化し、又は封入して、ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ、角型鋼製廃棄物パッケージとする。</p>	<p>液体廃棄物Cの削除</p> <p>記載の適正化</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>コンクリートブロックは鉄筋コンクリート製で、直径約 1.3m、高さ約 1.4m のものと、直径約 1.1m、高さ約 1.2m のものがある。また、ドラム缶は、200 リットルドラム缶と 200 リットルドラム缶に厚さ約 2～5cm 程度の鉄筋コンクリート等のライニングを施したのものがある。角型容器は鋼製で、幅約 1.2m、長さ約 1.3m、高さ約 1.1m の容器である。</p> <p>これらには、封入する放射性廃棄物の線量率に応じて、遮蔽効果を高めるための補助容器を使用することができるようにする。</p> <p>廃棄物パッケージはそれ自体で放射性物質の閉じ込めの能力を有するものとする。また、廃棄物パッケージは通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする<sup>(1)(2)(3)</sup>。</p> <p>廃棄物パッケージの取扱いは、落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットによって行うとともに、使用するクレーン、フォークリフト及びエレベータの荷役荷重は、廃棄物パッケージの重量に対して十分な余裕を有するものとする。これら荷役設備については、健全な状態を維持するために定期的に点検を行う。</p> <p>(2) 保管体</p> <p>α 固体廃棄物 B は、受け入れた後、ステンレス鋼製容器に封入し、保管体とする。</p> <p>保管体は、それ自体で放射性物質の閉じ込めの能力を有する構造とする。</p> <p>保管体には、内容物の性状、形状等により L 型（直径約 0.5m、高さ約 0.8m）、S 型（直径約 0.4m、高さ約 0.5m）、G 型（直径約 0.3m、高さ約 0.45m）の 3 種類があり、いずれも密封性を有するとともに、保管体は通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする<sup>(4)</sup>。また、保管体の取扱いは、落下防止を考慮した専用の昇降装置及び吊り具によって行う。</p> <p>2.6 参考文献</p> <p>(1) 「保健物理と安全管理」 （JAERI-M 5370 1973 年 9 月）</p> <p>(2) 「廃棄物パッケージの落下時における安全性実証試験」 （昭和 54 年 3 月 電力中央研究所）</p> <p>(3) 「廃棄物パッケージの落下時における安全性実証試験」 （昭和 55 年 3 月 電力中央研究所）</p> <p>(4) 「保健物理 ー管理と研究ーNo.24」 （JAERI-M 82-112 1982 年 10 月）</p> <p>3. 建 家</p> <p>3.1 概 要</p> <p>廃棄物管理施設の主要な建家には、以下の処理施設を収容する建家、管理施設を</p>	<p>コンクリートブロックは鉄筋コンクリート製で、直径約 1.3m、高さ約 1.4m のものと、直径約 1.1m、高さ約 1.2m のものがある。また、ドラム缶は、200 リットルドラム缶と 200 リットルドラム缶に厚さ約 2～5cm 程度の鉄筋コンクリート等のライニングを施したのものがある。角型鋼製容器は鋼製で、幅約 1.2m、長さ約 1.3m、高さ約 1.1m の容器である。</p> <p>これらには、封入する放射性廃棄物の線量率に応じて、遮蔽効果を高めるための補助容器を使用することができるようにする。</p> <p>廃棄物パッケージはそれ自体で放射性物質の閉じ込めの能力を有するものとする。また、廃棄物パッケージは通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする<sup>(1)(2)(3)</sup>。</p> <p>廃棄物パッケージの取扱いは、落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットによって行うとともに、使用するクレーン、フォークリフト及びエレベータの荷役荷重は、廃棄物パッケージの重量に対して十分な余裕を有するものとする。これら荷役設備については、健全な状態を維持するために定期的に点検を行う。</p> <p>(2) 保管体</p> <p>α 固体廃棄物 B は、受け入れた後、ステンレス鋼製容器に封入し、保管体とする。</p> <p>保管体は、それ自体で放射性物質の閉じ込めの能力を有する構造とする。</p> <p>保管体には、内容物の性状、形状等により L 型（直径約 0.5m、高さ約 0.8m）、S 型（直径約 0.4m、高さ約 0.5m）、G 型（直径約 0.3m、高さ約 0.45m）の 3 種類があり、いずれも密封性を有するとともに、保管体は通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする<sup>(4)</sup>。また、保管体の取扱いは、落下防止を考慮した専用の昇降装置及び吊り具によって行う。</p> <p>2.6 参考文献</p> <p>(1) 「保健物理と安全管理」 （JAERI-M 5370 1973 年 9 月）</p> <p>(2) 「廃棄物パッケージの落下時における安全性実証試験」 （昭和 54 年 3 月 電力中央研究所）</p> <p>(3) 「廃棄物パッケージの落下時における安全性実証試験」 （昭和 55 年 3 月 電力中央研究所）</p> <p>(4) 「保健物理 ー管理と研究ーNo.24」 （JAERI-M 82-112 1982 年 10 月）</p> <p>3. 建 家</p> <p>3.1 概 要</p> <p>廃棄物管理施設の主要な建家には、以下の処理施設を収容する建家、管理施設を</p>	<p>記載の適正化</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>収容する建家及び受入れ施設を収容する建家がある。</p> <p>(1) 処理施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃液処理棟</li> <li>b. 排水監視施設</li> <li>c. β・γ 固体処理棟 I</li> <li>d. β・γ 固体処理棟 II</li> <li>e. β・γ 固体処理棟 III</li> <li>f. β・γ 固体処理棟 IV</li> <li>g. α 固体処理棟</li> <li>h. 管理機械棟</li> <li>i. 固体廃棄物減容処理施設</li> </ul> <p>(2) 管理施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 固体集積保管場 I</li> <li>b. 固体集積保管場 II</li> <li>c. 固体集積保管場 III</li> <li>d. 固体集積保管場 IV</li> <li>e. α 固体貯蔵施設</li> </ul> <p>(3) 受入れ施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃液貯留施設 I</li> <li>b. 廃液貯留施設 II</li> <li>c. 有機廃液一時格納庫</li>   <li>d. β・γ 一時格納庫 I</li> <li>e. α 一時格納庫</li> </ul> <p>管理機械棟には、固体廃棄物減容処理施設を除く計測制御系統施設の集中監視設備及び放射線管理施設の放射線モニタ盤も収容する。</p> <p>建家は、敷地の北部を標高約 24～35m の階段状に整地した台地に設置する。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設には、計測制御系統施設の集中監視設備及び放射線管理施設の放射線監視盤も収容する。</p> <p>建家は、敷地の東部の標高約 40m の場所を平坦に整地造成した台地に設置する。これら建家の配置図を第 3.1.1 図に示す。</p> <p>3.2 設計方針 省略</p> <p>3.3 主要な建家</p> <p>主要な建家には、運転及び保守に適するように操作場所、点検通路、メンテナンスエリア等を考慮して機器を配置するとともに、建築基準法及び消防法に基づき、</p>	<p>収容する建家及び受入れ施設を収容する建家がある。</p> <p>(1) 処理施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃液処理棟</li> <li>b. 排水監視施設</li> <li>c. β・γ 固体処理棟 I</li> <li>d. β・γ 固体処理棟 II</li> <li>e. β・γ 固体処理棟 III</li> <li>f. β・γ 固体処理棟 IV</li> <li>g. α 固体処理棟</li> <li>h. 管理機械棟</li> <li>i. 固体廃棄物減容処理施設</li> </ul> <p>(2) 管理施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 固体集積保管場 I</li> <li>b. 固体集積保管場 II</li> <li>c. 固体集積保管場 III</li> <li>d. 固体集積保管場 IV</li> <li>e. α 固体貯蔵施設</li> </ul> <p>(3) 受入れ施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃液貯留施設 I</li> <li>b. 廃液貯留施設 II</li> <li>c. 有機廃液一時格納庫</li> <li><u>d. β・γ 固体処理棟 III</u></li> <li><u>e. β・γ 一時格納庫 I</u></li> <li><u>f. α 一時格納庫</u></li> </ul> <p><u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p>管理機械棟には、固体廃棄物減容処理施設を除く計測制御系統施設の集中監視設備及び放射線管理施設の放射線モニタ盤も収容する。</p> <p>建家は、敷地の北部を標高約 24～35m の階段状に整地した台地に設置する。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設には、計測制御系統施設の集中監視設備及び放射線管理施設の放射線監視盤も収容する。</p> <p>建家は、敷地の東部の標高約 40m の場所を平坦に整地造成した台地に設置する。これら建家の配置図を第 3.1.1 図に示す。</p> <p>3.2 設計方針 変更なし</p> <p>3.3 主要な建家</p> <p>主要な建家には、運転及び保守に適するように操作場所、点検通路、メンテナンスエリア等を考慮して機器を配置するとともに、建築基準法及び消防法に基づき、</p>	<p>受入れ施設の追加番号の繰下げ</p> <p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>電源内蔵型の非常灯、表示灯又は標識を備えた避難通路を設ける設計とする。主要な建家の概要及び機器配置図を第 3.3.1 図(1)から第 3.3.19 図(2)に、主要な建家に収容される主な施設及び設備を第 3.3.1 表(1)から第 3.3.1 表(4)に示す。</p> <p>また、主要な建家の構造を以下に示す。</p> <p>(1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟には、建家本体である廃液処理棟と廃棄物管理施設用廃液貯槽の建家がある。</p> <p>建家本体である廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階（一部 2 階）、建築面積約 660m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、計測制御系統施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の廃液処理棟排気設備を収容する。建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための傾斜、ピット又は堰を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設用廃液貯槽の建家の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 30m<sup>2</sup>である。建家内には、計測制御系統施設及び液体廃棄物の廃棄施設の廃棄物管理施設用廃液貯槽を収容する。建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、漏えいを防止するための堰を設ける設計とする。</p> <p>(2) 排水監視施設</p> <p>排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 190m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設を収容する。</p> <p>建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、建家外へ通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための堰を設ける設計とする。</p> <p>(3) β・γ 固体処理棟Ⅰ</p> <p>β・γ 固体処理棟Ⅰの主要構造は、鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階(一部半地下)、建築面積約 550m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設のβ・γ圧縮装置Ⅰ、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設のβ・γ固体処理棟Ⅰ排気設備を収容する。</p> <p>(4) β・γ 固体処理棟Ⅱ</p> <p>β・γ 固体処理棟Ⅱの主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階(一部地下 1 階)、建築面積約 400m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処</p>	<p>電源内蔵型の非常灯、表示灯又は標識を備えた避難通路を設ける設計とする。主要な建家の概要及び機器配置図を第 3.3.1 図(1)から第 3.3.19 図(2)に、主要な建家に収容される主な施設及び設備を第 3.3.1 表(1)から第 3.3.1 表(4)に示す。</p> <p>また、主要な建家の構造を以下に示す。</p> <p>(1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟には、建家本体である廃液処理棟と廃棄物管理施設用廃液貯槽の建家がある。</p> <p>建家本体である廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階（一部 2 階）、建築面積約 660m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、計測制御系統施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の廃液処理棟排気設備を収容する。建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための傾斜、ピット又は堰を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p><u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u></p> <p>廃棄物管理施設用廃液貯槽の建家の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 30m<sup>2</sup>である。建家内には、計測制御系統施設及び液体廃棄物の廃棄施設の廃棄物管理施設用廃液貯槽を収容する。建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、漏えいを防止するための堰を設ける設計とする。</p> <p>(2) 排水監視施設</p> <p>排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 190m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設を収容する。</p> <p>建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、建家外へ通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための堰を設ける設計とする。</p> <p>(3) β・γ 固体処理棟Ⅰ</p> <p>β・γ 固体処理棟Ⅰの主要構造は、鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階(一部半地下)、建築面積約 550m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設のβ・γ圧縮装置Ⅰ、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設のβ・γ固体処理棟Ⅰ排気設備を収容する。</p> <p>(4) β・γ 固体処理棟Ⅱ</p> <p>β・γ 固体処理棟Ⅱの主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階(一部地下 1 階)、建築面積約 400m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処</p>	<p>化学処理装置の使用の停止</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>理施設のβ・γ圧縮装置Ⅱ、固体廃棄物の受入れ施設のβ・γ一時格納庫Ⅱ、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設のβ・γ固体処理棟Ⅱ排気設備を収容する。</p> <p>(5) β・γ固体処理棟Ⅲ β・γ固体処理棟Ⅲの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設のβ・γ焼却装置、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設のβ・γ固体処理棟Ⅲ排気設備及び液体廃棄物の廃棄施設のβ・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽を収容する。</p> <p>(6) β・γ固体処理棟Ⅳ β・γ固体処理棟Ⅳの主要構造は、鉄骨造で、地上1階(一部2階)、建築面積約490m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設のβ・γ封入設備、固体廃棄物の受入れ施設のβ・γ貯蔵セル、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設のβ・γ固体処理棟Ⅳ排気設備、分類セル排気設備及びβ・γ貯蔵セル排気設備を収容する。</p> <p>(7) α固体処理棟 α固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(一部地下1階)、建築面積約1,050m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設のα焼却装置、αホール設備及びα封入設備、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設のα固体処理棟排気設備、αホール排気設備及び封入セル排気設備、液体廃棄物の廃棄施設のα固体処理棟廃液予備処理装置並びに電気設備の予備電源設備を収容する。</p> <p>(8) 固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅰの主要構造は、鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造の内部周囲壁)で、地上1階、建築面積約3,070m<sup>2</sup>である。建家内には、管理施設の固体集積保管場Ⅰを収容する。</p> <p>(9) 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上1階、建築面積約2,050m<sup>2</sup>である。建家内には、管理施設の固体集積保管場Ⅱを収容する。</p> <p>(10) 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅲの主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上1階、建築面積約1,500m<sup>2</sup>である。建家内には、管理施設の固体集積保管場Ⅲを収容する。</p>	<p>理施設のβ・γ圧縮装置Ⅱ、固体廃棄物の受入れ施設のβ・γ一時格納庫Ⅱ、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設のβ・γ固体処理棟Ⅱ排気設備を収容する。</p> <p>(5) β・γ固体処理棟Ⅲ β・γ固体処理棟Ⅲの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設のβ・γ焼却装置、<u>液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽</u>、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設のβ・γ固体処理棟Ⅲ排気設備及び液体廃棄物の廃棄施設のβ・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽を収容する。 <u>建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための堰等を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</u></p> <p>(6) β・γ固体処理棟Ⅳ β・γ固体処理棟Ⅳの主要構造は、鉄骨造で、地上1階(一部2階)、建築面積約490m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設のβ・γ封入設備、固体廃棄物の受入れ施設のβ・γ貯蔵セル、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設のβ・γ固体処理棟Ⅳ排気設備、分類セル排気設備及びβ・γ貯蔵セル排気設備を収容する。</p> <p>(7) α固体処理棟 α固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(一部地下1階)、建築面積約1,050m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設のα焼却装置、αホール設備及びα封入設備、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設のα固体処理棟排気設備、αホール排気設備及び封入セル排気設備、液体廃棄物の廃棄施設のα固体処理棟廃液予備処理装置並びに電気設備の予備電源設備を収容する。</p> <p>(8) 固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅰの主要構造は、鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造の内部周囲壁)で、地上1階、建築面積約3,070m<sup>2</sup>である。建家内には、管理施設の固体集積保管場Ⅰを収容する。</p> <p>(9) 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上1階、建築面積約2,050m<sup>2</sup>である。建家内には、管理施設の固体集積保管場Ⅱを収容する。</p> <p>(10) 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅲの主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上1階、建築面積約1,500m<sup>2</sup>である。建家内には、管理施設の固体集積保管場Ⅲを収容する。</p>	<p>受入れ施設の追加</p> <p>受入れ施設の追加</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>容する。</p> <p>(11) 固体集積保管場Ⅳ            固体集積保管場Ⅳの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 1,140m<sup>2</sup> である。建家内には、管理施設の固体集積保管場Ⅳを収容する。</p> <p>(12) α 固体貯蔵施設            α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 700m<sup>2</sup> である。建家内には、管理施設の α 固体貯蔵施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の α 固体貯蔵施設排気設備を収容する。</p> <p>(13) 廃液貯留施設Ⅰ            廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階、建築面積約 900m<sup>2</sup> である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅰ、計測制御系統施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の廃液貯留施設Ⅰ排気設備を収容する。            建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための堰等を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p>(14) 廃液貯留施設Ⅱ            廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 250m<sup>2</sup> である。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅱ、計測制御系統施設及び放射線管理施設を収容する。            建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面には、液体廃棄物の漏えいを防止するためのピットを設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p>(15) 有機廃液一時格納庫            有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上 1 階、建築面積約 50m<sup>2</sup> である。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の有機廃液一時格納庫及び放射線管理施設を収容する。            建家内部の床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の漏えいを防止するための堰を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p>	<p>容する。</p> <p>(11) 固体集積保管場Ⅳ            固体集積保管場Ⅳの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 1,140m<sup>2</sup> である。建家内には、管理施設の固体集積保管場Ⅳを収容する。</p> <p>(12) α 固体貯蔵施設            α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 700m<sup>2</sup> である。建家内には、管理施設の α 固体貯蔵施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の α 固体貯蔵施設排気設備を収容する。</p> <p>(13) 廃液貯留施設Ⅰ            廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階、建築面積約 900m<sup>2</sup> である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅰ、計測制御系統施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の廃液貯留施設Ⅰ排気設備を収容する。            建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための堰等を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p>(14) 廃液貯留施設Ⅱ            廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 250m<sup>2</sup> である。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅱ、計測制御系統施設及び放射線管理施設を収容する。            建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面には、液体廃棄物の漏えいを防止するためのピットを設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p>(15) 有機廃液一時格納庫            有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上 1 階、建築面積約 50m<sup>2</sup> である。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の有機廃液一時格納庫及び放射線管理施設を収容する。            建家内部の床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の漏えいを防止するための堰を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p><u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p>	<p>有機廃液一時格納</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>(16) <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I  <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 190m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の受入れ施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I 及び放射線管理施設を収容し、気体廃棄物の廃棄のために、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I 排気設備に接続するダクトを設ける設計とする。</p> <p>(17) <math>\alpha</math> 一時格納庫  <math>\alpha</math> 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 150m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の受入れ施設の <math>\alpha</math> 一時格納庫、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の <math>\alpha</math> 一時格納庫排気設備を収容する。</p> <p>(18) 管理機械棟  管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上 1 階(一部 2 階)、建築面積約 760m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の <u>化学処理装置</u>の分析フード、計測制御系統施設の集中監視設備、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の管理機械棟排気設備を収容する。</p> <p>(19) 固体廃棄物減容処理施設  固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上 2 階(一部 3 階)、地下 1 階、平面が約 45.5m(南北方向)×約 32m(東西方向)、地上高さ約 20m、建築面積約 1,600 m<sup>2</sup>の建家であり、建家、設備の基礎を杭基礎とし、JIS に基づく標準貫入試験による N 値が 50 以上の地層に支持させる。本建家の耐震上の重要度は、B クラスで設計する。  建家内には、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽、予備電源設備、消防設備、電気設備及び通信連絡設備を収容する。</p> <p>3.4 評 価 省略</p> <p>4. 廃棄物管理設備本体</p> <p>4.1 概 要  廃棄物管理設備本体は、処理施設と管理施設で構成する。</p> <p>4.2 処理施設</p> <p>4.2.1 概 要  処理施設は、液体廃棄物の処理施設と固体廃棄物の処理施設で構成する。</p> <p>4.2.2 液体廃棄物の処理施設</p> <p>4.2.2.1 概 要</p>	<p>(16) <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I  <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 190m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の受入れ施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I 及び放射線管理施設を収容し、気体廃棄物の廃棄のために、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I 排気設備に接続するダクトを設ける設計とする。</p> <p>(17) <math>\alpha</math> 一時格納庫  <math>\alpha</math> 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 150m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の受入れ施設の <math>\alpha</math> 一時格納庫、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の <math>\alpha</math> 一時格納庫排気設備を収容する。</p> <p>(18) 管理機械棟  管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上 1 階(一部 2 階)、建築面積約 760m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の <u>廃液蒸発装置 I</u>の分析フード、計測制御系統施設の集中監視設備、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の管理機械棟排気設備を収容する。</p> <p>(19) 固体廃棄物減容処理施設  固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上 2 階(一部 3 階)、地下 1 階、平面が約 45.5m(南北方向)×約 32m(東西方向)、地上高さ約 20m、建築面積約 1,600 m<sup>2</sup>の建家であり、建家、設備の基礎を杭基礎とし、JIS に基づく標準貫入試験による N 値が 50 以上の地層に支持させる。本建家の耐震上の重要度は、B クラスで設計する。  建家内には、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽、予備電源設備、消防設備、電気設備及び通信連絡設備を収容する。</p> <p>3.4 評 価 変更なし</p> <p>4. 廃棄物管理設備本体</p> <p>4.1 概 要  廃棄物管理設備本体は、処理施設と管理施設で構成する。</p> <p>4.2 処理施設</p> <p>4.2.1 概 要  処理施設は、液体廃棄物の処理施設と固体廃棄物の処理施設で構成する。</p> <p>4.2.2 液体廃棄物の処理施設</p> <p>4.2.2.1 概 要</p>	<p>庫の使用の停止</p> <p>化学処理装置の使用の停止</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>液体廃棄物は液体廃棄物 A と液体廃棄物 B に区分し、次のように処理する。</p> <p>液体廃棄物 A のうち、<u>物理的・化学的性質が一定した液体廃棄物は、主に化学処理を行い、物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物は、主に蒸発処理を行う。</u></p> <p>液体廃棄物 B は、主として蒸発処理を行う。</p> <p>これらの処理により発生する <u>スラッジ及び濃縮液</u> はセメントを用いて、容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p><u>化学処理又は蒸発処理</u> により発生する処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、必要に応じて希釈を行った後、放射性物質濃度を測定し、放出する。</p> <p>液体廃棄物 A のうち、他の施設から受け入れる放出前廃液は、処理済廃液として、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、必要に応じて希釈を行った後、放射性物質濃度を測定し、放出する。</p> <p>これらの処理を行う液体廃棄物の処理施設は、以下の主要設備で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 化学処理装置（廃液処理棟）</li> <li>(2) 廃液蒸発装置Ⅰ（廃液処理棟）</li> <li>(3) 廃液蒸発装置Ⅱ（廃液処理棟）</li> <li>(4) セメント固化装置（廃液処理棟）</li> <li>(5) 処理済廃液貯槽（廃液貯留施設Ⅰ）</li> <li>(6) 排水監視設備（排水監視施設）</li> </ol> <p>4.2.2.2 設計方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に <u>化学処理</u>、蒸発処理及び管理を行い、周辺環境に放出する放射性物質の濃度が「線量告示」に定められた濃度限度を超えないようにすることはもとより、その濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。</li> <li>(2) 液体廃棄物を処理し、固型化する設備は、漏えいの防止のためにその使用条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。</li> <li>(3) 貯槽、タンク等を有する設備は、万一、液体廃棄物の漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</li> <li>(4) 液体廃棄物の処理施設は、平常時において、放射線業務従事者が受ける線量が「線量告示」に定められた値を超えないようにすることはもとより、不要な放射線被ばくを防止する設計とする。</li> <li>(5) 液体廃棄物を処理し、固型化する設備は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</li> </ol>	<p>液体廃棄物は液体廃棄物 A と液体廃棄物 B に区分し、次のように処理する。</p> <p>液体廃棄物 A <u>及び</u>液体廃棄物 B は、主として蒸発処理を行う。</p> <p>これらの処理により発生する濃縮液はセメントを用いて、容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p>蒸発処理により発生する処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、必要に応じて希釈を行った後、放射性物質濃度を測定し、放出する。</p> <p>液体廃棄物 A のうち、他の施設から受け入れる放出前廃液は、処理済廃液として、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、必要に応じて希釈を行った後、放射性物質濃度を測定し、放出する。</p> <p>これらの処理を行う液体廃棄物の処理施設は、以下の主要設備で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 化学処理装置（廃液処理棟）</li> <li>(2) 廃液蒸発装置Ⅰ（廃液処理棟）</li> <li>(3) 廃液蒸発装置Ⅱ（廃液処理棟）</li> <li>(4) セメント固化装置（廃液処理棟）</li> <li>(5) 処理済廃液貯槽（廃液貯留施設Ⅰ）</li> <li>(6) 排水監視設備（排水監視施設）</li> </ol> <p><u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u></p> <p>4.2.2.2 設計方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に蒸発処理及び管理を行い、周辺環境に放出する放射性物質の濃度が「線量告示」に定められた濃度限度を超えないようにすることはもとより、その濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。</li> <li>(2) 液体廃棄物を処理し、固型化する設備は、漏えいの防止のためにその使用条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。</li> <li>(3) 貯槽、タンク等を有する設備は、万一、液体廃棄物の漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</li> <li>(4) 液体廃棄物の処理施設は、平常時において、放射線業務従事者が受ける線量が「線量告示」に定められた値を超えないようにすることはもとより、不要な放射線被ばくを防止する設計とする。</li> <li>(5) 液体廃棄物を処理し、固型化する設備は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</li> </ol>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処置装置の使用の停止</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>4.2.2.3 主要設備の仕様 液体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様を第 4.2.1 表に示す。</p> <p>4.2.2.4 主要設備 (1) 化学処理装置 化学処理装置は、液体廃棄物 A のうち、物理的・化学的性質が一定した、主に J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するためのものである。 本装置は、主に凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔で構成し、廃液処理棟に設置する。本装置の最大処理能力は 10m<sup>3</sup>/h とする。 液体廃棄物 A は、廃液貯槽 I からポンプによって凝集沈澱槽に供給し、凝集沈澱剤を添加してスラッジ中に放射性物質を捕集する。発生するスラッジは、排泥槽を経由して密閉型のスラッジ貯槽に一旦貯留した後、セメント固化装置に送る。処理済廃液は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな場合には処理済廃液貯槽又は廃液貯槽 I に、また、それ以外の場合には放射性物質濃度が、3.7×10<sup>1</sup>Bq/cm<sup>3</sup> 未満であることを確認した後、廃液貯槽 I に移す。廃液貯槽 I に移した処理済廃液は、放射性物質の濃度を測定した後、あらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。 本装置のタンク等は、漏えいの防止のためにその内面に合成樹脂、ゴム又は鋼板ライニングを施すとともに、万一の漏えいに備えてその周囲にはピット又は堰を設ける。ピット及び堰には漏えいを早期に検出するための検知器を備える。 本装置の運転中は、スラッジ貯槽内の排気を行う。その排気は、排気浄化装置を通した後、α 固体処理棟排気筒から放出する。 化学処理装置の系統概要図を第 4.2.1 図に示す。</p> <p>(2) 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A <u>のうち、物理的・化学的性質が多様なものを</u> 処理するためのものである。 本装置は、主に蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽で構成し、廃液処理棟に設置する。本装置の最大処理能力は 3m<sup>3</sup>/h とする。 液体廃棄物 A は、廃液貯槽 I からポンプによって強制循環ポンプ、カランドリア、蒸気室で構成する系内に供給し、蒸気室で分離し蒸気圧縮機で圧縮した蒸気を加熱源として放射性物質を濃縮する。発生する濃縮液は、濃縮液受槽に</p>	<p>4.2.2.3 主要設備の仕様 液体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様を第 4.2.1 表に示す。</p> <p>4.2.2.4 主要設備 (1) 化学処理装置 化学処理装置は、液体廃棄物 A のうち、物理的・化学的性質が一定した、主に J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するためのものである。 本装置は、主に凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔で構成し、廃液処理棟に設置する。本装置の最大処理能力は 10m<sup>3</sup>/h とする。 液体廃棄物 A は、廃液貯槽 I からポンプによって凝集沈澱槽に供給し、凝集沈澱剤を添加してスラッジ中に放射性物質を捕集する。発生するスラッジは、排泥槽を経由して密閉型のスラッジ貯槽に一旦貯留した後、セメント固化装置に送る。処理済廃液は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな場合には処理済廃液貯槽又は廃液貯槽 I に、また、それ以外の場合には放射性物質濃度が、3.7×10<sup>1</sup>Bq/cm<sup>3</sup> 未満であることを確認した後、廃液貯槽 I に移す。廃液貯槽 I に移した処理済廃液は、放射性物質の濃度を測定した後、あらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。 本装置のタンク等は、漏えいの防止のためにその内面に合成樹脂、ゴム又は鋼板ライニングを施すとともに、万一の漏えいに備えてその周囲にはピット又は堰を設ける。ピット及び堰には漏えいを早期に検出するための検知器を備える。 本装置の運転中は、スラッジ貯槽内の排気を行う。その排気は、排気浄化装置を通した後、α 固体処理棟排気筒から放出する。 化学処理装置の系統概要図を第 4.2.1 図に示す。 <u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u> <u>また、廃液貯留施設 I から化学処理装置へ廃液を移送する配管については、フランジ部を閉止し、漏えいを防止する。</u></p> <p>(2) 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A を処理するためのものである。 本装置は、主に蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽で構成し、廃液処理棟に設置する。本装置の最大処理能力は 3m<sup>3</sup>/h とする。 液体廃棄物 A は、廃液貯槽 I からポンプによって強制循環ポンプ、カランドリア、蒸気室で構成する系内に供給し、蒸気室で分離し蒸気圧縮機で圧縮した蒸気を加熱源として放射性物質を濃縮する。発生する濃縮液は、濃縮液受槽に</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>排出し、放射性物質濃度が、<math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math> 未満であることを確認した後、廃液貯槽Ⅱに送り、廃液蒸発装置Ⅱで処理する。処理済廃液は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな場合には処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Ⅰに、また、それ以外の場合には廃液貯槽Ⅰに移す。廃液貯槽Ⅰに移した処理済廃液は、放射性物質の濃度を測定した後、あらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</p> <p>本装置のうち、濃縮液が滞留する機器については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用するとともに、万一の漏えいに備えて機器の周囲にはピットを設ける。ピットには漏えいを早期に検出するための検知器を備える。</p> <p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、<math>\alpha</math> 固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>廃液蒸発装置Ⅰの系統概要図を第4.2.2図に示す。</p> <p>(3) 廃液蒸発装置Ⅱ</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱは、液体廃棄物B、廃液蒸発装置Ⅰで発生する濃縮液等を処理するためのものである。</p> <p>本装置は、主に蒸発缶、充填塔、凝縮器、濃縮液受槽で構成し、廃液処理棟に設置する。蒸発缶、濃縮液受槽等は、遮蔽を考慮したコンクリート壁内に収容する。本装置の最大処理能力は <math>1\text{m}^3/\text{h}</math> とする。</p> <p>液体廃棄物B、液体廃棄物Aの濃縮液等は、ポンプによって蒸発缶内に供給し、加熱用蒸気により放射性物質を濃縮する。濃縮操作においては、蒸発缶内へ供給する廃液の総量が、あらかじめ求めた濃縮度に蒸発缶内に滞留する廃液の容量を乗じた値を超えないように調整することにより、発生する濃縮液の放射性物質濃度が、<math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math> 未満となるようにする。発生した濃縮液は、濃縮液受槽に排出し、セメント固化装置に送る。蒸発した蒸気は、充填塔で精製したのち凝縮器で復水する。処理済廃液は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな場合には処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Ⅰに、また、それ以外の場合には廃液貯槽Ⅰに移す。廃液貯槽Ⅰに移した処理済廃液は、放射性物質の濃度を測定した後、あらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</p> <p>本装置のうち、濃縮液が滞留する機器については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用する。また、蒸発缶、濃縮液受槽等を収容するコンクリート壁は、漏えい拡大防止機能を有するとともに、壁内には漏えい検知器を備える設計とする。</p> <p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、<math>\alpha</math> 固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>コンクリート壁内の排気は、本装置の設置建家の管理区域系排気設備を通した後、建家の排気口から放出する。</p>	<p>排出し、放射性物質濃度が、<math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math> 未満であることを確認した後、廃液貯槽Ⅱに送り、廃液蒸発装置Ⅱで処理する。処理済廃液は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな場合には処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Ⅰに、また、それ以外の場合には廃液貯槽Ⅰに移す。廃液貯槽Ⅰに移した処理済廃液は、放射性物質の濃度を測定した後、あらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</p> <p>本装置のうち、濃縮液が滞留する機器については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用するとともに、万一の漏えいに備えて機器の周囲にはピットを設ける。ピットには漏えいを早期に検出するための検知器を備える。</p> <p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、<math>\alpha</math> 固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>廃液蒸発装置Ⅰの系統概要図を第4.2.2図に示す。</p> <p>(3) 廃液蒸発装置Ⅱ</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱは、液体廃棄物B、廃液蒸発装置Ⅰで発生する濃縮液等を処理するためのものである。</p> <p>本装置は、主に蒸発缶、充填塔、凝縮器、濃縮液受槽で構成し、廃液処理棟に設置する。蒸発缶、濃縮液受槽等は、遮蔽を考慮したコンクリート壁内に収容する。本装置の最大処理能力は <math>1\text{m}^3/\text{h}</math> とする。</p> <p>液体廃棄物B、液体廃棄物Aの濃縮液等は、ポンプによって蒸発缶内に供給し、加熱用蒸気により放射性物質を濃縮する。濃縮操作においては、蒸発缶内へ供給する廃液の総量が、あらかじめ求めた濃縮度に蒸発缶内に滞留する廃液の容量を乗じた値を超えないように調整することにより、発生する濃縮液の放射性物質濃度が、<math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math> 未満となるようにする。発生した濃縮液は、濃縮液受槽に排出し、セメント固化装置に送る。蒸発した蒸気は、充填塔で精製したのち凝縮器で復水する。処理済廃液は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな場合には処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Ⅰに、また、それ以外の場合には廃液貯槽Ⅰに移す。廃液貯槽Ⅰに移した処理済廃液は、放射性物質の濃度を測定した後、あらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</p> <p>本装置のうち、濃縮液が滞留する機器については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用する。また、蒸発缶、濃縮液受槽等を収容するコンクリート壁は、漏えい拡大防止機能を有するとともに、壁内には漏えい検知器を備える設計とする。</p> <p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、<math>\alpha</math> 固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>コンクリート壁内の排気は、本装置の設置建家の管理区域系排気設備を通した後、建家の排気口から放出する。</p>	

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>廃液蒸発装置Ⅱの系統概要図を第4.2.3図に示す。</p> <p>(4) セメント固化装置</p> <p>セメント固化装置は、主として化学処理装置から発生するスラッジ及び廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液を固型化するためのものである。</p> <p>本装置は、主に凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽及び混練機で構成し、廃液処理棟に設置する。本装置の最大処理能力は、濃縮液については200リットル/日とし、スラッジについては、1m<sup>3</sup>/5日とする。</p> <p>スラッジは、化学処理装置のスラッジ貯槽より凍結再融解槽へ供給し、水分除去を容易とするための凍結・融解の処理を行う。凍結・融解の処理を行ったスラッジは、スラッジ槽に供給し、水分除去を行うことにより、スラッジ濃度を混練に適した濃度に調整する。スラッジ濃度を調整したスラッジは、あらかじめドラム缶を設置した混練機に供給し、セメントと混練してドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p>濃縮液は、廃液蒸発装置Ⅱの濃縮液受槽より、計量槽である濃縮液槽へ供給した後、あらかじめドラム缶を設置した混練機へ供給し、セメントと混練してドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p>使用するドラム缶は、<u>スラッジ又は濃縮液の放射性物質濃度に応じて</u>、200リットルドラム缶又は200リットルドラム缶に厚さ約5cmの鉄筋コンクリートのライニングを施したもの、若しくは鉄筋コンクリートのライニングを施したドラム缶内に補助容器を使用したものとする。</p> <p>ドラム缶型廃棄物パッケージは、200リットルドラム缶を使用する場合に1日あたり最大2体製作できるものとする。</p> <p>本装置は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流を防止する設計とする。</p> <p>また、<u>スラッジ及び濃縮液が滞留する凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽及び配管については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用する。万一の漏えいに備えて、凍結再融解槽、スラッジ槽の周囲には堰を設ける。</u>線量率の高い濃縮液槽については、放射線業務従事者に対する不要な被ばくを防止するためピット内に設ける。<u>堰及び</u>ピットには漏えいを早期に検出するための検知器を備え、漏えいを検知した場合は、本装置近傍のセメント固化装置制御室に設ける運転制御盤に警報を発する設計とする。</p> <p>濃縮液槽及びスラッジ槽には、液位計を設け、本装置近傍のセメント固化装置制御室に設ける運転制御盤で液位を監視及び記録できるようにするとともに、液位が異常に上昇した場合は、警報を発する設計とする。</p>	<p>廃液蒸発装置Ⅱの系統概要図を第4.2.3図に示す。</p> <p>(4) セメント固化装置</p> <p>セメント固化装置は、主として化学処理装置から発生するスラッジ及び廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液を固型化するためのものである。</p> <p>本装置は、主に凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽及び混練機で構成し、廃液処理棟に設置する。本装置の最大処理能力は、濃縮液については200リットル/日とし、スラッジについては、1m<sup>3</sup>/5日とする。</p> <p>スラッジは、化学処理装置のスラッジ貯槽より凍結再融解槽へ供給し、水分除去を容易とするための凍結・融解の処理を行う。凍結・融解の処理を行ったスラッジは、スラッジ槽に供給し、水分除去を行うことにより、スラッジ濃度を混練に適した濃度に調整する。スラッジ濃度を調整したスラッジは、あらかじめドラム缶を設置した混練機に供給し、セメントと混練してドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p><u>ただし、凍結再融解槽及びスラッジ槽については、使用を停止する。また、スラッジ槽からドラム缶型廃棄物パッケージ(200リットルドラム缶)へスラッジを移送する配管については、フランジ部を閉止し、漏えいを防止する。</u></p> <p>濃縮液は、廃液蒸発装置Ⅱの濃縮液受槽より、計量槽である濃縮液槽へ供給した後、あらかじめドラム缶を設置した混練機へ供給し、セメントと混練してドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p>使用するドラム缶は、濃縮液の放射性物質濃度に応じて、200リットルドラム缶又は200リットルドラム缶に厚さ約5cmの鉄筋コンクリートのライニングを施したもの、若しくは鉄筋コンクリートのライニングを施したドラム缶内に補助容器を使用したものとする。</p> <p>ドラム缶型廃棄物パッケージは、200リットルドラム缶を使用する場合に1日あたり最大2体製作できるものとする。</p> <p>本装置は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流を防止する設計とする。</p> <p>また、濃縮液が滞留する濃縮液槽及び配管については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用する。線量率の高い濃縮液槽については、放射線業務従事者に対する不要な被ばくを防止するためピット内に設ける。ピットには漏えいを早期に検出するための検知器を備え、漏えいを検知した場合は、本装置近傍のセメント固化装置制御室に設ける運転制御盤に警報を発する設計とする。</p> <p>濃縮液槽には、液位計を設け、本装置近傍のセメント固化装置制御室に設ける運転制御盤で液位を監視及び記録できるようにするとともに、液位が異常に上昇した場合は、警報を発する設計とする。</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、α 固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>セメント固化装置の系統概要図を第 4.2.4 図に示す。</p> <p>(5) 処理済廃液貯槽</p> <p>本貯槽は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためのものである。また、本貯槽は、濃度限度を上回る処理済廃液を希釈し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためにも使用する。この場合、あらかじめ処理済廃液貯槽に、希釈後の廃液の放射性物質濃度が濃度限度を下回るために必要な希釈水を貯留しておき、その後、処理済廃液を移送する。</p> <p>貯槽は、半地下式の鉄筋コンクリート製で容量約 200m<sup>3</sup> のもの 1 基で構成し、廃液貯留施設 I 内に設置する。</p> <p>貯槽は、内面に漏えい防止のための合成樹脂ライニングを施すとともに、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>処理済廃液貯槽の系統概要図を第 4.2.5 図に示す。</p> <p>(6) 排水監視設備</p> <p>本設備は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためのものである。また、本設備は、濃度限度を上回る処理済廃液を希釈し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためにも使用する。この場合、あらかじめ排水監視設備に、希釈後の廃液の放射性物質濃度が濃度限度を下回るために必要な希釈水を貯留しておき、その後、処理済廃液を移送する。</p> <p>本設備は、500m<sup>3</sup> の鉄筋コンクリート製貯槽 1 基で構成する。</p> <p>貯槽は、内面に漏えい防止のための合成樹脂ライニングを施すとともに、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>排水監視設備の系統概要図を第 4.2.5 図に示す。</p> <p>4.2.2.5 試験検査</p> <p>液体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</p> <p>4.2.2.6 評価</p> <p>(1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に液体廃棄物を <u>化学処理装置</u>、<u>廃液蒸発装置 I</u> 及び <u>廃液蒸発装置 II</u> で処理し、処理済廃液を処理済廃液貯槽及び排水監視設</p>	<p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、α 固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>セメント固化装置の系統概要図を第 4.2.4 図に示す。</p> <p>(5) 処理済廃液貯槽</p> <p>本貯槽は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためのものである。また、本貯槽は、濃度限度を上回る処理済廃液を希釈し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためにも使用する。この場合、あらかじめ処理済廃液貯槽に、希釈後の廃液の放射性物質濃度が濃度限度を下回るために必要な希釈水を貯留しておき、その後、処理済廃液を移送する。</p> <p>貯槽は、半地下式の鉄筋コンクリート製で容量約 200m<sup>3</sup> のもの 1 基で構成し、廃液貯留施設 I 内に設置する。</p> <p>貯槽は、内面に漏えい防止のための合成樹脂ライニングを施すとともに、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>処理済廃液貯槽の系統概要図を第 4.2.5 図に示す。</p> <p>(6) 排水監視設備</p> <p>本設備は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためのものである。また、本設備は、濃度限度を上回る処理済廃液を希釈し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためにも使用する。この場合、あらかじめ排水監視設備に、希釈後の廃液の放射性物質濃度が濃度限度を下回るために必要な希釈水を貯留しておき、その後、処理済廃液を移送する。</p> <p>本設備は、500m<sup>3</sup> の鉄筋コンクリート製貯槽 1 基で構成する。</p> <p>貯槽は、内面に漏えい防止のための合成樹脂ライニングを施すとともに、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>排水監視設備の系統概要図を第 4.2.5 図に示す。</p> <p>4.2.2.5 試験検査</p> <p>液体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</p> <p>4.2.2.6 評価</p> <p>(1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に液体廃棄物を廃液蒸発装置 I 及び廃液蒸発装置 II で処理し、処理済廃液を処理済廃液貯槽及び排水監視設備で管理するこ</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>備で管理することにより、周辺環境に放出する放射性物質の濃度が「線量告示」に定められた濃度限度を超えないようにすることはもとより、その濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。</p> <p>(2) <u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、漏えいの防止のためにその使用条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。</p> <p>(3) <u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置の塔槽類、タンク等の周囲には漏えいの拡大を防止するためにピット又は堰を設けるとともに、ピット及び堰には漏えいを早期に検出するために検知器を備える設計とする。また、処理済廃液貯槽及び排水監視設備には、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>(4) 廃液蒸発装置Ⅱの線量率が高くなる機器は、平常時において、放射線業務従事者が受ける線量が「線量告示」に定められた値を超えないようにすることはもとより、不要な放射線被ばくを防止する設計とする。</p> <p>(5) <u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置は、密閉型の貯槽及び装置系内を排気し、排気浄化装置を通すことにより放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</p> <p>4.2.3 固体廃棄物の処理施設</p> <p>4.2.3.1 概要</p> <p>固体廃棄物をβ・γ固体廃棄物A、β・γ固体廃棄物B、α固体廃棄物A及びα固体廃棄物Bに区分し、本処理施設では次のように処理する。</p> <p>β・γ固体廃棄物Aのうち不燃性のものは主に圧縮し、容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージ又は角型鋼製廃棄物パッケージとする。可燃性のものは主に焼却し、焼却灰は専用の焼却灰固化装置により固型化の後、容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージとする。一部の合板製外枠の使用済排気フィルタは、ろ材と外枠とに分離し、ろ材は圧縮し、外枠は焼却する。</p> <p>β・γ固体廃棄物Bは必要に応じ分類・圧縮を行い、容器に封入してブロック型廃棄物パッケージ又はドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p>α固体廃棄物Aのうち不燃性のものは、主に分別、圧縮又は細断を行った後、容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージとする。また、可燃性のものは主に焼却し、焼却灰は容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p>α固体廃棄物Bは、ステンレス鋼製の容器に封入して保管体とする。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備では、保管体、α固体廃棄物B、β・γ固体廃棄物A及びBのうち廃樹脂並びにα固体廃棄物のうちチャコールフィルタを受け入れ、主に開梱、分別、切断、解体、焼却処理及び溶融処理に</p>	<p>とにより、周辺環境に放出する放射性物質の濃度が「線量告示」に定められた濃度限度を超えないようにすることはもとより、その濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。</p> <p>(2) 廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、漏えいの防止のためにその使用条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。</p> <p>(3) 廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置の塔槽類、タンク等の周囲には漏えいの拡大を防止するためにピット又は堰を設けるとともに、ピット及び堰には漏えいを早期に検出するために検知器を備える設計とする。また、処理済廃液貯槽及び排水監視設備には、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>(4) 廃液蒸発装置Ⅱの線量率が高くなる機器は、平常時において、放射線業務従事者が受ける線量が「線量告示」に定められた値を超えないようにすることはもとより、不要な放射線被ばくを防止する設計とする。</p> <p>(5) 廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置は、密閉型の貯槽及び装置系内を排気し、排気浄化装置を通すことにより放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</p> <p>4.2.3 固体廃棄物の処理施設</p> <p>4.2.3.1 概要</p> <p>固体廃棄物をβ・γ固体廃棄物A、β・γ固体廃棄物B、α固体廃棄物A及びα固体廃棄物Bに区分し、本処理施設では次のように処理する。</p> <p>β・γ固体廃棄物Aのうち不燃性のものは主に圧縮し、容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージ又は角型鋼製廃棄物パッケージとする。可燃性のものは主に焼却し、焼却灰は専用の焼却灰固化装置により固型化の後、容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージとする。一部の合板製外枠の使用済排気フィルタは、ろ材と外枠とに分離し、ろ材は圧縮し、外枠は焼却する。</p> <p>β・γ固体廃棄物Bは必要に応じ分類・圧縮を行い、容器に封入してブロック型廃棄物パッケージ又はドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p>α固体廃棄物Aのうち不燃性のものは、主に分別、圧縮又は細断を行った後、容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージとする。また、可燃性のものは主に焼却し、焼却灰は容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p>α固体廃棄物Bは、ステンレス鋼製の容器に封入して保管体とする。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備では、保管体、α固体廃棄物B、β・γ固体廃棄物A及びBのうち廃樹脂並びにα固体廃棄物のうちチャコールフィルタを受け入れ、主に開梱、分別、切断、解体、焼却処理及び溶融処理に</p>	<p>更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>より減容を行い、処理した廃棄物を<math>\alpha</math>封入設備に搬出する。その後、<math>\alpha</math>封入設備にてステンレス鋼製の容器に封入して、再び保管体とする。</p> <p>これらの処理を行う固体廃棄物の処理施設は、以下の主要設備で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰ (<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅰ)</li> <li>(2) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱ (<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅱ)</li> <li>(3) <math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置 (<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ)</li> <li>(4) <math>\beta \cdot \gamma</math> 封入設備 (<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳ)</li> <li>(5) <math>\alpha</math> 焼却装置 (<math>\alpha</math> 固体処理棟)</li> <li>(6) <math>\alpha</math> ホール設備 (<math>\alpha</math> 固体処理棟)</li> <li>(7) <math>\alpha</math> 封入設備 (<math>\alpha</math> 固体処理棟)</li> <li>(8) 減容処理設備 (固体廃棄物減容処理施設)</li> </ol> <p>4.2.3.2 設計方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本設備は、密閉構造とすること、負圧維持を行うこと等により放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</li> <li>(2) 高温雰囲気等特殊な条件下で運転する設備は、その条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。</li> <li>(3) 線量率の高い固体廃棄物を取り扱う設備は、外部放射線による放射線業務従事者の線量を十分低くできる設計とする。また、放射性廃棄物を非密封で取り扱う設備は、エアラインスーツを使用する。</li> </ol> <p>4.2.3.3 主要設備の仕様</p> <p>固体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様を第4.2.2表に示す。</p> <p>4.2.3.4 主要設備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰ <ul style="list-style-type: none"> <li><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰは、主に不燃性の<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物Aを圧縮し、容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅰに設置する。</li> <li>本装置は、主に堅型二軸圧縮方式の圧縮機、分類用ボックスで構成し、最大処理能力は2m<sup>3</sup>/日とする。</li> <li>廃棄物は、分類用ボックスで分類を行い、圧縮機内に投入して圧縮し、容器に封入して廃棄物パッケージとする。</li> <li>本装置は、放射性物質の飛散を防止するため、圧縮機は密閉型とし、分類用ボックスと圧縮機との間は二重に仕切ることができる構造とする。また、吸・排気口を分類用ボックスに設け、運転中は内部の排気を行える設計とする。分類用ボックスは、圧縮機の廃棄物投入口の上部にあり、廃棄物を圧縮機内に投入できる構造とする。本装置からの排気は、本装置の設置建家の管理区域系排気設備を通して建家の排気口から放出する。</li> </ul> </li> </ol>	<p>より減容を行い、処理した廃棄物を<math>\alpha</math>封入設備に搬出する。その後、<math>\alpha</math>封入設備にてステンレス鋼製の容器に封入して、再び保管体とする。</p> <p>これらの処理を行う固体廃棄物の処理施設は、以下の主要設備で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰ (<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅰ)</li> <li>(2) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱ (<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅱ)</li> <li>(3) <math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置 (<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ)</li> <li>(4) <math>\beta \cdot \gamma</math> 封入設備 (<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳ)</li> <li>(5) <math>\alpha</math> 焼却装置 (<math>\alpha</math> 固体処理棟)</li> <li>(6) <math>\alpha</math> ホール設備 (<math>\alpha</math> 固体処理棟)</li> <li>(7) <math>\alpha</math> 封入設備 (<math>\alpha</math> 固体処理棟)</li> <li>(8) 減容処理設備 (固体廃棄物減容処理施設)</li> </ol> <p>4.2.3.2 設計方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本設備は、密閉構造とすること、負圧維持を行うこと等により放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</li> <li>(2) 高温雰囲気等特殊な条件下で運転する設備は、その条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。</li> <li>(3) 線量率の高い固体廃棄物を取り扱う設備は、外部放射線による放射線業務従事者の線量を十分低くできる設計とする。また、放射性廃棄物を非密封で取り扱う設備は、エアラインスーツを使用する。</li> </ol> <p>4.2.3.3 主要設備の仕様</p> <p>固体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様を第4.2.2表に示す。</p> <p>4.2.3.4 主要設備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰ <ul style="list-style-type: none"> <li><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰは、主に不燃性の<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物Aを圧縮し、容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅰに設置する。</li> <li>本装置は、主に堅型二軸圧縮方式の圧縮機、分類用ボックスで構成し、最大処理能力は2m<sup>3</sup>/日とする。</li> <li>廃棄物は、分類用ボックスで分類を行い、圧縮機内に投入して圧縮し、容器に封入して廃棄物パッケージとする。</li> <li>本装置は、放射性物質の飛散を防止するため、圧縮機は密閉型とし、分類用ボックスと圧縮機との間は二重に仕切ることができる構造とする。また、吸・排気口を分類用ボックスに設け、運転中は内部の排気を行える設計とする。分類用ボックスは、圧縮機の廃棄物投入口の上部にあり、廃棄物を圧縮機内に投入できる構造とする。本装置からの排気は、本装置の設置建家の管理区域系排気設備を通して建家の排気口から放出する。</li> </ul> </li> </ol>	

変更前(既許可)	変更後	備考
<p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰの系統概要図を第4.2.6図に示す。</p> <p>(2) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱ</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱは、主に不燃性の<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物Aを圧縮し、容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅱに設置する。</p> <p>本装置は、主に堅型三軸圧縮方式の圧縮機、分類用ボックス、フィルタ破碎機で構成し、最大処理能力は<math>2\text{m}^3/\text{日}</math>とする。</p> <p>廃棄物は、必要に応じ分類用ボックスで分類を行い、圧縮機内に投入して圧縮する。また、比較的容積の大きな廃棄物及び長尺廃棄物は、専用の投入口から直接圧縮機内に投入する。一部の合板製外枠の使用済排気フィルタは、フィルタ破碎機でろ材と外枠とに分離してろ材は圧縮し、外枠は<math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置で焼却する。</p> <p>圧縮した廃棄物は容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p> <p>本装置は、放射性物質の飛散を防止するため、圧縮機は密閉型とし、分類用ボックスと圧縮機との間は二重に仕切ることができる構造とする。また、吸・排気口を分類用ボックスに設け、運転中は内部の排気を行える設計とする。分類用ボックスは、圧縮機の廃棄物投入口の上部にあり、廃棄物を圧縮機内に投入できる構造とする。フィルタ破碎機は、分類用ボックスに接続して設置し、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物Aのうち合板製外枠の使用済フィルタからメディアと外枠を分離し、分離した外枠を焼却のため破碎できる構造とする。本装置からの排気は、排気浄化装置を通して建家の排気口から放出する。</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱの系統概要図を第4.2.7図に示す。</p> <p>(3) <math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置は、主に可燃性の<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物A及び液体廃棄物のうち有機性のものを焼却、固型化し、容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲに設置する。本装置は、主に焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置、焼却灰固化装置で構成し、処理能力は約<math>3\text{m}^3/\text{日}</math>とする。</p> <p>廃棄物は、廃棄物投入設備により焼却炉内に投入して焼却する。焼却灰は、焼却灰回収装置で回収し、専用の焼却灰固化装置で固型化した後、容器に封入して廃棄物パッケージとする。一方、燃焼ガスは、セラミックフィルタ、粗塵用フィルタ、高性能フィルタ、洗浄塔等からなる排ガス処理設備を通した後、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ排気筒から放出する。</p> <p>本装置は、全系統の除染係数が不揮発性の放射性物質に対して<math>1 \times 10^6</math>以上となるように設計する。</p> <p>焼却炉は密閉型とするとともに、運転中は系内を負圧に維持し、放射性物質の系外への漏えいを防止する。</p> <p>焼却や溶融処理する装置では負圧に維持するとともに密閉または気密構造とする。また、急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構により炉内の空</p>	<p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰの系統概要図を第4.2.6図に示す。</p> <p>(2) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱ</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱは、主に不燃性の<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物Aを圧縮し、容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅱに設置する。</p> <p>本装置は、主に堅型三軸圧縮方式の圧縮機、分類用ボックス、フィルタ破碎機で構成し、最大処理能力は<math>2\text{m}^3/\text{日}</math>とする。</p> <p>廃棄物は、必要に応じ分類用ボックスで分類を行い、圧縮機内に投入して圧縮する。また、比較的容積の大きな廃棄物及び長尺廃棄物は、専用の投入口から直接圧縮機内に投入する。一部の合板製外枠の使用済排気フィルタは、フィルタ破碎機でろ材と外枠とに分離してろ材は圧縮し、外枠は<math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置で焼却する。</p> <p>圧縮した廃棄物は容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p> <p>本装置は、放射性物質の飛散を防止するため、圧縮機は密閉型とし、分類用ボックスと圧縮機との間は二重に仕切ることができる構造とする。また、吸・排気口を分類用ボックスに設け、運転中は内部の排気を行える設計とする。分類用ボックスは、圧縮機の廃棄物投入口の上部にあり、廃棄物を圧縮機内に投入できる構造とする。フィルタ破碎機は、分類用ボックスに接続して設置し、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物Aのうち合板製外枠の使用済フィルタからメディアと外枠を分離し、分離した外枠を焼却のため破碎できる構造とする。本装置からの排気は、排気浄化装置を通して建家の排気口から放出する。</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱの系統概要図を第4.2.7図に示す。</p> <p>(3) <math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置は、主に可燃性の<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物A及び液体廃棄物のうち有機性のものを焼却、固型化し、容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲに設置する。本装置は、主に焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置、焼却灰固化装置で構成し、処理能力は約<math>3\text{m}^3/\text{日}</math>とする。</p> <p>廃棄物は、廃棄物投入設備により焼却炉内に投入して焼却する。焼却灰は、焼却灰回収装置で回収し、専用の焼却灰固化装置で固型化した後、容器に封入して廃棄物パッケージとする。一方、燃焼ガスは、セラミックフィルタ、粗塵用フィルタ、高性能フィルタ、洗浄塔等からなる排ガス処理設備を通した後、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ排気筒から放出する。</p> <p>本装置は、全系統の除染係数が不揮発性の放射性物質に対して<math>1 \times 10^6</math>以上となるように設計する。</p> <p>焼却炉は密閉型とするとともに、運転中は系内を負圧に維持し、放射性物質の系外への漏えいを防止する。</p> <p>焼却や溶融処理する装置では負圧に維持するとともに密閉または気密構造とする。また、急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構により炉内の空</p>	

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>気が設備の外部に漏えいし難い構造とする。<u>圧縮処理装置では圧縮時に密閉構造となるようにする。</u></p> <p>本装置は、耐火性、耐熱性及び耐食性を考慮した材料を使用する。 β・γ焼却装置の系統概要図を第4.2.8図に示す。</p> <p>(4) β・γ封入設備 ～ (8) 減容処理設備 省略</p> <p>4.2.3.5 試験検査 ～ 4.3.6 評価 省略</p> <p>5. 放射性廃棄物の受入れ施設</p> <p>5.1 概要 本施設は、液体廃棄物の受入れ施設及び固体廃棄物の受入れ施設で構成する。</p> <p>5.2 液体廃棄物の受入れ施設</p> <p>5.2.1 概要 液体廃棄物の受入れ施設は、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ <u>及び有機廃液一時格納庫</u>で構成する。</p> <p>5.2.2 設計方針</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ <u>及び有機廃液一時格納庫</u>は、液体廃棄物の漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p>(2) 廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ <u>及び有機廃液一時格納庫</u>は、万一、液体廃棄物の漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(3) 液体廃棄物を受け入れるための配管が接続されている廃液貯槽Ⅰは、液位の変化を監視し、液位が異常に上昇した場合に警報を発する設備を設ける設計とする。</p> <p>5.2.3 主要設備の仕様 液体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様を第5.2.1表に示す。 また、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ <u>及び有機廃液一時格納庫</u>の概要及び機器配置図を第3.3.13図(1)から第3.3.15図に示す。</p> <p>5.2.4 主要設備</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ ～ (2) 廃液貯槽Ⅱ 省略</p>	<p>気が設備の外部に漏えいし難い構造とする。</p> <p>本装置は、耐火性、耐熱性及び耐食性を考慮した材料を使用する。 β・γ焼却装置の系統概要図を第4.2.8図に示す。</p> <p>(4) β・γ封入設備 ～ (8) 減容処理設備 変更なし</p> <p>4.2.3.5 試験検査 ～ 4.3.6 評価 変更なし</p> <p>5. 放射性廃棄物の受入れ施設</p> <p>5.1 概要 本施設は、液体廃棄物の受入れ施設及び固体廃棄物の受入れ施設で構成する。</p> <p>5.2 液体廃棄物の受入れ施設</p> <p>5.2.1 概要 液体廃棄物の受入れ施設は、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、<u>有機廃液一時格納庫及び有機溶媒貯槽</u>で構成する。 <u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p>5.2.2 設計方針</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ <u>及び有機溶媒貯槽</u>は、液体廃棄物の漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p>(2) 廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ <u>及び有機溶媒貯槽</u>は、万一、液体廃棄物の漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(3) 液体廃棄物を受け入れるための配管が接続されている廃液貯槽Ⅰは、液位の変化を監視し、液位が異常に上昇した場合に警報を発する設備を設ける設計とする。</p> <p>5.2.3 主要設備の仕様 液体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様を第5.2.1表に示す。 また、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、<u>有機廃液一時格納庫及び有機溶媒貯槽</u>の概要及び機器配置図を第3.3.13図(1)から第3.3.15図 <u>及び第3.3.5図(3)</u>に示す。 <u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p>5.2.4 主要設備</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ ～ (2) 廃液貯槽Ⅱ 変更なし</p>	<p>記載の適正化</p> <p>受入れ施設の追加 有機廃液一時格納庫の使用の停止</p> <p>受入れ施設の追加 受入れ施設の追加</p> <p>受入れ施設の追加 受入れ施設の追加 に伴う図の追加 有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>(3) 有機廃液一時格納庫</p> <p>有機廃液一時格納庫は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時保管するものである。有機廃液は、発生元から容器を使用して受け入れる。</p> <p>本設備は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、受入れ能力は 1.2m<sup>3</sup> とする。</p> <p>有機廃液は、保管容器（200 リットルステンレス鋼製ドラム缶）に保管するが、万一の漏えいに備えて床及びその周囲にはステンレス鋼板ライニングを施し、建家外への漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p>5.2.5 試験検査</p> <p>液体廃棄物の受入れ施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</p> <p>5.2.6 評価</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ及び廃液貯槽Ⅱは、内面にステンレス鋼板ライニング等を施し、<u>有機廃液はステンレス鋼製ドラム缶に保管する</u>ことにより、漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p>(2) 廃液貯槽Ⅰは、漏えい検知器を備え、又は漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。また、廃液貯槽Ⅱは、漏えい検知器を備え、早期に検出するとともに、万一の漏えいに備えて下部に受槽を設けた二重構造とすることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(3) 廃液貯槽Ⅰ及びⅡは、貯槽間に連通管を設け、液位が警報レベルを超え、さらに異常に上昇した場合でも他の貯槽へ流入することにより、有機廃液一時格納庫は、床及びその周囲にステンレス鋼板ライニングを施すことにより、建家外への漏えいを防止することができる設計とする。</p>	<p>(3) 有機廃液一時格納庫</p> <p>有機廃液一時格納庫は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時保管するものである。有機廃液は、発生元から容器を使用して受け入れる。</p> <p>本設備は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、受入れ能力は 1.2m<sup>3</sup> とする。</p> <p>有機廃液は、保管容器（200 リットルステンレス鋼製ドラム缶）に保管するが、万一の漏えいに備えて床及びその周囲にはステンレス鋼板ライニングを施し、建家外への漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p><u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p><u>(4) 有機溶媒貯槽</u></p> <p><u>有機溶媒貯槽は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時保管するものである。有機廃液は、発生元から容器を使用して受け入れる。</u></p> <p><u>本設備は、β・γ固体処理棟Ⅲの焼却装置の一部で、受入れ能力は 0.096m<sup>3</sup> とする。</u></p> <p><u>有機廃液は、廃油タンクに保管するが、万一の漏えいに備えて堰を設け、建家外への漏えいを防止することができる設計とする。</u></p> <p><u>また、漏えい検知器を設け、早期に検出することにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</u></p> <p>5.2.5 試験検査</p> <p>液体廃棄物の受入れ施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</p> <p>5.2.6 評価</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ及び廃液貯槽Ⅱは、内面にステンレス鋼板ライニング等を施すことにより、漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p><u>有機溶媒貯槽は、廃油タンクに保管し、万一の漏えいに備えて堰を設け、漏えいを防止することができる設計とする。</u></p> <p>(2) 廃液貯槽Ⅰ及び有機溶媒貯槽は、漏えい検知器を備え、又は漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。また、廃液貯槽Ⅱは、漏えい検知器を備え、早期に検出するとともに、万一の漏えいに備えて下部に受槽を設けた二重構造とすることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(3) 廃液貯槽Ⅰ及びⅡは、貯槽間に連通管を設け、液位が警報レベルを超え、さらに異常に上昇した場合でも他の貯槽へ流入することにより、有機廃液一時格納庫は、床及びその周囲にステンレス鋼板ライニングを施すことにより、建家外への漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p><u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止 受入れ施設の追加</p> <p>記載の適正化 受入れ施設の変更 受入れ施設の変更</p> <p>有機廃液一時格納</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>(4) 廃液貯槽 I は、液位を監視する設備を設け、液位が異常に上昇した場合は警報を発する設計とする。</p> <p>5.3 固体廃棄物の受入れ施設 5.3.1 概要 ～ 5.3.6 評価 省略</p> <p>6. 計測制御系統施設 6.1 概要 ～ 6.3.5 評価 省略</p> <p>7. 放射線管理施設 7.1 概要 ～ 7.4.1 屋内管理用の設備 省略 7.4.2 屋外管理用の設備 (1) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する気体廃棄物及び液体廃棄物の放射性物質の濃度並びに廃棄物管理施設周辺の放射線を測定、監視するための放射線監視設備として、周辺環境モニタリング設備を設ける。 本設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備、<u>固定モニタリング設備及び移動モニタリング設備</u>で構成する。 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の排気モニタリング設備は、排気口から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し管理機械棟の放射線モニタ盤において集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、管理機械棟において警報を発する。 また、固体廃棄物減容処理施設の排気モニタリング設備は、排気筒から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し、運転監視室の放射線監視盤において集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、放射線監視盤に警報を発する。 排水モニタリング設備は、排水に係る放出管理試料を得るために、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において採水を行う。 排気モニタリング設備の吸引部は排気口の近傍に、また、排水モニタリング設備の採水部は処理済廃液貯槽及び排水監視設備にそれぞれ設ける。 固定モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポストを設置し、連続測定を行う。 <u>移動モニタリング設備は、周辺地域の放射線状況を測定するために、モニタリングカーを備え、適宜測定を行う。</u></p> <p>(2) 気象観測設備 風向、風速等の気象データを得るために気象観測設備を設ける。 上記(1)のうちの固定モニタリング設備及び<u>移動モニタリング設備並びに</u>上記</p>	<p>(4) 廃液貯槽 I は、液位を監視する設備を設け、液位が異常に上昇した場合は警報を発する設計とする。</p> <p>5.3 固体廃棄物の受入れ施設 5.3.1 概要 ～ 5.3.6 評価 変更なし</p> <p>6. 計測制御系統施設 6.1 概要 ～ 6.3.5 評価 変更なし</p> <p>7. 放射線管理施設 7.1 概要 ～ 7.4.1 屋内管理用の設備 変更なし 7.4.2 屋外管理用の設備 (1) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する気体廃棄物及び液体廃棄物の放射性物質の濃度並びに廃棄物管理施設周辺の放射線を測定、監視するための放射線監視設備として、周辺環境モニタリング設備を設ける。 本設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備<u>及び</u>固定モニタリング設備で構成する。 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の排気モニタリング設備は、排気口から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し管理機械棟の放射線モニタ盤において集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、管理機械棟において警報を発する。 また、固体廃棄物減容処理施設の排気モニタリング設備は、排気筒から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し、運転監視室の放射線監視盤において集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、放射線監視盤に警報を発する。 排水モニタリング設備は、排水に係る放出管理試料を得るために、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において採水を行う。 排気モニタリング設備の吸引部は排気口の近傍に、また、排水モニタリング設備の採水部は処理済廃液貯槽及び排水監視設備にそれぞれ設ける。 固定モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポストを設置し、連続測定を行う。</p> <p>(2) 気象観測設備 風向、風速等の気象データを得るために気象観測設備を設ける。 上記(1)のうちの固定モニタリング設備及び上記(2)は、大洗研究所に設置して</p>	<p>庫の使用の停止</p> <p>共用設備の見直し</p> <p>共用設備の見直し</p> <p>共用設備の見直し</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>(2)は、大洗研究所に設置してあるものを、原子炉施設等と共用する。</p> <p>7.5 試験検査 ～ 7.6 評価 省略</p> <p>8. その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>8.1 概要 ～ 8.2.3 主要設備の仕様 省略</p> <p>8.2.4 主要設備</p> <p>8.2.4.1 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設</p> <p>(1) 管理区域系排気設備</p> <p>本設備は、管理区域を換気するため、廃液処理棟排気設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I 排気設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II 排気設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III 排気設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 IV 排気設備、<math>\alpha</math> 固体処理棟排気設備、<math>\alpha</math> 固体貯蔵施設排気設備、廃液貯留施設 I 排気設備、廃液貯留施設 II 排気設備、有機廃液一時格納庫排気設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I 排気設備、<math>\alpha</math> 一時格納庫排気設備及び管理機械棟排気設備で構成する。</p> <p>本設備は、主に排気浄化装置、排風機及びダクトを有する設計とする。</p> <p>排気浄化装置には、高性能フィルタ 1 段を用いることとし、系統捕集効率は <math>0.3 \mu\text{m}</math> 以上 DOP 粒子に対して 99%以上とする。</p> <p>廃液処理棟、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 IV、<math>\alpha</math> 固体貯蔵施設、廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II、有機廃液一時格納庫、<math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I、<math>\alpha</math> 一時格納庫及び管理機械棟の排気口に通じる最終ダクト並びに <math>\alpha</math> 固体処理棟及び <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III の排気筒には、排気モニタリング設備の吸引部を設け、排気中の放射性物質のモニタリングを行う。</p> <p>本設備には、空気の流路を閉鎖できるダンパを設け、運転停止中の空気の逆流を防止する。</p> <p>排気浄化装置には扉等を設け、排気フィルタの点検、交換が容易な構造とする。</p> <p>本設備の主要部には、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <p>本設備は、給気及び排気の量を調節することにより、又は給気を自然流入式とすることにより、空気が汚染の可能性のある区域からその外部へ流れ難いようにする。</p> <p>(2) セル系排気設備</p> <p>本設備は、排気浄化装置、排風機、ダクト等で構成し、<math>\beta \cdot \gamma</math> 封入設備の分類セル、<math>\beta \cdot \gamma</math> 貯蔵セル、<math>\alpha</math> 封入設備の封入セル及び <math>\alpha</math> ホール設備の <math>\alpha</math> ホールを負圧に維持するとともに、その排気をろ過するため分類セル排気設備、<math>\beta \cdot</math></p>	<p>あるものを、原子炉施設等と共用する。</p> <p>7.5 試験検査 ～ 7.6 評価 変更なし</p> <p>8. その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>8.1 概要 ～ 8.2.3 主要設備の仕様 変更なし</p> <p>8.2.4 主要設備</p> <p>8.2.4.1 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設</p> <p>(1) 管理区域系排気設備</p> <p>本設備は、管理区域を換気するため、廃液処理棟排気設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I 排気設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II 排気設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III 排気設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 IV 排気設備、<math>\alpha</math> 固体処理棟排気設備、<math>\alpha</math> 固体貯蔵施設排気設備、廃液貯留施設 I 排気設備、廃液貯留施設 II 排気設備、有機廃液一時格納庫排気設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I 排気設備、<math>\alpha</math> 一時格納庫排気設備及び管理機械棟排気設備で構成する。</p> <p>本設備は、主に排気浄化装置、排風機及びダクトを有する設計とする。</p> <p>排気浄化装置には、高性能フィルタ 1 段を用いることとし、系統捕集効率は <math>0.3 \mu\text{m}</math> 以上 DOP 粒子に対して 99%以上とする。</p> <p>廃液処理棟、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 IV、<math>\alpha</math> 固体貯蔵施設、廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II、有機廃液一時格納庫、<math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I、<math>\alpha</math> 一時格納庫及び管理機械棟の排気口に通じる最終ダクト並びに <math>\alpha</math> 固体処理棟及び <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III の排気筒には、排気モニタリング設備の吸引部を設け、排気中の放射性物質のモニタリングを行う。</p> <p>本設備には、空気の流路を閉鎖できるダンパを設け、運転停止中の空気の逆流を防止する。</p> <p>排気浄化装置には扉等を設け、排気フィルタの点検、交換が容易な構造とする。</p> <p>本設備の主要部には、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <p>本設備は、給気及び排気の量を調節することにより、又は給気を自然流入式とすることにより、空気が汚染の可能性のある区域からその外部へ流れ難いようにする。</p> <p><u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p>(2) セル系排気設備</p> <p>本設備は、排気浄化装置、排風機、ダクト等で構成し、<math>\beta \cdot \gamma</math> 封入設備の分類セル、<math>\beta \cdot \gamma</math> 貯蔵セル、<math>\alpha</math> 封入設備の封入セル及び <math>\alpha</math> ホール設備の <math>\alpha</math> ホールを負圧に維持するとともに、その排気をろ過するため分類セル排気設備、<math>\beta \cdot</math></p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>γ貯蔵セル排気設備、αホール排気設備及び封入セル排気設備で構成し、当該設備の設置建家に設置する。</p> <p>本設備は、主に排気浄化装置、排風機及びダクトを有する設計とする。</p> <p>排気浄化装置には、高性能フィルタ2段を用いることとし、系統捕集効率は0.3μm以上DOP粒子に対して99.99%以上とする。</p> <p>β・γ固体処理棟Ⅳの排気口に通じる最終ダクト及びα固体処理棟の排気を放出するα固体処理棟排気筒には、排気モニタリング設備の吸引部を設け、排気中の放射性物質のモニタリングを行う。</p> <p>本設備には、空気の流路を閉鎖できるダンパを設け、運転停止中の空気の逆流を防止する。</p> <p>排気浄化装置には扉等を設け、排気フィルタの点検、交換が容易な構造とする。</p> <p>本設備の主要部には、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <p>本設備は、給気を自然流入式とすることにより、セル及びαホール内の空気が、その外部へ流れ難いようにする。</p> <p>本設備の排風機は、排風機が故障した場合に備え、予備機を設ける設計とする。</p> <p>(3) 排気口</p> <p>排気筒は、α固体処理棟排気筒及びβ・γ固体処理棟Ⅲ排気筒で構成する。</p> <p>α固体処理棟排気筒の構造は、鉄筋コンクリート造で、杭基礎とし、地上高さ40mの位置から建家内の排気設備で処理した気体廃棄物を放出する。</p> <p>β・γ固体処理棟Ⅲ排気筒の構造は、鉄筋コンクリート造で、直接基礎とし、地上高さ25mの位置から建家内の排気設備で処理した気体廃棄物を放出する。</p> <p>8.2.4.2 固体廃棄物減容処理施設 ～ 8.2.6 評価 省略</p> <p>8.3 液体廃棄物の廃棄施設 ～ 8.4 固体廃棄物の廃棄施設 省略</p> <p>8.5 その他設備</p> <p>8.5.1 概要 ～ 8.5.3.3 主要設備の仕様 省略</p> <p>8.5.3.4 主要設備</p> <p>廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）で使用する商用系電源は、大洗研究所の北受電所を経由して受電し、施設内の各負荷に供給する。また、商用系停電の際にも運転、監視が必要と考えられる設備に対しては、北受電所に設置されている非常系電源設備からの給電が受けられるようにする。さらに、α焼却装置及びαホール設備に対しては、外部電源喪失時にも給電できるよ</p>	<p>γ貯蔵セル排気設備、αホール排気設備及び封入セル排気設備で構成し、当該設備の設置建家に設置する。</p> <p>本設備は、主に排気浄化装置、排風機及びダクトを有する設計とする。</p> <p>排気浄化装置には、高性能フィルタ2段を用いることとし、系統捕集効率は0.3μm以上DOP粒子に対して99.99%以上とする。</p> <p>β・γ固体処理棟Ⅳの排気口に通じる最終ダクト及びα固体処理棟の排気を放出するα固体処理棟排気筒には、排気モニタリング設備の吸引部を設け、排気中の放射性物質のモニタリングを行う。</p> <p>本設備には、空気の流路を閉鎖できるダンパを設け、運転停止中の空気の逆流を防止する。</p> <p>排気浄化装置には扉等を設け、排気フィルタの点検、交換が容易な構造とする。</p> <p>本設備の主要部には、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <p>本設備は、給気を自然流入式とすることにより、セル及びαホール内の空気が、その外部へ流れ難いようにする。</p> <p>本設備の排風機は、排風機が故障した場合に備え、予備機を設ける設計とする。</p> <p>(3) 排気口</p> <p>排気筒は、α固体処理棟排気筒及びβ・γ固体処理棟Ⅲ排気筒で構成する。</p> <p>α固体処理棟排気筒の構造は、鉄筋コンクリート造で、杭基礎とし、地上高さ40mの位置から建家内の排気設備で処理した気体廃棄物を放出する。</p> <p>β・γ固体処理棟Ⅲ排気筒の構造は、鉄筋コンクリート造で、直接基礎とし、地上高さ25mの位置から建家内の排気設備で処理した気体廃棄物を放出する。</p> <p>8.2.4.2 固体廃棄物減容処理施設 ～ 8.2.6 評価 変更なし</p> <p>8.3 液体廃棄物の廃棄施設 ～ 8.4 固体廃棄物の廃棄施設 変更なし</p> <p>8.5 その他設備</p> <p>8.5.1 概要 ～ 8.5.3.3 主要設備の仕様 変更なし</p> <p>8.5.3.4 主要設備</p> <p>廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）で使用する商用系電源は、大洗研究所の北受電所を経由して受電し、施設内の各負荷に供給する。また、商用系停電の際にも運転、監視が必要と考えられる設備に対しては、北受電所に設置されている非常系電源設備からの給電が受けられるようにする。さらに、α焼却装置及びαホール設備に対しては、外部電源喪失時にも給電できるよ</p>	

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>うに、<math>\alpha</math> 固体処理棟に予備電源設備を設置する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設で使用する商用系電源は、南受電所を経由して受電し、建家内の各負荷に供給する。さらに、南受電所に設置してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等の中の要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するために<math>\alpha</math> 固体処理棟排気筒先端部、有機廃液一時格納庫屋根部、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、<math>\alpha</math> 固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p>8.5.3.5 試験検査 予備電源は、定期的に試験及び検査を行う。</p> <p>8.5.3.6 評価 (1) 本設備は、廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電源として、商用系及び非常系の2系統が供給される設計とする。 (2) 外部電源喪失時に安全上必要な監視、警報、通信連絡に使用する設備に予備電源から給電する設計とする。また、外部電源喪失時にも負圧を維持する<math>\alpha</math> 固体処理棟の<math>\alpha</math> ホール及び<math>\alpha</math> 焼却装置並びに固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設には、建屋内に設置する予備電源からの給電も受けられる設計とする。 (3) 廃棄物管理施設内の配電材料は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。 (4) 落雷による火災を防止するために避雷設備を排気筒等に設ける設計とする。 (5) 固体廃棄物減容処理施設の発電装置の燃料供給槽及び配管系統は、漏えい防止を考慮して耐食性の材料を使用するとともに、消防法に基づく設計とする。</p> <p>8.5.4 通信連絡設備 8.5.4.1 概要 廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設内外の必要箇所に通報又は連絡を行うための多様な通信連絡設備を設ける。</p> <p>8.5.4.2 設計方針 (1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の</p>	<p>うに、<math>\alpha</math> 固体処理棟に予備電源設備を設置する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設で使用する商用系電源は、南受電所を経由して受電し、建家内の各負荷に供給する。さらに、南受電所に設置してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等の中の要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するために<math>\alpha</math> 固体処理棟排気筒先端部、有機廃液一時格納庫屋根部、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、<math>\alpha</math> 固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p><u>ただし、有機廃液一時格納庫屋根部の避雷設備は、一般施設の危険物屋内貯蔵所に必要な避雷設備として使用する。</u></p> <p>8.5.3.5 試験検査 予備電源は、定期的に試験及び検査を行う。</p> <p>8.5.3.6 評価 (1) 本設備は、廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電源として、商用系及び非常系の2系統が供給される設計とする。 (2) 外部電源喪失時に安全上必要な監視、警報、通信連絡に使用する設備に予備電源から給電する設計とする。また、外部電源喪失時にも負圧を維持する<math>\alpha</math> 固体処理棟の<math>\alpha</math> ホール及び<math>\alpha</math> 焼却装置並びに固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設には、建屋内に設置する予備電源からの給電も受けられる設計とする。 (3) 廃棄物管理施設内の配電材料は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。 (4) 落雷による火災を防止するために避雷設備を排気筒等に設ける設計とする。 (5) 固体廃棄物減容処理施設の発電装置の燃料供給槽及び配管系統は、漏えい防止を考慮して耐食性の材料を使用するとともに、消防法に基づく設計とする。</p> <p>8.5.4 通信連絡設備 8.5.4.1 概要 廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設内外の必要箇所に通報又は連絡を行うための多様な通信連絡設備を設ける。</p> <p>8.5.4.2 設計方針 (1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う変更</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び建家内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>(2) 本設備は、廃棄物管理施設と廃棄物管理施設外の必要箇所との通報連絡を行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>8.5.4.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の主要設備の仕様を第8.5.3表に示す。</p> <p>8.5.4.4 主要設備 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から施設内各所に通報するための放送設備及び施設内で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。<u>また</u>、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。 また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備を設ける。</p> <p>8.5.4.5 試験検査 本設備のうち放送設備<u>及び</u>ページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</p> <p>8.5.4.6 評 価 (1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。</p> <p>(2) 本設備は、廃棄物管理施設内外の必要箇所との連絡を行えるように、加入電話設備及び所内内線設備を設け、多様性を備えた設計とする。</p>	<p>施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び建家内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p><u>また、事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(2) 本設備は、固体廃棄物減容処理施設を除いた廃棄物管理施設と固体廃棄物減容処理施設のそれぞれに施設外の通信連絡設備を設ける設計とする。</u></p> <p>(3) 本設備は、廃棄物管理施設と廃棄物管理施設外の必要箇所との通報連絡を行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>8.5.4.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の主要設備の仕様を第8.5.3表に示す。</p> <p>8.5.4.4 主要設備 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から施設内各所に通報するための放送設備及び施設内で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。 また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備<u>並びに事故時に事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備</u>を設ける。</p> <p>8.5.4.5 試験検査 本設備のうち放送設備、<u>ページング設備、加入電話設備、所内内線設備及び構内一斉放送設備</u>については、定期的に作動検査を実施する。</p> <p>8.5.4.6 評 価 (1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。</p> <p><u>また、事故時に事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(2) 本設備は、固体廃棄物減容処理施設を除いた廃棄物管理施設と固体廃棄物減容処理施設のそれぞれに施設外の通信連絡設備を設ける設計とする。</u></p> <p>(3) 本設備は、廃棄物管理施設内外の必要箇所との連絡を行えるように、加入電話設備及び所内内線設備を設け、多様性を備えた設計とする。</p>	<p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>号番号の繰下げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>号番号の繰下げ</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>9. 運転保守</p> <p>9.1 基本方針                      廃棄物管理施設の運転保守の基本方針は、「原子炉等規制法」第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づいて保安規定を定め、これによるものとする。</p> <p>9.2 組織及び職務                      廃棄物管理施設の保安組織は、所長、廃棄物取扱主任者、<u>安全管理部</u>及び環境保全部をもって構成する。さらに、廃棄物管理施設の保安運営に関する重要事項を審議するため委員会を設ける。</p> <p>9.3 運転管理 ～ 9.6 放射線管理 省略</p> <p>9.7 保 守                      廃棄物管理施設の保守として、<u>保安規定</u>に定める定期的な試験、検査を行うとともに、必要に応じて補修を行う。これらについては、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設の安全を妨げることのないように行う。</p> <p>9.8 緊急時の措置 ～ 9.12 記録及び報告 省略</p>	<p>9. 運転保守</p> <p>9.1 基本方針                      廃棄物管理施設の運転保守の基本方針は、「原子炉等規制法」第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づいて保安規定を定め、これによるものとする。</p> <p>9.2 組織及び職務                      廃棄物管理施設の保安組織は、所長、廃棄物取扱主任者、<u>原子力施設検査室、保安管理部、放射線管理部</u>及び環境保全部をもって構成する。さらに、廃棄物管理施設の保安運営に関する重要事項を審議するため委員会を設ける。</p> <p>9.3 運転管理 ～ 9.6 放射線管理 変更なし</p> <p>9.7 保 守                      廃棄物管理施設の保守として、<u>施設管理実施計画</u>に定める定期的な試験、検査を行うとともに、必要に応じて補修を行う。これらについては、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設の安全を妨げることのないように行う。</p> <p>9.8 緊急時の措置 ～ 9.12 記録及び報告 変更なし</p>	<p>記載の適正化</p> <p>法令改正に伴う見直し</p>

変更前 (既許可)

変更後

備考

第1.6.1表 クラス別施設(1)

耐震クラス	クラス別施設	設 備			耐震クラス (注1)		直接支持構造物 (注2)		間接支持構造物 (注3)	
		施設名	適用範囲	耐震クラス (注4)	適用範囲	耐震クラス (注5)	適用範囲	適用範囲	検討用地震動 (注6)	
S	放射性廃棄物を内蔵している施設であって、その機能喪失により環境への影響、効果の大きいもの	該当なし								
B	放射性廃棄物を内蔵している施設であって、環境への影響、効果が比較的小さいもの ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損によって公衆に与える放射線の影響が年間の周辺監視区域外の線量限度に比べ十分に小さいものは除く	建	β・γ 固体処理棟Ⅲ (ボンベ室は除く) 廃液貯留施設Ⅱ α 固体処理棟 (連絡通路は除く) 廃液蒸発装置Ⅱ (蒸発缶の蒸発蒸気出口から、処理済廃液貯槽及び廃液貯槽 I までの系統は除く) β・γ 廃却装置 (廃棄物投入設備は除く) β・γ 封入設備 α 焼却装置 α ホール設備 α 封入設備	B	β・γ 固体処理棟Ⅲ β・γ 封入設備 α 焼却装置 α ホール設備 α 封入設備					
		管理施設	α 固体貯留施設 β・γ 貯蔵セル 廃液貯槽Ⅱ α 固体処理棟Ⅲ排気筒 β・γ 固体処理棟Ⅲ排気筒 セル系排気設備のうち、α 固体廃棄物 A 及び B を処理する装置の排気を行うもの α 固体処理棟廃液予備処理装置 (化学処理タンクの出口以降の予備処理後の液体廃棄物の系統は除く)	B	α 固体貯留施設 β・γ 貯蔵セル 廃液貯槽Ⅱ α 固体処理棟Ⅲ排気筒 β・γ 固体処理棟Ⅲ排気筒					
		気体廃棄物の廃棄施設		B	β・γ 固体処理棟Ⅲ排気筒 セル系排気設備のうち、α 固体廃棄物 A 及び B を処理する装置の排気を行うもの					S <sub>B</sub>
		液体廃棄物の廃棄施設		B	α 固体処理棟廃液予備処理装置 (化学処理タンクの出口以降の予備処理後の液体廃棄物の系統は除く)					S <sub>B</sub>

(注1) 設備等とは、当該機能と直接的に関連する設備及び建家をいう。  
 (注2) 直接支持構造物とは、設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的にうける支持構造物をいう。  
 (注3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達せられる荷重を受ける構造物(建家、設備)をいう。  
 (注4) 適用範囲の欄において適用範囲から除かれた部分については、耐震Cクラスとする。  
 (注5) 設備の適用範囲の欄において適用範囲から除かれた部分については、耐震Cクラスとする。  
 (注6) S<sub>B</sub> : 耐震Bクラス施設に適用される地震力 (ただし、施設等の適用範囲の欄において適用範囲から除かれた部分に係るものについては、検討用地震動はS<sub>C</sub>とする。)  
 S<sub>C</sub> : 耐震Cクラス施設に適用される地震力

第1.6.1表 クラス別施設(1)

耐震クラス	クラス別施設	設 備			耐震クラス (注1)		直接支持構造物 (注2)		間接支持構造物 (注3)	
		施設名	適用範囲	耐震クラス (注4)	適用範囲	耐震クラス (注5)	適用範囲	適用範囲	検討用地震動 (注6)	
S	放射性廃棄物を内蔵している施設であって、その機能喪失により環境への影響、効果の大きいもの	該当なし								
B	放射性廃棄物を内蔵している施設であって、環境への影響、効果が比較的小さいもの ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損によって公衆に与える放射線の影響が年間の周辺監視区域外の線量限度に比べ十分に小さいものは除く	建	β・γ 固体処理棟Ⅲ (ボンベ室は除く) 廃液貯留施設Ⅱ α 固体処理棟 (連絡通路は除く) 廃液蒸発装置Ⅱ (蒸発缶の蒸発蒸気出口から、処理済廃液貯槽及び廃液貯槽 I までの系統は除く) β・γ 廃却装置 (廃棄物投入設備は除く) β・γ 封入設備 α 焼却装置 α ホール設備 α 封入設備	B	β・γ 固体処理棟Ⅲ β・γ 封入設備 α 焼却装置 α ホール設備 α 封入設備					
		管理施設	α 固体貯留施設 β・γ 貯蔵セル 廃液貯槽Ⅱ α 固体処理棟Ⅲ排気筒 β・γ 固体処理棟Ⅲ排気筒 セル系排気設備のうち、α 固体廃棄物 A 及び B を処理する装置の排気を行うもの α 固体処理棟廃液予備処理装置 (化学処理タンクの出口以降の予備処理後の液体廃棄物の系統は除く)	B	α 固体貯留施設 β・γ 貯蔵セル 廃液貯槽Ⅱ α 固体処理棟Ⅲ排気筒 β・γ 固体処理棟Ⅲ排気筒					
		放射性廃棄物の受入れ施設		B	β・γ 貯蔵セル 廃液貯槽Ⅱ α 固体処理棟Ⅲ排気筒 β・γ 固体処理棟Ⅲ排気筒					
		気体廃棄物の廃棄施設		B	β・γ 固体処理棟Ⅲ排気筒 セル系排気設備のうち、α 固体廃棄物 A 及び B を処理する装置の排気を行うもの					S <sub>B</sub>
		液体廃棄物の廃棄施設		B	α 固体処理棟廃液予備処理装置 (化学処理タンクの出口以降の予備処理後の液体廃棄物の系統は除く)					S <sub>B</sub>

(注1) 設備等とは、当該機能と直接的に関連する設備及び建家をいう。  
 (注2) 直接支持構造物とは、設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的にうける支持構造物をいう。  
 (注3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達せられる荷重を受ける構造物(建家、設備)をいう。  
 (注4) 適用範囲の欄において適用範囲から除かれた部分については、耐震Cクラスとする。  
 (注5) 設備の適用範囲の欄において適用範囲から除かれた部分については、耐震Cクラスとする。  
 (注6) S<sub>B</sub> : 耐震Bクラス施設に適用される地震力 (ただし、施設等の適用範囲の欄において適用範囲から除かれた部分に係るものについては、検討用地震動はS<sub>C</sub>とする。)  
 S<sub>C</sub> : 耐震Cクラス施設に適用される地震力

受入れ施設の変更

変更前 (既許可)

耐震クラス	クラス別施設	備 等 (注1)			直接支持構造物 (注2)		間接支持構造物 (注3)		
		施設名	通 用 範 囲	耐震クラス	通 用 範 囲	耐震クラス	通 用 範 囲	検討用地震動 (注6)	
C	放射線物質を内蔵している施設であって、A、Bクラスに属さない施設	建 家	廃液処理棟	C	C				
			排水監視施設						
			β・γ固体処理棟Ⅰ						
			β・γ固体処理棟Ⅱ						
		処 理 施 設	β・γ固体処理棟Ⅲ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C		
			β・γ固体処理棟Ⅳ						
			β・γ固体処理棟Ⅴ						
			β・γ固体処理棟Ⅵ						
		管 理 施 設	β・γ固体処理棟Ⅶ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C		
			β・γ固体処理棟Ⅷ						
			β・γ固体処理棟Ⅸ						
			β・γ固体処理棟Ⅹ						
放射線物質の受入れ施設	β・γ固体処理棟Ⅺ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C				
	β・γ固体処理棟Ⅻ								
	β・γ固体処理棟Ⅼ								
	β・γ固体処理棟Ⅽ								
気体廃棄物の廃棄施設	β・γ固体処理棟Ⅾ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C	管理区域系排気設備及びセル系排気設備の設置棟	S <sub>B</sub> 、S <sub>C</sub>		
	β・γ固体処理棟Ⅿ								
	β・γ固体処理棟ⅰ								
	β・γ固体処理棟ⅱ								
液体廃棄物の廃棄施設	β・γ固体処理棟ⅲ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C	β・γ固体処理棟ⅲ	S <sub>B</sub>		
	β・γ固体処理棟ⅳ								
	β・γ固体処理棟ⅴ								
	β・γ固体処理棟ⅵ								
その他	β・γ固体処理棟ⅶ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C	管理棟棟棟	S <sub>C</sub>		
	β・γ固体処理棟ⅷ								
	β・γ固体処理棟ⅸ								
	β・γ固体処理棟ⅹ								
放射線物質を内蔵しない施設	β・γ固体処理棟ⅺ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C	各設置棟	S <sub>B</sub> 、S <sub>C</sub>		
	β・γ固体処理棟ⅻ								
	β・γ固体処理棟ⅼ								
	β・γ固体処理棟ⅽ								

第1.6.2表 クラス別施設 (2) 省略

変更後

耐震クラス	クラス別施設	備 等 (注1)			直接支持構造物 (注2)		間接支持構造物 (注3)		
		施設名	通 用 範 囲	耐震クラス	通 用 範 囲	耐震クラス	通 用 範 囲	検討用地震動 (注6)	
C	放射線物質を内蔵している施設であって、A、Bクラスに属さない施設	建 家	廃液処理棟	C	C				
			排水監視施設						
			β・γ固体処理棟Ⅰ						
			β・γ固体処理棟Ⅱ						
		処 理 施 設	β・γ固体処理棟Ⅲ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C		
			β・γ固体処理棟Ⅳ						
			β・γ固体処理棟Ⅴ						
			β・γ固体処理棟Ⅵ						
		管 理 施 設	β・γ固体処理棟Ⅶ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C		
			β・γ固体処理棟Ⅷ						
			β・γ固体処理棟Ⅸ						
			β・γ固体処理棟Ⅹ						
放射線物質の受入れ施設	β・γ固体処理棟Ⅺ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C				
	β・γ固体処理棟Ⅻ								
	β・γ固体処理棟Ⅼ								
	β・γ固体処理棟Ⅽ								
気体廃棄物の廃棄施設	β・γ固体処理棟Ⅾ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C	管理区域系排気設備及びセル系排気設備の設置棟	S <sub>B</sub> 、S <sub>C</sub>		
	β・γ固体処理棟Ⅿ								
	β・γ固体処理棟ⅰ								
	β・γ固体処理棟ⅱ								
液体廃棄物の廃棄施設	β・γ固体処理棟ⅲ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C	β・γ固体処理棟ⅲ	S <sub>B</sub>		
	β・γ固体処理棟ⅳ								
	β・γ固体処理棟ⅴ								
	β・γ固体処理棟ⅵ								
その他	β・γ固体処理棟ⅶ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C	管理棟棟棟	S <sub>C</sub>		
	β・γ固体処理棟ⅷ								
	β・γ固体処理棟ⅸ								
	β・γ固体処理棟ⅹ								
放射線物質を内蔵しない施設	β・γ固体処理棟ⅺ	C	C	機器・配管等の支持構造物	C	各設置棟	S <sub>B</sub> 、S <sub>C</sub>		
	β・γ固体処理棟ⅻ								
	β・γ固体処理棟ⅼ								
	β・γ固体処理棟ⅽ								

第1.6.2表 クラス別施設 (2) 変更なし

\* : 化学処理装置及び有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。

化学処理装置及び有機廃液一時格納庫の使用の停止

変更前（既許可）			変更後			備考
第 3.3.1 表(1) 主要な建家に收容される主な施設、設備			第 3.3.1 表(1) 主要な建家に收容される主な施設、設備			化学処理装置の使用の停止
收容建家	施設区分	主な設備、機器	收容建家	施設区分	主な設備、機器	
廃液処理棟 （廃液処理棟）  （廃棄物管理施設 用廃液貯槽の建 家）  排水監視施設  $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I	液体廃棄物の処理施設	化学処理装置 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II セメント固化装置	廃液処理棟 （廃液処理棟）  （廃棄物管理施設 用廃液貯槽の建 家）  排水監視施設  $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I	液体廃棄物の処理施設	化学処理装置* 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II セメント固化装置	化学処理装置の使用の停止
	計測制御系統施設	液位等に関する計測設備		計測制御系統施設	液位等に関する計測設備	
	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		
	計測制御系統施設	液位等に関する計測設備		計測制御系統施設	液位等に関する計測設備	
	液体廃棄物の廃棄施設	廃棄物管理施設用廃液貯槽		液体廃棄物の廃棄施設	廃棄物管理施設用廃液貯槽	
	液体廃棄物の処理施設	排水監視設備		液体廃棄物の処理施設	排水監視設備	
	計測制御系統施設	液位等に関する計測設備		計測制御系統施設	液位等に関する計測設備	
	放射線管理施設	排水モニタリング設備		放射線管理施設	排水モニタリング設備	
固体廃棄物の処理施設	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I	固体廃棄物の処理施設	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I			
放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備			
気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備			
固体廃棄物の廃棄施設		固体廃棄物の廃棄施設				
			*化学処理装置については、使用を停止する。			化学処理装置の使用の停止

変更前（既許可）			変更後			備考
第 3.3.1 表(2) 主要な建家に收容される主な施設、設備			第 3.3.1 表(2) 主要な建家に收容される主な施設、設備			
收容建家	施設区分	主な設備、機器	收容建家	施設区分	主な設備、機器	受入れ施設の変更
β・γ 固体処理棟 II	固体廃棄物の処理施設	β・γ 圧縮装置 II	β・γ 固体処理棟 II	固体廃棄物の処理施設	β・γ 圧縮装置 II	
	固体廃棄物の受入れ施設	β・γ 一時格納庫 II		固体廃棄物の受入れ施設	β・γ 一時格納庫 II	
	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		
β・γ 固体処理棟 III	固体廃棄物の処理施設	β・γ 焼却装置	β・γ 固体処理棟 III	固体廃棄物の処理施設	β・γ 焼却装置	
	計測制御系統施設	温度に関する計測制御設備 圧力に関する計測制御設備		<u>液体廃棄物の受入れ施設</u>	<u>有機溶媒貯槽</u>	
	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		計測制御系統施設	温度に関する計測制御設備 圧力に関する計測制御設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気筒		放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備	
	液体廃棄物の廃棄施設	β・γ 固体処理棟 III 廃液貯槽 (廃液移送容器を除く。)		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気筒	
β・γ 固体処理棟 IV	固体廃棄物の処理施設	β・γ 封入設備	β・γ 固体処理棟 IV	液体廃棄物の廃棄施設	β・γ 固体処理棟 III 廃液貯槽 (廃液移送容器を除く。)	
	固体廃棄物の受入れ施設	β・γ 貯蔵セル		固体廃棄物の廃棄施設		
	計測制御系統施設	圧力に関する計測制御設備		固体廃棄物の処理施設	β・γ 封入設備	
	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		固体廃棄物の受入れ施設	β・γ 貯蔵セル	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 セル系排気設備		計測制御系統施設	圧力に関する計測制御設備	
	固体廃棄物の廃棄施設		放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		
			気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 セル系排気設備		
			固体廃棄物の廃棄施設			

変更前（既許可）			変更後			備考
第 3.3.1 表(3) 主要な建家に収容される主な施設、設備 省略			第 3.3.1 表(3) 主要な建家に収容される主な施設、設備 変更なし			
第 3.3.1 表(4) 主要な建家に収容される主な施設、設備			第 3.3.1 表(4) 主要な建家に収容される主な施設、設備			
収容建家	施設区分	主な設備、機器	収容建家	施設区分	主な設備、機器	
廃液貯留施設 I	液体廃棄物の処理施設	処理済廃液貯槽	廃液貯留施設 I	液体廃棄物の処理施設	処理済廃液貯槽	
	液体廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽 I		液体廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽 I	
	計測制御系統施設	液位等に関する計測設備		計測制御系統施設	液位等に関する計測設備	
	放射線管理施設	排気モニタリング設備 排水モニタリング設備		放射線管理施設	排気モニタリング設備 排水モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		
廃液貯留施設 II	液体廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽 II	廃液貯留施設 II	液体廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽 II	
	計測制御系統施設	液位等に関する計測設備		計測制御系統施設	液位等に関する計測設備	
	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備	
有機廃液一時格納庫	液体廃棄物の受入れ施設	有機廃液一時格納庫	有機廃液一時格納庫*	液体廃棄物の受入れ施設	有機廃液一時格納庫	有機廃液一時格納庫の使用の停止
	放射線管理施設	排気モニタリング設備		放射線管理施設	排気モニタリング設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		
$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I	固体廃棄物の受入れ施設	$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I	$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I	固体廃棄物の受入れ施設	$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I	
$\alpha$ 一時格納庫	固体廃棄物の受入れ施設	$\alpha$ 一時格納庫	$\alpha$ 一時格納庫	固体廃棄物の受入れ施設	$\alpha$ 一時格納庫	
	放射線管理施設	排気モニタリング設備		放射線管理施設	排気モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		
			*有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。			有機廃液一時格納庫の使用の停止

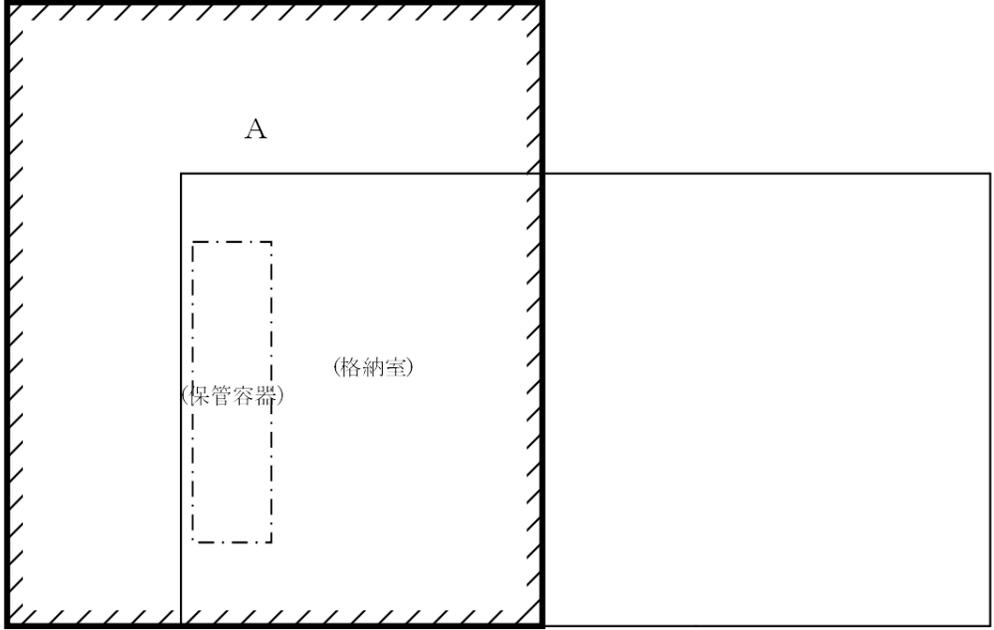
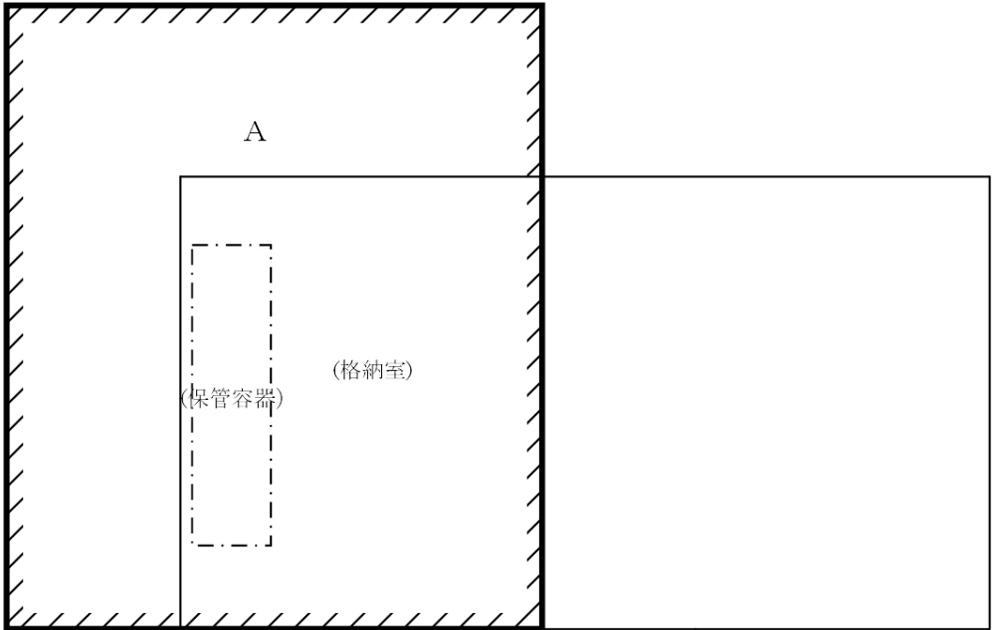
変更前（既許可）			変更後			備考
第 3.3.1 表(5) 主要な建家に收容される主な施設、設備			第 3.3.1 表(5) 主要な建家に收容される主な施設、設備			化学処理装置の使用の停止に伴う変更
收容建家	施設区分	主な設備、機器	收容建家	施設区分	主な設備、機器	
管理機械棟	液体廃棄物の処理施設	<u>化学処理装置</u> 分析フード	管理機械棟	液体廃棄物の処理施設	<u>廃液蒸発装置 I</u> 分析フード	
	計測制御系統施設	集中監視設備		計測制御系統施設	集中監視設備	
	放射線管理施設	放射線モニタ盤 排気モニタリング設備		放射線管理施設	放射線モニタ盤 排気モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		
固体廃棄物減容処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	固体廃棄物減容処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	
	計測制御系統施設	集中監視設備 温度に関する計測制御設備 圧力に関する計測制御設備 液位等に関する計測設備		計測制御系統施設	集中監視設備 温度に関する計測制御設備 圧力に関する計測制御設備 液位等に関する計測設備	
	放射線管理施設	出入管理関係設備 放射線監視盤 エリアモニタ ローカルサンプリング装置 排気モニタリング設備		放射線管理施設	出入管理関係設備 放射線監視盤 エリアモニタ ローカルサンプリング装置 排気モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 セル系排気設備 グローブボックス系排気設備 フード系排気設備 予備系排気設備 排気筒		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 セル系排気設備 グローブボックス系排気設備 フード系排気設備 予備系排気設備 排気筒	
	液体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽		液体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		
	電気設備	予備電源設備		電気設備	予備電源設備	

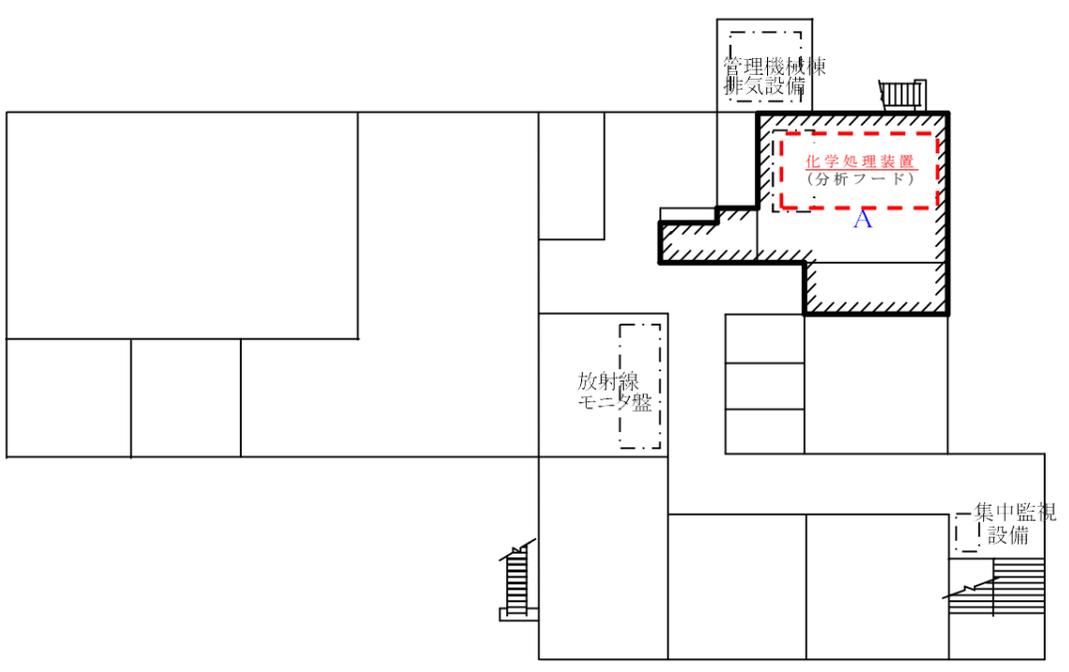
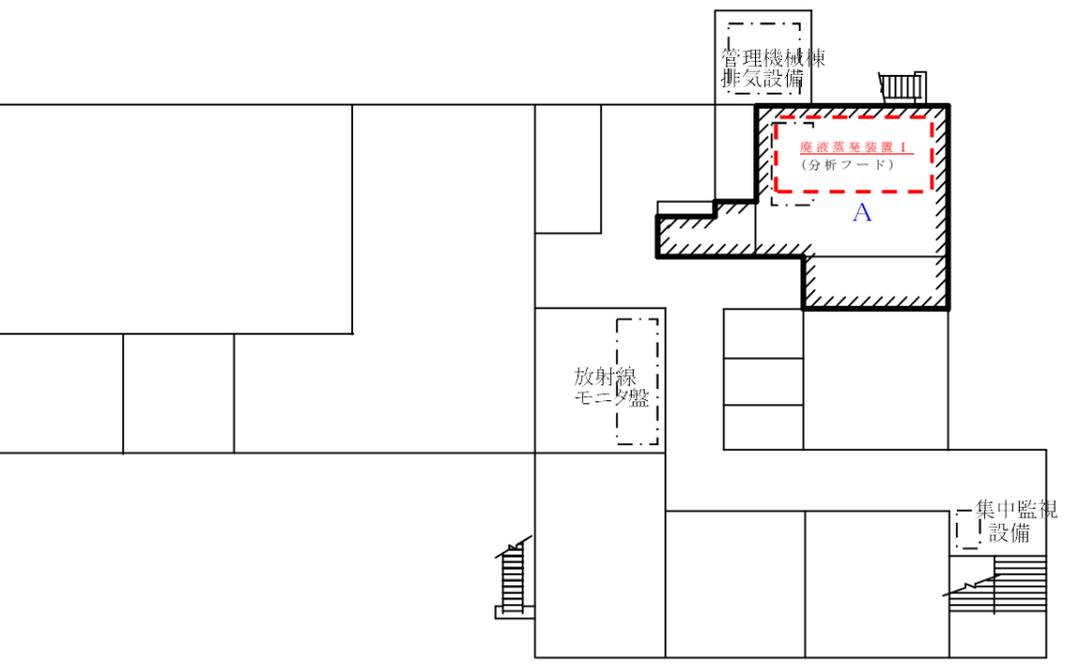
変更前（既許可）	変更後	備考																														
<p>第 4.2.1 表 液体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様</p> <p>(1) 化学処理装置</p> <p>種 類 二段凝集沈澱方式</p> <p>基 数 1</p> <p>最大処理能力 10 m<sup>3</sup>/h</p> <p>(2) 廃液蒸発装置 I</p> <p>種 類 強制循環型蒸気圧縮方式</p> <p>基 数 1</p> <p>最大処理能力 3 m<sup>3</sup>/h</p> <p>(3) 廃液蒸発装置 II</p> <p>種 類 単効型自然循環方式</p> <p>基 数 1</p> <p>最大処理能力 1 m<sup>3</sup>/h</p> <p>(4) セメント固化装置</p> <p>種 類 混練方式</p> <p>基 数 1</p> <p>最大処理能力 1 m<sup>3</sup>/5 日（スラッジ） 200 リットル/日（濃縮液）</p> <p>機 器</p> <table border="1" data-bbox="320 1297 1160 1682"> <thead> <tr> <th>機 器 名</th> <th>仕 様</th> <th>基 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凍結再融解槽</td> <td>ステンレス鋼製 円筒縦型</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>スラッジ槽</td> <td>ステンレス鋼製 円筒縦型</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>濃縮液槽</td> <td>ステンレス鋼製 円筒縦型</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>混練機</td> <td>攪拌式インドラム</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 処理済廃液貯槽</p> <p>種 類 鉄筋コンクリート製貯槽（合成樹脂ライニング）</p> <p>容量及び基数 約 200m<sup>3</sup>×1 基</p>	機 器 名	仕 様	基 数	凍結再融解槽	ステンレス鋼製 円筒縦型	2	スラッジ槽	ステンレス鋼製 円筒縦型	1	濃縮液槽	ステンレス鋼製 円筒縦型	1	混練機	攪拌式インドラム	1 式	<p>第 4.2.1 表 液体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様</p> <p>(1) 化学処理装置</p> <p>種 類 二段凝集沈澱方式</p> <p>基 数 1</p> <p>最大処理能力 10 m<sup>3</sup>/h</p> <p><u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u></p> <p>(2) 廃液蒸発装置 I</p> <p>種 類 強制循環型蒸気圧縮方式</p> <p>基 数 1</p> <p>最大処理能力 3 m<sup>3</sup>/h</p> <p>(3) 廃液蒸発装置 II</p> <p>種 類 単効型自然循環方式</p> <p>基 数 1</p> <p>最大処理能力 1 m<sup>3</sup>/h</p> <p>(4) セメント固化装置</p> <p>種 類 混練方式</p> <p>基 数 1</p> <p>最大処理能力 1 m<sup>3</sup>/5 日（スラッジ） 200 リットル/日（濃縮液）</p> <p>機 器</p> <table border="1" data-bbox="1516 1297 2356 1682"> <thead> <tr> <th>機 器 名</th> <th>仕 様</th> <th>基 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凍結再融解槽*</td> <td>ステンレス鋼製 円筒縦型</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>スラッジ槽*</td> <td>ステンレス鋼製 円筒縦型</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>濃縮液槽</td> <td>ステンレス鋼製 円筒縦型</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>混練機</td> <td>攪拌式インドラム</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*凍結再融解槽とスラッジ槽については、使用を停止する。</u></p> <p>(5) 処理済廃液貯槽</p> <p>種 類 鉄筋コンクリート製貯槽（合成樹脂ライニング）</p> <p>容量及び基数 約 200m<sup>3</sup>×1 基</p>	機 器 名	仕 様	基 数	凍結再融解槽*	ステンレス鋼製 円筒縦型	2	スラッジ槽*	ステンレス鋼製 円筒縦型	1	濃縮液槽	ステンレス鋼製 円筒縦型	1	混練機	攪拌式インドラム	1 式	<p>化学処理装置の使用の停止</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>
機 器 名	仕 様	基 数																														
凍結再融解槽	ステンレス鋼製 円筒縦型	2																														
スラッジ槽	ステンレス鋼製 円筒縦型	1																														
濃縮液槽	ステンレス鋼製 円筒縦型	1																														
混練機	攪拌式インドラム	1 式																														
機 器 名	仕 様	基 数																														
凍結再融解槽*	ステンレス鋼製 円筒縦型	2																														
スラッジ槽*	ステンレス鋼製 円筒縦型	1																														
濃縮液槽	ステンレス鋼製 円筒縦型	1																														
混練機	攪拌式インドラム	1 式																														

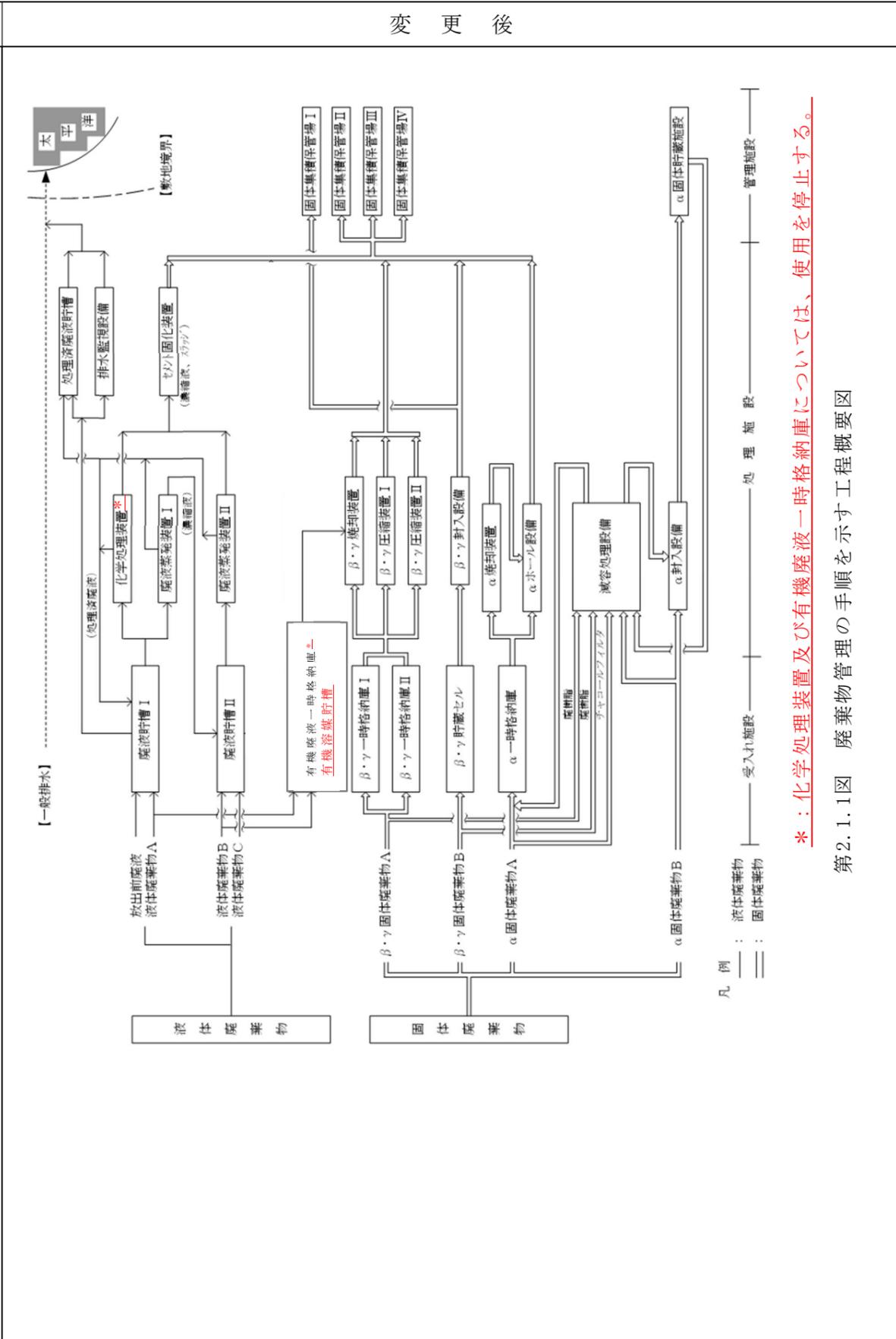
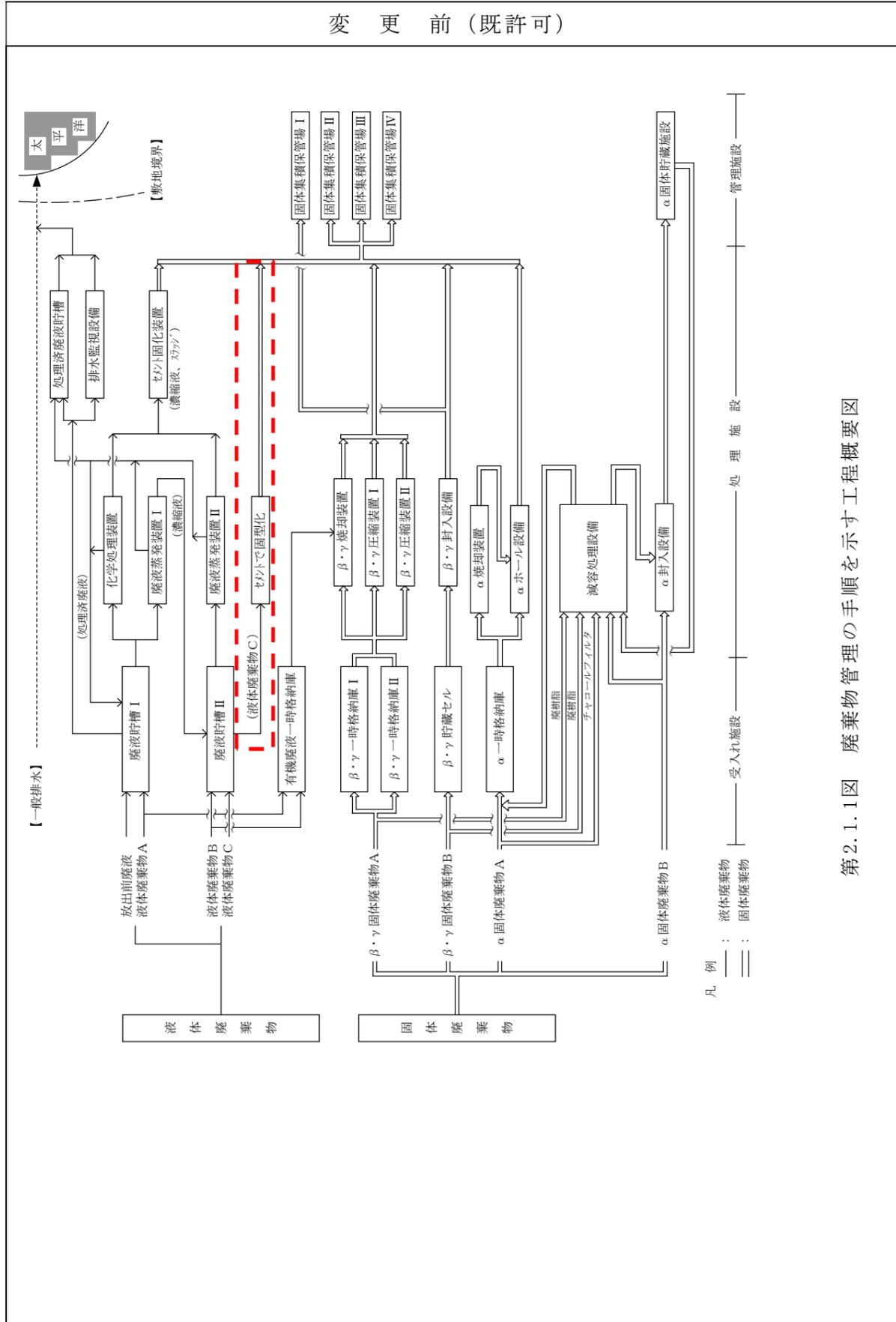
変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>最大処理能力 貯留量 200m<sup>3</sup></p> <p>(6) 排水監視設備</p> <p>種類 鉄筋コンクリート製貯槽 (合成樹脂ライニング)</p> <p>容量及び基数 約 500m<sup>3</sup>×1基</p> <p>最大処理能力 貯留量 500m<sup>3</sup></p> <p>第 4.2.2 表 固体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様 ~</p> <p>第 4.3.1 表 管理施設の主要設備の仕様 省略</p> <p>第 5.2.1 表 液体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様</p> <p>(1) 廃液貯槽 I ~ (2) 廃液貯槽 II 省略</p> <p>(3) 有機廃液一時格納庫</p> <p>種類 格納室 (鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造)</p> <p>最大受入れ能力 1.2m<sup>3</sup> (保管面積約 20m<sup>2</sup>)</p> <p>第 5.3.1 表 固体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様 ~</p> <p>第 7.1.1 表 放射線監視設備の主な仕様 省略</p> <p>第 8.2.1 表 気体廃棄物の廃棄施設の主要設備の仕様</p> <p>(1) 管理区域系排気設備</p> <p>a. 廃液処理棟 ~ h. 廃液貯留施設 II 省略</p> <p>i. 有機廃液一時格納庫 1 系統</p> <p>排気浄化装置</p> <p>種類 高性能フィルタ 1 段</p> <p>捕集効率 99%以上 (0.3 μ m 以上 DOP 粒子に対して)</p> <p>基数 1</p> <p>排風機</p>	<p>最大処理能力 貯留量 200m<sup>3</sup></p> <p>(6) 排水監視設備</p> <p>種類 鉄筋コンクリート製貯槽 (合成樹脂ライニング)</p> <p>容量及び基数 約 500m<sup>3</sup>×1基</p> <p>最大処理能力 貯留量 500m<sup>3</sup></p> <p>第 4.2.2 表 固体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様 ~</p> <p>第 4.3.1 表 管理施設の主要設備の仕様 変更なし</p> <p>第 5.2.1 表 液体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様</p> <p>(1) 廃液貯槽 I ~ (2) 廃液貯槽 II 変更なし</p> <p>(3) 有機廃液一時格納庫</p> <p>種類 格納室 (鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造)</p> <p>最大受入れ能力 1.2m<sup>3</sup> (保管面積約 20m<sup>2</sup>)</p> <p><u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p><u>(4) 有機溶媒貯槽</u></p> <p><u>種類 類 廃油タンク (ステンレス鋼製)</u></p> <p><u>最大受入れ能力 0.096m<sup>3</sup></u></p> <p>第 5.3.1 表 固体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様 ~</p> <p>第 7.1.1 表 放射線監視設備の主な仕様 変更なし</p> <p>第 8.2.1 表 気体廃棄物の廃棄施設の主要設備の仕様</p> <p>(1) 管理区域系排気設備</p> <p>a. 廃液処理棟 ~ h. 廃液貯留施設 II 変更なし</p> <p>i. 有機廃液一時格納庫 1 系統</p> <p>排気浄化装置</p> <p>種類 高性能フィルタ 1 段</p> <p>捕集効率 99%以上 (0.3 μ m 以上 DOP 粒子に対して)</p> <p>基数 1</p> <p>排風機</p> <p>基数 1</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止 受入れ施設の変更</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>基数 1</p> <p>j. α一時格納庫 1系統</p> <p>排気浄化装置</p> <p>種類 高性能フィルタ 1段</p> <p>捕集効率 99%以上（0.3μm以上DOP粒子に対して）</p> <p>基数 1</p> <p>排風機</p> <p>基数 1</p> <p>k. α固体貯蔵施設 1系統</p> <p>排気浄化装置</p> <p>種類 高性能フィルタ 1段</p> <p>捕集効率 99%以上（0.3μm以上DOP粒子に対して）</p> <p>基数 5</p> <p>排風機</p> <p>基数 2（うち1基は予備）</p> <p>1. 管理機械棟 1系統</p> <p>排気浄化装置</p> <p>種類 高性能フィルタ 1段</p> <p>捕集効率 99%以上（0.3μm以上DOP粒子に対して）</p> <p>基数 1</p> <p>排風機</p> <p>基数 1</p> <p>(2) セル系排気設備 ～ (3) 固体廃棄物減容処理施設の排気設備 省略</p> <p>第 8.3.1 表 液体廃棄物の廃棄施設の主要設備の仕様 ～ 8.5.3 表 通信連絡設備の主要設備の仕様 省略</p>	<p><u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p>j. α一時格納庫 1系統</p> <p>排気浄化装置</p> <p>種類 高性能フィルタ 1段</p> <p>捕集効率 99%以上（0.3μm以上DOP粒子に対して）</p> <p>基数 1</p> <p>排風機</p> <p>基数 1</p> <p>k. α固体貯蔵施設 1系統</p> <p>排気浄化装置</p> <p>種類 高性能フィルタ 1段</p> <p>捕集効率 99%以上（0.3μm以上DOP粒子に対して）</p> <p>基数 5</p> <p>排風機</p> <p>基数 2（うち1基は予備）</p> <p>1. 管理機械棟 1系統</p> <p>排気浄化装置</p> <p>種類 高性能フィルタ 1段</p> <p>捕集効率 99%以上（0.3μm以上DOP粒子に対して）</p> <p>基数 1</p> <p>排風機</p> <p>基数 1</p> <p>(2) セル系排気設備 ～ (3) 固体廃棄物減容処理施設の排気設備 変更なし</p> <p>第 8.3.1 表 液体廃棄物の廃棄施設の主要設備の仕様 ～ 第 8.5.3 表 通信連絡設備の主要設備の仕様 変更なし</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
 <p>2階平面図</p> <p>1階平面図</p> <p>化学処理装置</p> <p>廃液処理装置Ⅱ C</p> <p>B 吹送</p> <p>廃液処理装置Ⅰ</p> <p>セメント 固化装置</p> <p>(廃液貯留施設Ⅱ)</p> <p>(廃液貯留施設Ⅰ)</p> <p>1階平面図</p> <p>A : A区域(≤20<math>\mu</math> Sv/h)          B : B区域(≤100<math>\mu</math> Sv/h)          C : C区域(立入時間で管理)</p> <p>□ : 収容設備          ▨ : 遮蔽設計区域</p> <p>第 1.3.1 図 廃液処理棟の遮蔽設計区分の概要図</p>	 <p>2階平面図</p> <p>1階平面図</p> <p>化学処理装置*</p> <p>廃液処理装置Ⅱ C</p> <p>B 吹送</p> <p>廃液処理装置Ⅰ</p> <p>セメント 固化装置</p> <p>(廃液貯留施設Ⅱ)</p> <p>(廃液貯留施設Ⅰ)</p> <p>1階平面図</p> <p>A : A区域(≤20<math>\mu</math> Sv/h)          B : B区域(≤100<math>\mu</math> Sv/h)          C : C区域(立入時間で管理)</p> <p>□ : 収容設備          ▨ : 遮蔽設計区域</p> <p>* : 化学処理装置については、使用を停止する。</p> <p>第 1.3.1 図 廃液処理棟の遮蔽設計区分の概要図</p>	<p>備考</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止</p>

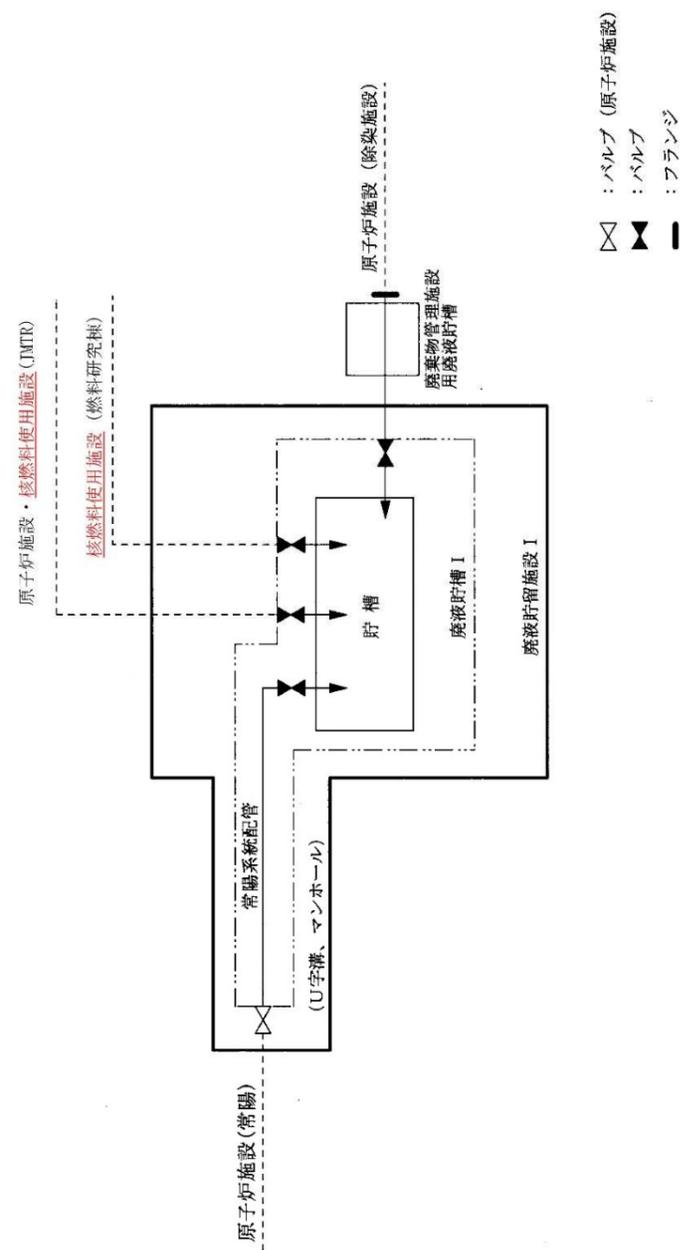
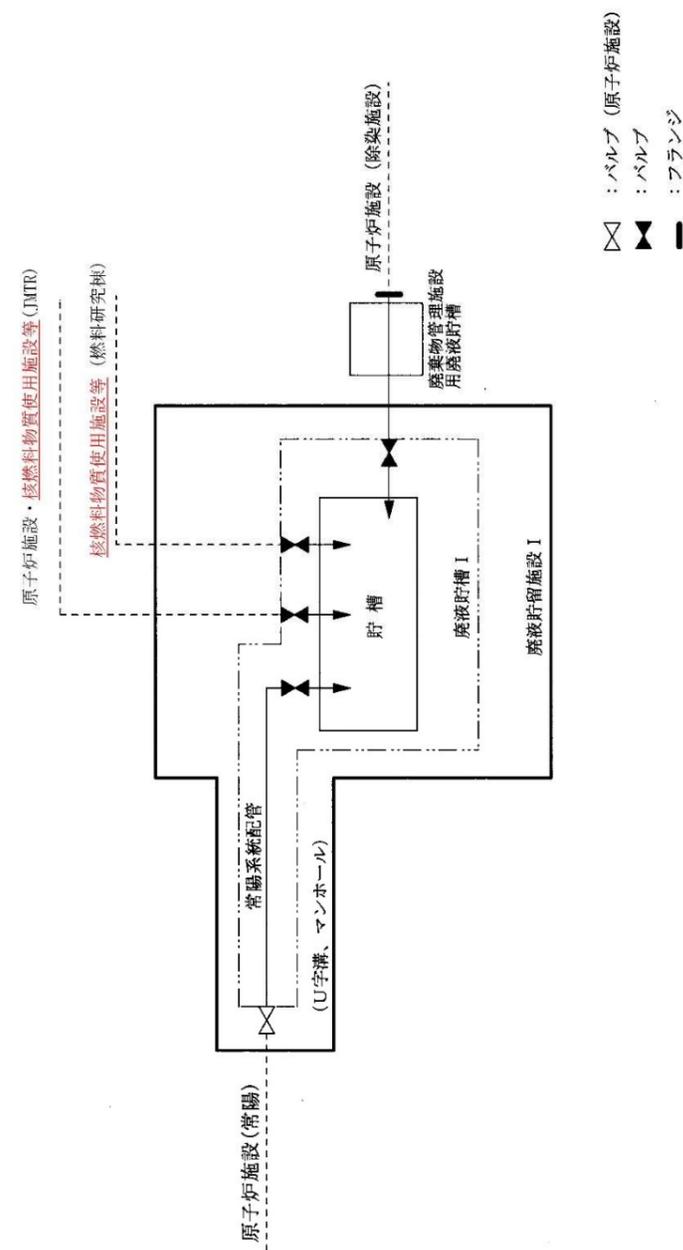
変更前（既許可）	変更後	備考
<p>第1.3.2図 排水監視施設の遮蔽設計区分の概要図～                      第1.3.14図 廃液貯留施設Ⅱの遮蔽設計区分の概要図 省略</p>  <p>平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A : A区域(≦20<math>\mu</math>Sv/h)</li> <li>B : B区域(≦100<math>\mu</math>Sv/h)</li> <li>C : C区域(立入時間で管理)</li> <li>--- : 収容設備</li> <li>▨ : しやへい設計区域</li> </ul> <p>第 1.3.15 図 有機廃液一時格納庫の遮蔽設計区分の概要図</p>	<p>第1.3.2図 排水監視施設の遮蔽設計区分の概要図～                      第 1.3.14 図 廃液貯留施設Ⅱの遮蔽設計区分の概要図 変更なし</p>  <p>平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A : A区域(≦20<math>\mu</math>Sv/h)</li> <li>B : B区域(≦100<math>\mu</math>Sv/h)</li> <li>C : C区域(立入時間で管理)</li> <li>--- : 収容設備</li> <li>▨ : しやへい設計区域</li> </ul> <p style="color: red; text-decoration: underline;">有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p> <p>第 1.3.15 図 有機廃液一時格納庫の遮蔽設計区分の概要図</p>	<p>備考</p> <p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>第1.3.16図 <math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫 I の遮蔽設計区分の概要図～                      第1.3.17図 <math>\alpha</math>一時格納庫の遮蔽設計区分の概要図 省略</p>  <p>1階平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A : A区域 (<math>\leq 20 \mu\text{Sv/h}</math>)</li> <li>B : B区域 (<math>\leq 100 \mu\text{Sv/h}</math>)</li> <li>C : C区域 (立入時間で管理)</li> <li>□ : 収容設備</li> <li>▨ : 遮蔽設計区域</li> </ul> <p>第 1.3.18 図 管理機械棟の遮蔽設計区分の概要図</p> <p>第1.3.19図(1) 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図 ～                      第1.3.19図(2) 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図 省略</p>	<p>第1.3.16図 <math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫 I の遮蔽設計区分の概要図～                      第1.3.17図 <math>\alpha</math>一時格納庫の遮蔽設計区分の概要図 変更なし</p>  <p>1階平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A : A区域 (<math>\leq 20 \mu\text{Sv/h}</math>)</li> <li>B : B区域 (<math>\leq 100 \mu\text{Sv/h}</math>)</li> <li>C : C区域 (立入時間で管理)</li> <li>□ : 収容設備</li> <li>▨ : 遮蔽設計区域</li> </ul> <p>第 1.3.18 図 管理機械棟の遮蔽設計区分の概要図</p> <p>第1.3.19図(1) 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図 ～                      第1.3.19図(2) 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図 変更なし</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>



受入れ施設の変更

化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び液体廃棄物Cの削除

変更前 (既許可)	変更後	備考
 <p>原子炉施設(常陽)</p> <p>常陽系統配管 (U字溝、マンホール)</p> <p>貯槽</p> <p>廃液貯留施設 I</p> <p>原子炉施設(除染施設)</p> <p>廃棄物管理施設 用廃液貯槽</p> <p>原子炉施設・核燃料使用施設 (JMTR)</p> <p>核燃料使用施設 (燃料研究棟)</p> <p>：バルブ (原子炉施設)</p> <p>：バルブ</p> <p>：フランジ</p>	 <p>原子炉施設(常陽)</p> <p>常陽系統配管 (U字溝、マンホール)</p> <p>貯槽</p> <p>廃液貯留施設 I</p> <p>原子炉施設(除染施設)</p> <p>廃棄物管理施設 用廃液貯槽</p> <p>原子炉施設・核燃料物質使用施設等 (JMTR)</p> <p>核燃料物質使用施設等 (燃料研究棟)</p> <p>：バルブ (原子炉施設)</p> <p>：バルブ</p> <p>：フランジ</p>	<p>記載の適正化</p>

第 2.3.1 図 液体廃棄物の受入れ系統図

第 2.3.1 図 液体廃棄物の受入れ系統図

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>右図 □ 部の拡大図</p> <p>第 3.1.1.1 図 主要な建家の配置図</p>	<p>右図 □ 部の拡大図</p> <p>第 3.1.1 図 主要な建家の配置図</p> <p>* : 有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
	<p style="color: red; text-align: center;">* : 化学処理装置については、使用を停止する</p>	<p>化学処理装置の使用の停止</p>

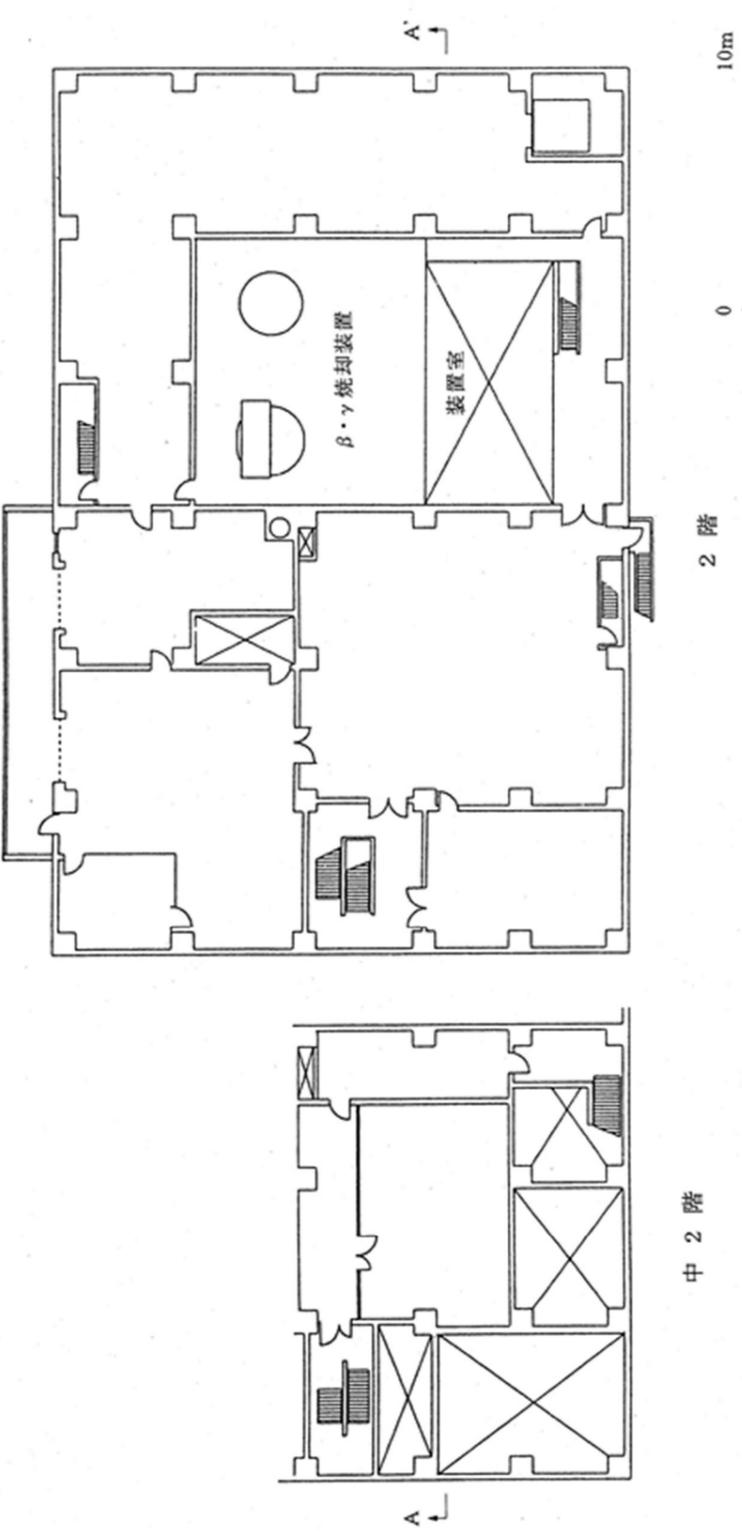
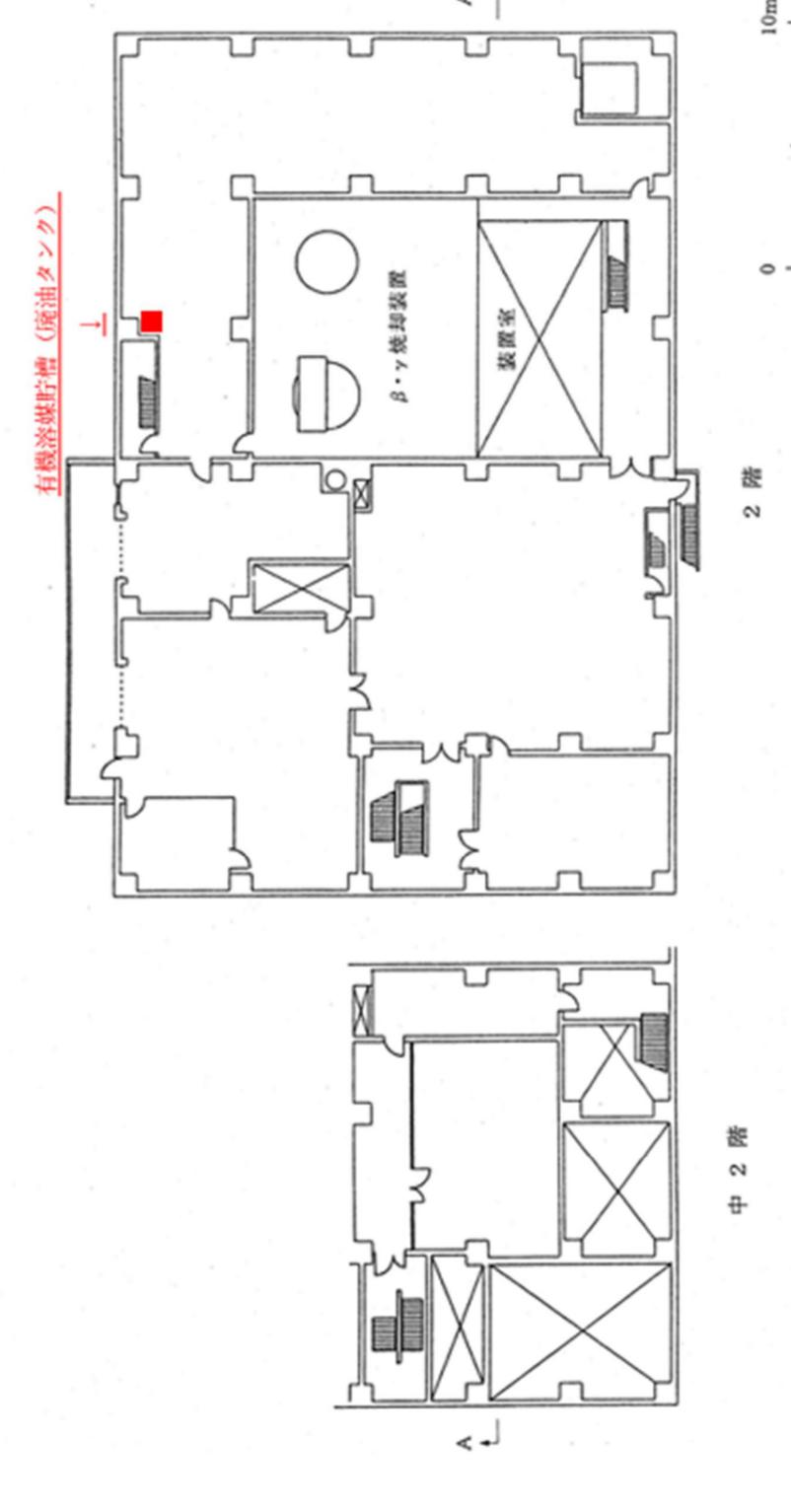
第 3.3.1 図(1) 廃液処理棟機器配置図 (1 階)

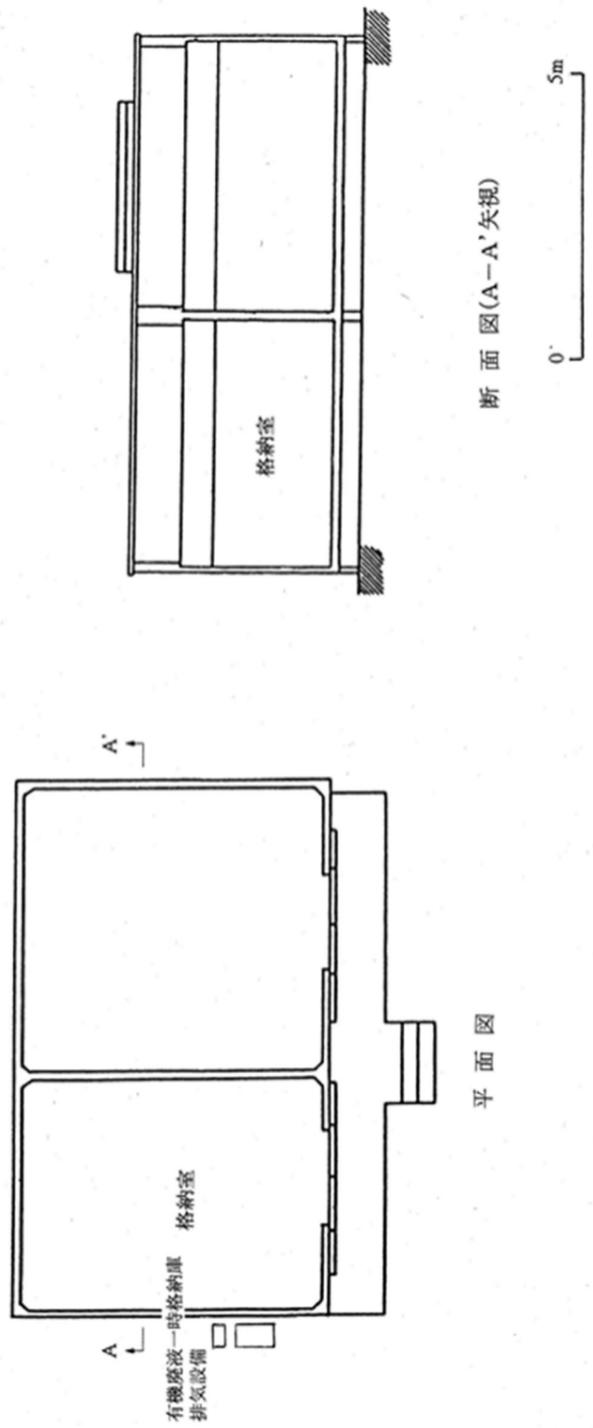
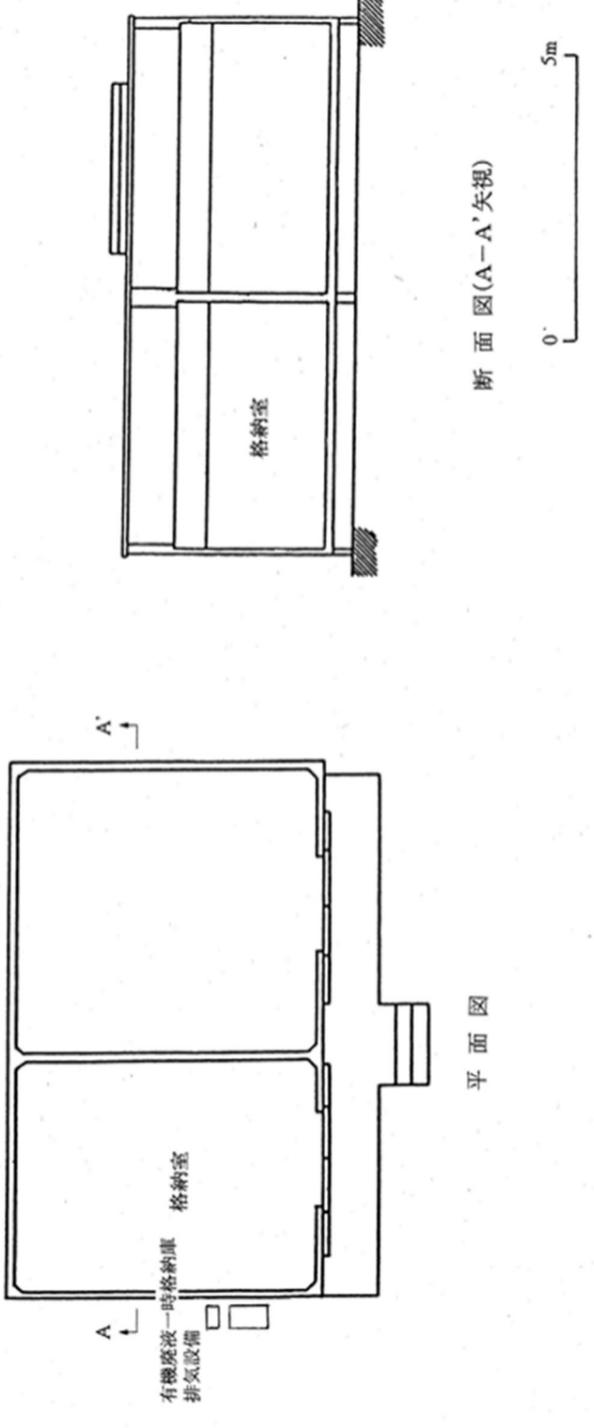
第 3.3.1 図(1) 廃液処理棟機器配置図 (1 階)

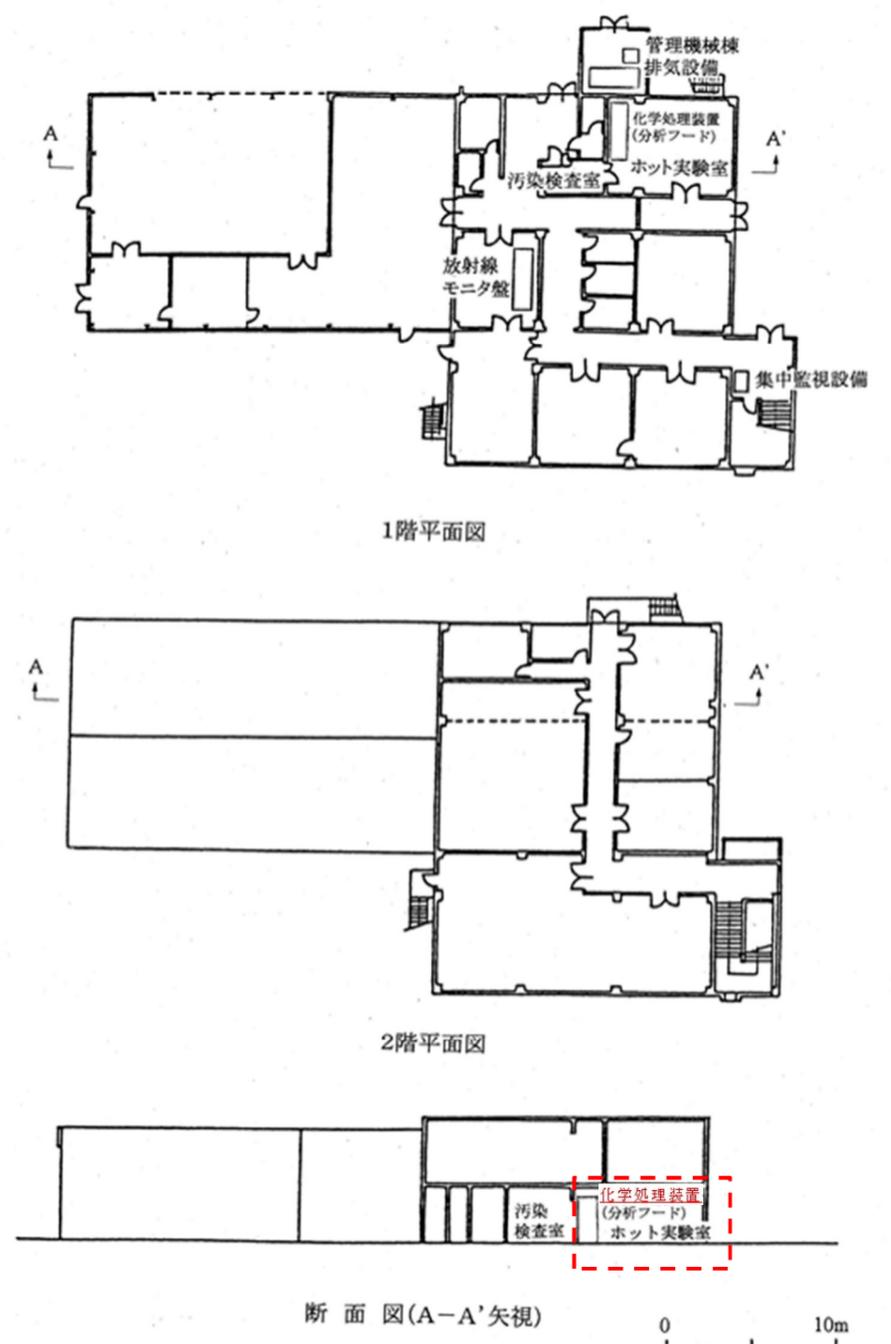
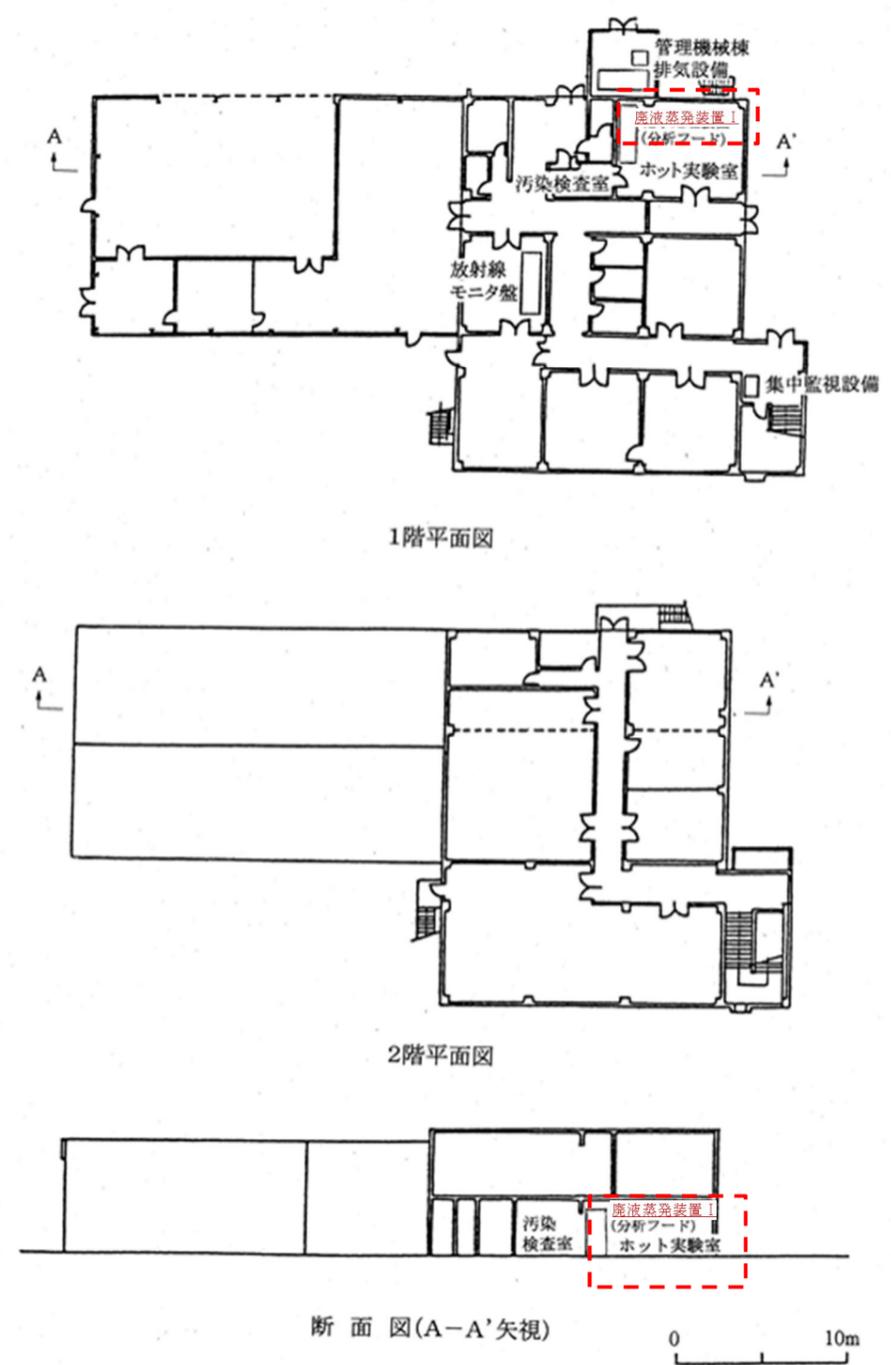
変更前 (既許可)	変更後	備考
		<p>備考</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

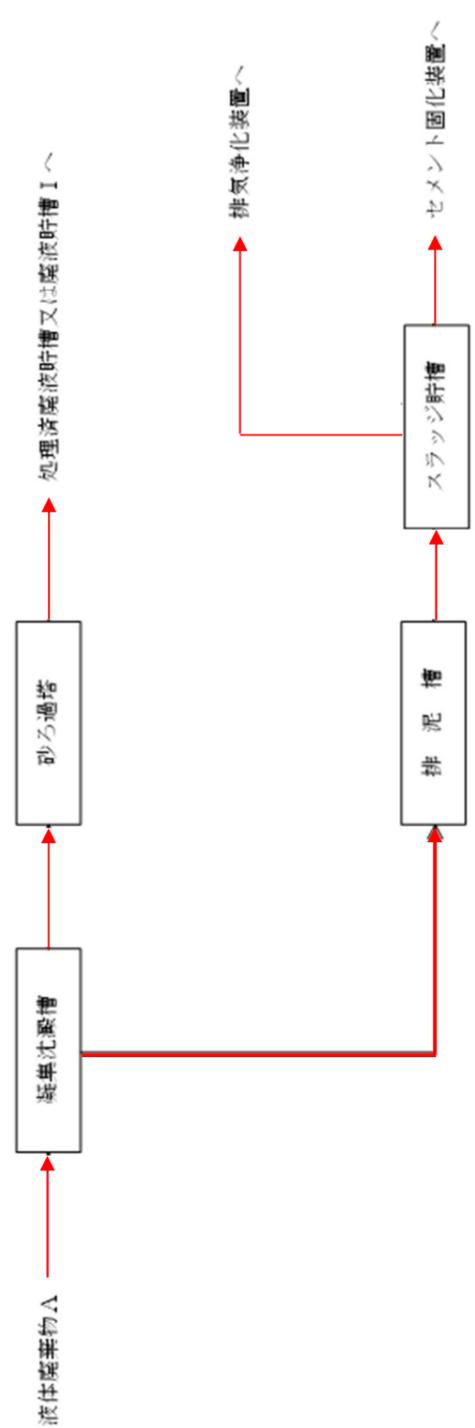
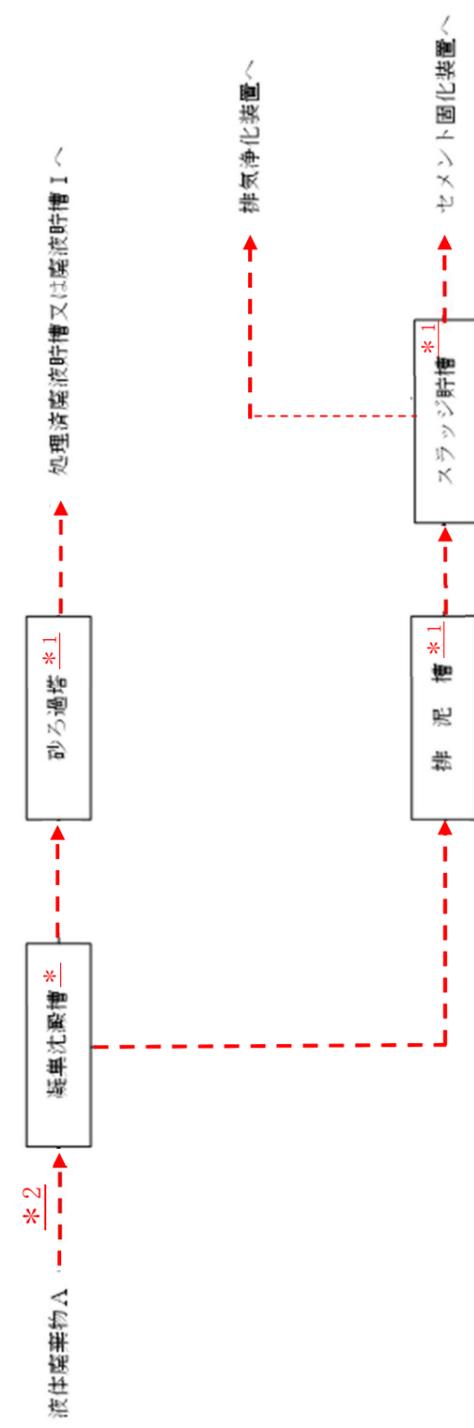
第 3.3.1 図 (2) 廃液処理棟機器配置図 (2 階)

第 3.3.1 図 (2) 廃液処理棟機器配置図 (2 階)

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>第3.3.1図(3) 廃液処理棟機器配置図 (断面) ~                      第3.3.5図 (2) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ機器配置図 (1階) 省略</p>  <p>中 2 階</p> <p>2 階</p> <p>第 3.3.5 図(3) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ機器配置図 (2階)</p>	<p>第3.3.1図(3) 廃液処理棟機器配置図 (断面) ~                      第3.3.5図 (2) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ機器配置図 (1階) 変更なし</p>  <p>中 2 階</p> <p>2 階</p> <p>第 3.3.5 図(3) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ機器配置図 (2階)</p>	<p>受入れ施設変更に伴う変更</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>第3.3.5図 (4) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ機器配置図 (断面) ~ 第3.3.14図 (2) 廃液貯留施設Ⅱ機器配置図 (断面) 省略</p>  <p style="text-align: center;">断面図(A-A'矢視)</p> <p style="text-align: center;">平面図</p> <p style="text-align: center;">第 3.3.15 図 有機廃液一時格納庫機器配置図</p>	<p>第3.3.5図 (4) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ機器配置図 (断面) ~ 第3.3.14図 (2) 廃液貯留施設Ⅱ機器配置図 (断面) 変更なし</p>  <p style="text-align: center;">断面図(A-A'矢視)</p> <p style="text-align: center;">平面図</p> <p style="text-align: center;">第 3.3.15 図 有機廃液一時格納庫機器配置図</p> <p style="text-align: center;"><u>有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>第3.3.15図 <math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫 I 概要図～                      第3.3.14図 <math>\alpha</math>一時格納庫機器配置図 省略</p>  <p>1階平面図</p> <p>2階平面図</p> <p>断面図(A-A'矢視)</p> <p>第 3.3.18 図 管理機械棟機器配置図</p>	<p>第3.3.15図 <math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫 I 概要図～                      第3.3.14図 <math>\alpha</math>一時格納庫機器配置図 変更なし</p>  <p>1階平面図</p> <p>2階平面図</p> <p>断面図(A-A'矢視)</p> <p>第 3.3.18 図 管理機械棟機器配置図</p>	<p>備考</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>第 3.3.19 図(1) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図 ~                      第3.3.19図(2) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図 省略</p>  <p style="text-align: center;">第 4.2.1 図 化学処理装置の系統概要図</p> <p>第 4.2.2 図 廃液蒸発装置 II の系統概要図 ~                      第 4.2.3 図 セメント固化装置の系統概要図 省略</p>	<p>第 3.3.19 図(1) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図 ~                      第3.3.19図(2) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図 変更なし</p>  <p style="text-align: center;">第 4.2.1 図 化学処理装置の系統概要図</p> <p>第 4.2.2 図 廃液蒸発装置 II の系統概要図 ~                      第 4.2.3 図 セメント固化装置の系統概要図 変更なし</p> <p style="text-align: center;">*1: 化学処理装置については、使用を停止する。                      *2: 配管を閉止する。                      -----: 使用を停止する系統</p>	<p>化学処理装置の使用の停止</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第4.2.4図 セメント固化装置の系統概要図</p>	<p style="text-align: center;">第4.2.4図 セメント固化装置の系統概要図</p> <p style="text-align: center;"> <u>*1: 化学処理装置の使用の停止に伴い、発生しない。</u>  <u>*2: 使用を停止する。</u>  <u>*3: 配管を閉止する。</u>  <u>---&gt;: 使用を停止する系統</u> </p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>第 4.2.5 β・γ 圧縮装置 I の系統概要図～ 第 4.2.13 図 減容処理設備の系統概要図 変更なし</p> <p>第 8.2.1 図 (1) 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図</p>	<p>第 4.2.5 β・γ 圧縮装置 I の系統概要図～ 第 4.2.13 図 減容処理設備の系統概要図 変更なし</p> <p>第 8.2.1 図 (2) 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図</p>	<p>備考</p> <p>受入れ施設の変更に伴う変更</p> <p>化学処理装置及び有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>
<p>第 8.2.1 図 (2) 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図～ 第 8.3.1 図 液体廃棄物の廃棄施設系統概要図 省略</p>	<p>第 8.2.1 図 (2) 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図～ 第 8.3.1 図 液体廃棄物の廃棄施設系統概要図 変更なし</p>	

\*: 化学処理装置及び有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。



変更前（既許可）	変更後	備考
<p>別添 6</p> <p>添付書類六</p> <p>変更後における核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書</p> <p>目次</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針～4.3.4.1 液体廃棄物 A 省略</p> <p>4.3.4.2 液体廃棄物 B …… 6-4-20</p> <p>4.3.4.3 <u>液体廃棄物 C、スラッジ及び濃縮液</u> …… 6-4-20</p> <p>4.4 固体廃棄物処理 …… 6-4-21</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の分類 …… 6-4-22</p> <p>4.4.2 固体廃棄物の最大受入れ量 …… 6-4-22</p> <p>4.4.3 固体廃棄物処理と設備の能力 …… 6-4-23</p> <p>4.4.3.1 <math>\beta</math>・<math>\gamma</math> 固体廃棄物 A …… 6-4-23</p> <p>4.4.3.2 <math>\beta</math>・<math>\gamma</math> 固体廃棄物 B …… 6-4-24</p> <p>4.4.3.3 <math>\alpha</math> 固体廃棄物 A …… 6-4-24</p> <p>4.4.3.4 <math>\alpha</math> 固体廃棄物 B …… 6-4-24</p> <p>4.5 廃棄物パッケージ及び保管体の管理 …… 6-4-25</p> <p>4.5.1 廃棄物パッケージの管理 …… 6-4-25</p> <p>4.5.2 保管体の管理 …… 6-4-26</p> <p>4.6 参考文献一覧 …… 6-4-27</p> <p>5. 平常時における廃棄物管理施設周辺の一般公衆の実効線量評価～</p> <p>5.3.3 計算結果 省略</p> <p>5.4 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設における実効線量 …… 6-5-15</p> <p>5.4.1 廃棄物管理施設の実効線量の評価 …… 6-5-15</p> <p>5.4.2 廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設の実効線量の評価（参考） …… 6-5-16</p> <p>5.5 実効線量の評価結果 …… 6-5-18</p> <p>5.6 参考文献一覧 ～ 第5.3.1図廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線の評価地点 …… 6-図-7 省略</p>	<p>別添 6</p> <p>添付書類六</p> <p>変更後における核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書</p> <p>目次</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針～4.3.4.1 液体廃棄物 A 変更なし</p> <p>4.3.4.2 液体廃棄物 B …… 6-4-19</p> <p>4.3.4.3 濃縮液 …… 6-4-20</p> <p>4.4 固体廃棄物処理 …… 6-4-20</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の分類 …… 6-4-21</p> <p>4.4.2 固体廃棄物の最大受入れ量 …… 6-4-22</p> <p>4.4.3 固体廃棄物処理と設備の能力 …… 6-4-22</p> <p>4.4.3.1 <math>\beta</math>・<math>\gamma</math> 固体廃棄物 A …… 6-4-22</p> <p>4.4.3.2 <math>\beta</math>・<math>\gamma</math> 固体廃棄物 B …… 6-4-23</p> <p>4.4.3.3 <math>\alpha</math> 固体廃棄物 A …… 6-4-23</p> <p>4.4.3.4 <math>\alpha</math> 固体廃棄物 B …… 6-4-24</p> <p>4.5 廃棄物パッケージ及び保管体の管理 …… 6-4-24</p> <p>4.5.1 廃棄物パッケージの管理 …… 6-4-24</p> <p>4.5.2 保管体の管理 …… 6-4-25</p> <p>4.6 参考文献一覧 …… 6-4-26</p> <p>5. 平常時における廃棄物管理施設周辺の一般公衆の実効線量評価～</p> <p>5.3.3 計算結果 変更なし</p> <p>5.4 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設等における実効線量 …… 6-5-15</p> <p>5.4.1 廃棄物管理施設の実効線量の評価 …… 6-5-15</p> <p>5.4.2 廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設等の実効線量の評価（参考） …… 6-5-16</p> <p>5.5 実効線量の評価結果 …… 6-5-18</p> <p>5.6 参考文献一覧 ～ 第5.3.1図廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線の評価地点 …… 6-図-7 変更なし</p>	<p>記載の繰上げ 化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び液体廃棄物 C の削除 記載の繰上げ（以下、同様）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>1. 放射線防護に関する基本方針 ～ 4.2.2.4 減容処理設備からの年間放出量省略</p> <p>4.3 液体廃棄物処理 液体廃棄物は、放射性物質の濃度により区分し、配管又はタンクローリにより受け入れ施設に受け入れる。受け入れた液体廃棄物は、処理施設において<u>化学処理又は蒸発処理</u>を行い、<u>スラッジ及び濃縮液</u>と処理済廃液とに分離する。<u>スラッジ及び濃縮液</u>は、セメントにより容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。廃棄物パッケージは、管理施設において管理する。処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、放射性物質濃度が「線量告示」（第8条）の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出する。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ希釈水を貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の分類 液体廃棄物は、含まれる放射性物質の濃度、液体廃棄物の性状により、次のように分類する。 (最大放射能濃度) トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^4</math> Bq/cm<sup>3</sup> トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^5</math> Bq/cm<sup>3</sup> α放射性物質の濃度 ; <math>1 \times 10^{-2}</math> Bq/cm<sup>3</sup></p> <p>a. 液体廃棄物 A (区分上限値) トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^1</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満 (ただし、主な放射性物質が短半減期であって、100 時間以内に当該濃度未満になることが明らかなものを含む。) トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p>b. 液体廃棄物 B (区分上限値) トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^4</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満 トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p><u>c. 液体廃棄物 C</u> (<u>区分上限値</u>) <u>トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^5</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満</u></p> <p><u>d. 放出前廃液</u> (<u>区分上限値</u>) トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^{-1}</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満 トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p>	<p>1. 放射線防護に関する基本方針 ～ 4.2.2.4 減容処理設備からの年間放出量変更なし</p> <p>4.3 液体廃棄物処理 液体廃棄物は、放射性物質の濃度により区分し、配管又はタンクローリにより受け入れ施設に受け入れる。受け入れた液体廃棄物は、処理施設において蒸発処理を行い、濃縮液と処理済廃液とに分離する。濃縮液は、セメントにより容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。廃棄物パッケージは、管理施設において管理する。処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、放射性物質濃度が「線量告示」（第8条）の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出する。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ希釈水を貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の分類 液体廃棄物は、含まれる放射性物質の濃度、液体廃棄物の性状により、次のように分類する。 (最大放射能濃度) トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^4</math> Bq/cm<sup>3</sup> トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3</math> Bq/cm<sup>3</sup> α放射性物質の濃度 ; <math>1 \times 10^{-2}</math> Bq/cm<sup>3</sup></p> <p>a. 液体廃棄物 A (区分上限値) トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^1</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満 (ただし、主な放射性物質が短半減期であって、100 時間以内に当該濃度未満になることが明らかなものを含む。) トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p>b. 液体廃棄物 B (区分上限値) トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^4</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満 トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>c. 放出前廃液</u> (<u>区分上限値</u>) トリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^{-1}</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満 トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3</math> Bq/cm<sup>3</sup>未満</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>液体廃棄物Cの削除に伴う変更</p> <p>液体廃棄物Cの削除</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>4.3.2 液体廃棄物の最大受入れ量 液体廃棄物の最大受入れ量は、以下のとおりである。</p> <p>a. 液体廃棄物 A : <u>8,000m<sup>3</sup></u>/年 b. 液体廃棄物 B : 1,400m<sup>3</sup>/年</p> <p>なお、<u>液体廃棄物 C はごく少量である。また、</u>放出前廃液の量は、液体廃棄物 A に含むものとする。</p> <p>4.3.3 処理済廃液の処理能力 処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、処理済廃液の放射性物質濃度が「線量告示」（第 8 条）の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出するためのものである。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ一般排水を希釈水として貯留し、処理済廃液を希釈する。 処理済廃液貯槽及び排水監視設備の廃液の貯留量は、合わせて 700m<sup>3</sup> である。 処理施設から発生する処理済廃液は、年間約 <u>10,000m<sup>3</sup></u>、月間平均約 <u>840m<sup>3</sup></u> である。これを濃度限度以下とするために必要な一般排水の量は、年間約 <u>65,000m<sup>3</sup></u>、月間平均約 <u>6,000m<sup>3</sup></u> である。処理済廃液の平均的な放射性物質の濃度は、区分上限値の 1/10 程度である。 処理済廃液約 <u>10,000m<sup>3</sup></u> 及び希釈水約 <u>65,000m<sup>3</sup></u> を一般排水溝に放出するために必要な年間稼働日数は、約 <u>220</u> 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。 一方、一般排水溝へ流入する排水は、機器冷却水、生活廃水等であり、その排水量は、およそ月間 60,000m<sup>3</sup>~100,000m<sup>3</sup> であり、渇水期においても、月間およそ 50,000m<sup>3</sup> が得られる。 これらのことから、処理済廃液の処理能力は十分である。</p> <p>4.3.4 液体廃棄物処理と設備の能力 4.3.4.1 液体廃棄物 A 廃棄物管理施設における液体廃棄物 A の最大受入れ量は、年間 <u>8,000m<sup>3</sup></u> である。<u>このうちの約 4,000m<sup>3</sup> は、J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水で、物理的・化学的性質が一定した <sup>24</sup>Na を初期の支配核種とし、<sup>3</sup>H、<sup>60</sup>Co 等を含むものである。その他の約 4,000m<sup>3</sup> は、物理的・化学的性質が多様な <sup>60</sup>Co、<sup>90</sup>Sr、<sup>137</sup>Cs 等を含むものである。</u> <u>J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水の液体廃棄物は、廃液貯槽 I (200m<sup>3</sup>×5 基、400m<sup>3</sup>×1 基) に一時貯留する。半減期が 15 時間の <sup>24</sup>Na については、1 週間以上貯留することによりその濃度を 1/1000 以下に減衰することがで</u></p>	<p>4.3.2 液体廃棄物の最大受入れ量 液体廃棄物の最大受入れ量は、以下のとおりである。</p> <p>a. 液体廃棄物 A : <u>4,000m<sup>3</sup></u>/年 b. 液体廃棄物 B : 1,400m<sup>3</sup>/年</p> <p>なお、放出前廃液の量は、液体廃棄物 A に含むものとする。</p> <p>4.3.3 処理済廃液の処理能力 処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、処理済廃液の放射性物質濃度が「線量告示」（第 8 条）の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出するためのものである。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ一般排水を希釈水として貯留し、処理済廃液を希釈する。 処理済廃液貯槽及び排水監視設備の廃液の貯留量は、合わせて 700m<sup>3</sup> である。 処理施設から発生する処理済廃液は、年間約 <u>6,000m<sup>3</sup></u>、月間平均約 <u>500m<sup>3</sup></u> である。これを濃度限度以下とするために必要な一般排水の量は、年間約 <u>39,000m<sup>3</sup></u>、月間平均約 <u>3,500m<sup>3</sup></u> である。処理済廃液の平均的な放射性物質の濃度は、区分上限値の 1/10 程度である。 処理済廃液約 <u>6,000m<sup>3</sup></u> 及び希釈水約 <u>39,000m<sup>3</sup></u> を一般排水溝に放出するために必要な年間稼働日数は、約 <u>130</u> 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。 一方、一般排水溝へ流入する排水は、機器冷却水、生活廃水等であり、その排水量は、およそ月間 60,000m<sup>3</sup>~100,000m<sup>3</sup> であり、渇水期においても、月間およそ 50,000m<sup>3</sup> が得られる。 これらのことから、処理済廃液の処理能力は十分である。</p> <p>4.3.4 液体廃棄物処理と設備の能力 4.3.4.1 液体廃棄物 A 廃棄物管理施設における液体廃棄物 A の最大受入れ量は、年間 <u>4,000m<sup>3</sup></u> である。</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更 液体廃棄物 C の削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p><u>きる。<sup>24</sup>Na を減衰させた後の液体廃棄物は、化学処理装置で処理する。化学処理装置の処理能力は、10m<sup>3</sup>/h で、除染係数は、3.7Bq/cm<sup>3</sup> から 3.7×10<sup>-1</sup>Bq/cm<sup>3</sup> 程度の濃度の液体廃棄物に対して 10～100 程度が得られるものとする。一次冷却水の液体廃棄物の量約 4,000m<sup>3</sup> の処理に必要な年間稼働日数は約 60 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、化学処理装置の処理能力は十分である。</u></p> <p><u>一方、物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物は、廃液貯槽 I に一時貯留した後、主に廃液蒸発装置 I により処理する。廃液蒸発装置 I は、処理能力 3m<sup>3</sup>/h、除染係数 10<sup>3</sup> 以上が得られるものとする。物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物の量約 4,000m<sup>3</sup> の処理に必要な年間稼働日数は、約 190 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 I の処理能力は十分である。</u></p> <p><u>化学処理装置から発生するスラッジ（年間約 20m<sup>3</sup>）は、セメント固化装置により固型化する。</u></p> <p>廃液蒸発装置 I から発生する濃縮液（年間約 200m<sup>3</sup>）は、後述の廃液蒸発装置 II でさらに処理する。</p> <p>4.3.4.2 液体廃棄物 B</p> <p>液体廃棄物 B の受入れ量は、定常的には年間約 230m<sup>3</sup> であるが、その他予期しえない要因で排出されるものを考慮しても年間最大 1,400m<sup>3</sup> である。</p> <p>液体廃棄物 B は、廃液貯槽 II（70m<sup>3</sup>×4 基）に液体廃棄物の物理的・化学的性質によって区分して一時貯留する。液体廃棄物 B は、貯槽で pH 等の調整を行った後、廃液蒸発装置 II で処理する。廃液蒸発装置 II は、処理能力 1m<sup>3</sup>/h、除染係数 10<sup>4</sup> 以上が得られるものとする。</p> <p>なお、廃液蒸発装置 I からの濃縮液年間約 200m<sup>3</sup> も廃液蒸発装置 II で処理する。</p> <p>最大受入れ量 1,400m<sup>3</sup> に廃液蒸発装置 I からの濃縮液約 200m<sup>3</sup> を加えても、処理に必要な年間稼働日数は、約 230 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 II の処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液（年間約 11m<sup>3</sup>）は、セメント固化装置により固型化する。</p> <p>4.3.4.3 <u>液体廃棄物 C、スラッジ及び濃縮液</u></p> <p><u>液体廃棄物 C は、化学処理装置の分析フードにおいて、セメント等の固化素材を用いて容器に固型化して廃棄物パッケージとする。</u></p> <p><u>化学処理装置から発生するスラッジ（年間約 20m<sup>3</sup>）及び廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液（年間約 11m<sup>3</sup>）は、セメント固化装置により固型化して廃棄物パッケージとする。</u></p>	<p>液体廃棄物 A は、廃液貯槽 I に一時貯留した後、主に廃液蒸発装置 I により処理する。廃液蒸発装置 I は、処理能力 3m<sup>3</sup>/h、除染係数 10<sup>3</sup> 以上が得られるものとする。物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物の量約 4,000m<sup>3</sup> の処理に必要な年間稼働日数は、約 190 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 I の処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置 I から発生する濃縮液（年間約 200m<sup>3</sup>）は、後述の廃液蒸発装置 II でさらに処理する。</p> <p>4.3.4.2 液体廃棄物 B</p> <p>液体廃棄物 B の受入れ量は、定常的には年間約 230m<sup>3</sup> であるが、その他予期しえない要因で排出されるものを考慮しても年間最大 1,400m<sup>3</sup> である。</p> <p>液体廃棄物 B は、廃液貯槽 II（70m<sup>3</sup>×4 基）に液体廃棄物の物理的・化学的性質によって区分して一時貯留する。液体廃棄物 B は、貯槽で pH 等の調整を行った後、廃液蒸発装置 II で処理する。廃液蒸発装置 II は、処理能力 1m<sup>3</sup>/h、除染係数 10<sup>4</sup> 以上が得られるものとする。</p> <p>なお、廃液蒸発装置 I からの濃縮液年間約 200m<sup>3</sup> も廃液蒸発装置 II で処理する。</p> <p>最大受入れ量 1,400m<sup>3</sup> に廃液蒸発装置 I からの濃縮液約 200m<sup>3</sup> を加えても、処理に必要な年間稼働日数は、約 230 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 II の処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液（年間約 11m<sup>3</sup>）は、セメント固化装置により固型化する。</p> <p>4.3.4.3 濃縮液</p> <p>廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液（年間約 11m<sup>3</sup>）は、セメント固化装置により固型化して廃棄物パッケージとする。</p> <p>セメント固化装置の処理能力は、濃縮液については 1 日あたり約 0.2m<sup>3</sup> の処理ができるものとする。濃縮液の処理に必要な年間稼働日数は、<u>約 55 日</u>であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び液体廃棄物 C の削除</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>セメント固化装置の処理能力は、<u>スラッジについては5日で約1m<sup>3</sup>の処理ができるものとする。また、濃縮液については1日あたり約0.2m<sup>3</sup>の処理ができるものとする。スラッジ及び濃縮液の処理に必要な年間稼働日数は、約155日</u>であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p> <p>したがって、セメント固化装置の処理能力は十分である。</p> <p>4.4 固体廃棄物処理～4.4.3.4 α固体廃棄物B 省略</p> <p>4.5 廃棄物パッケージ及び保管体の管理</p> <p>4.5.1 廃棄物パッケージの管理</p> <p>廃棄物パッケージは、表面密度が表面密度限度以下であることを確認した後、ブロック型廃棄物パッケージは主に固体集積保管場Ⅰ又は固体集積保管場Ⅳに、ドラム缶型廃棄物パッケージは主に固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ又は固体集積保管場Ⅳに、角型鋼製廃棄物パッケージは主に固体集積保管場Ⅲ又は固体集積保管場Ⅳへ移送し、集積保管する。</p> <p>固体集積保管場は保管面積約2,200m<sup>2</sup>（200リットルドラム缶換算19,900本相当）の固体集積保管場Ⅰ、保管面積約1,800m<sup>2</sup>（200リットルドラム缶換算9,310本相当、ブロック型廃棄物パッケージⅠ型1,422個、Ⅲ型1,422個）の固体集積保管場Ⅱ、保管面積約1,300m<sup>2</sup>（200リットルドラム缶換算6,000本相当）の固体集積保管場Ⅲ及び保管面積約1,600m<sup>2</sup>（200リットルドラム缶換算6,925本相当）の固体集積保管場Ⅳで構成する。</p> <p>固体集積保管場Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣを合計した最大管理能力は、200リットルドラム缶換算で約42,100本に相当する。</p> <p><u>平成25年12月</u>現在、これらの施設に200リットルドラム缶換算でブロック型廃棄物パッケージ<u>約10,960本</u>（ブロック型廃棄物パッケージⅠ型<u>773個</u>、Ⅲ型<u>800個</u>）、ドラム缶型廃棄物パッケージ<u>約17,750本</u>を保管しており、これ以降の廃棄物パッケージの平均的な発生量はブロック型廃棄物パッケージが290本／年程度（ブロック型廃棄物パッケージⅠ型約20個、Ⅲ型約20個）、ドラム缶型廃棄物パッケージが500本／年程度と推定される。</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び角型鋼製廃棄物パッケージは、処分するまでの間、状態を確認して、必要により補修等を行って健全性を維持する。</p> <p>また、ブロック型廃棄物パッケージの管理施設内の移動は、フォークリフトにより慎重に定置後は上段のブロック型廃棄物パッケージ上面に遮蔽に必要な数量遮蔽スラブを積載する。</p> <p>4.5.2 保管体の管理</p> <p>α固体廃棄物Bは、ステンレス鋼製の容器に封入し保管体として、α固体貯</p>	<p>したがって、セメント固化装置の処理能力は十分である。</p> <p>4.4 固体廃棄物処理～4.4.3.4 α固体廃棄物B 変更なし</p> <p>4.5 廃棄物パッケージ及び保管体の管理</p> <p>4.5.1 廃棄物パッケージの管理</p> <p>廃棄物パッケージは、表面密度が表面密度限度以下であることを確認した後、ブロック型廃棄物パッケージは主に固体集積保管場Ⅰ又は固体集積保管場Ⅳに、ドラム缶型廃棄物パッケージは主に固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ又は固体集積保管場Ⅳに、角型鋼製廃棄物パッケージは主に固体集積保管場Ⅲ又は固体集積保管場Ⅳへ移送し、集積保管する。</p> <p>固体集積保管場は保管面積約2,200m<sup>2</sup>（200リットルドラム缶換算19,900本相当）の固体集積保管場Ⅰ、保管面積約1,800m<sup>2</sup>（200リットルドラム缶換算9,310本相当、ブロック型廃棄物パッケージⅠ型1,422個、Ⅲ型1,422個）の固体集積保管場Ⅱ、保管面積約1,300m<sup>2</sup>（200リットルドラム缶換算6,000本相当）の固体集積保管場Ⅲ及び保管面積約1,600m<sup>2</sup>（200リットルドラム缶換算6,925本相当）の固体集積保管場Ⅳで構成する。</p> <p>固体集積保管場Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣを合計した最大管理能力は、200リットルドラム缶換算で約42,100本に相当する。</p> <p><u>令和4年4月</u>現在、これらの施設に200リットルドラム缶換算でブロック型廃棄物パッケージ<u>約11,060本</u>（ブロック型廃棄物パッケージⅠ型<u>779個</u>、Ⅲ型<u>810個</u>）、ドラム缶型廃棄物パッケージ<u>約19,580本</u>を保管しており、これ以降の廃棄物パッケージの平均的な発生量はブロック型廃棄物パッケージが290本／年程度（ブロック型廃棄物パッケージⅠ型約20個、Ⅲ型約20個）、ドラム缶型廃棄物パッケージが500本／年程度と推定される。</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び角型鋼製廃棄物パッケージは、処分するまでの間、状態を確認して、必要により補修等を行って健全性を維持する。</p> <p>また、ブロック型廃棄物パッケージの管理施設内の移動は、フォークリフトにより慎重に定置後は上段のブロック型廃棄物パッケージ上面に遮蔽に必要な数量遮蔽スラブを積載する。</p> <p>4.5.2 保管体の管理</p> <p>α固体廃棄物Bは、ステンレス鋼製の容器に封入し保管体として、α固体貯</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び変更</p> <p>記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>蔵施設において管理する。</p> <p>保管体は、十分な閉じ込め能力と強度を有し、また、耐食性にすぐれた材料を使用することから、α固体貯蔵施設における放射性物質の漏えいは考えられないが、サンプリング設備によって貯蔵孔内の空気又は凝縮水をモニタリングし、管理中の保管体の健全性を確認する。α固体貯蔵施設の最大管理能力は、保管体総数 1,836 個（保管容積約 132m<sup>3</sup>）とし、S 型保管体を 5 個収容できる S 孔を 216 孔（S 型保管体 1,080 個）、L 型保管体を 3 個収容できる L 孔を 112 孔（L 型保管体 336 個）、G 型保管体を 6 個収容できる G 孔を 70 孔（G 型保管体 420 個）それぞれ設ける。</p> <p><u>平成 25 年 12 月</u>現在、本施設に S 型保管体を <u>1,030 個</u>、L 型保管体を <u>314 個</u>、G 型保管体を 416 個、合計 <u>1,760 個</u>で約 <u>126m<sup>3</sup></u>の保管体を保管しており、また、これ以降の保管体の平均的な発生量は約 1.3m<sup>3</sup>/年と推定される。α固体貯蔵施設は、現在<u>建設</u>中の固体廃棄物減容処理施設による処理開始時期を<u>平成 29 年度</u>とした場合は、これら毎年発生する保管体をそれまで集積保管する必要な容量を有している。また、固体廃棄物減容処理施設による処理開始以降は、α固体貯蔵施設の保管体を減容処理した後、再び保管し、必要な容量を確保する。</p> <p>保管体は、処分するまでの間、状態を確認して、必要により補修等を行って健全性を維持する。</p> <p>4.6 参考文献一覧～5.2.3 計算結果 省略</p> <p>5.3 廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量</p> <p>5.3.1 計算条件</p> <p>(1) 線源</p> <p>線源は、廃棄物管理施設で受入れ又は処理する液体廃棄物及び固体廃棄物並びに管理する廃棄物パッケージ及び保管する保管体とする。</p> <p>このうち、固体廃棄物については、速やかに処理して廃棄体とし、最終的に管理施設に貯蔵すること、管理施設が満杯となった場合は、廃棄物を一切受入れないことから、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ及びα固体貯蔵施設を評価対象とする。また、液体廃棄物については、一部は廃棄体とならずに一般排水すること、処理の過程で処理能力の小さい設備の手前では液体廃棄物が滞留することから、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽、<u>化学処理装置のうちスラッジ貯槽及びセメント固化装置のうちスラッジ槽</u>を評価対象とする。これらの線源条件を第5.3.1表に示す。</p> <p>計算は、保守側に廃棄物管理施設の着目核種のうち、ガンマ線の実効エネルギー</p>	<p>蔵施設において管理する。</p> <p>保管体は、十分な閉じ込め能力と強度を有し、また、耐食性にすぐれた材料を使用することから、α固体貯蔵施設における放射性物質の漏えいは考えられないが、サンプリング設備によって貯蔵孔内の空気又は凝縮水をモニタリングし、管理中の保管体の健全性を確認する。α固体貯蔵施設の最大管理能力は、保管体総数 1,836 個（保管容積約 132m<sup>3</sup>）とし、S 型保管体を 5 個収容できる S 孔を 216 孔（S 型保管体 1,080 個）、L 型保管体を 3 個収容できる L 孔を 112 孔（L 型保管体 336 個）、G 型保管体を 6 個収容できる G 孔を 70 孔（G 型保管体 420 個）それぞれ設ける。</p> <p><u>令和 4 年 4 月</u>現在、本施設に S 型保管体を <u>1,051 個</u>、L 型保管体を <u>326 個</u>、G 型保管体を 416 個、合計 <u>1,793 個</u>で約 <u>129m<sup>3</sup></u>の保管体を保管しており、また、これ以降の保管体の平均的な発生量は約 1.3m<sup>3</sup>/年と推定される。α固体貯蔵施設は、現在<u>試運転</u>中の固体廃棄物減容処理施設による処理開始時期を<u>令和 5 年度</u>とした場合は、これら毎年発生する保管体をそれまで集積保管する必要な容量を有している。また、固体廃棄物減容処理施設による処理開始以降は、α固体貯蔵施設の保管体を減容処理した後、再び保管し、必要な容量を確保する。</p> <p>保管体は、処分するまでの間、状態を確認して、必要により補修等を行って健全性を維持する。</p> <p>4.6 参考文献一覧～5.2.3 計算結果 変更なし</p> <p>5.3 廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量</p> <p>5.3.1 計算条件</p> <p>(1) 線源</p> <p>線源は、廃棄物管理施設で受入れ又は処理する液体廃棄物及び固体廃棄物並びに管理する廃棄物パッケージ及び保管する保管体とする。</p> <p>このうち、固体廃棄物については、速やかに処理して廃棄体とし、最終的に管理施設に貯蔵すること、管理施設が満杯となった場合は、廃棄物を一切受入れないことから、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ及びα固体貯蔵施設を評価対象とする。また、液体廃棄物については、一部は廃棄体とならずに一般排水すること、処理の過程で処理能力の小さい設備の手前では液体廃棄物が滞留することから、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽を評価対象とする。これらの線源条件を第5.3.1表に示す。</p> <p><u>なお、化学処理装置のうちスラッジ貯槽及びセメント固化装置のうちスラッジ槽は使用を停止するが安全側に評価対象とする。</u></p> <p>計算は、保守側に廃棄物管理施設の着目核種のうち、ガンマ線の実効エネルギー</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>ギが最も大きい<sup>60</sup>Coのエネルギーを用いる。</p> <p>(2) 計算地点 線量の計算は、周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が最も大きくなる第5.3.1図に示す周辺監視区域外の地点とする。</p> <p>5.3.2 計算方法 直接線は、点減衰核計算コード（QAD）を用いて計算する。スカイシャイン線は、スカイシャインガンマ線計算コードシステムBCG等により二次元輸送計算コード（DOT）を用いて計算する。なお、廃棄物の容器表面線量率から放射エネルギーを算出するのは点減衰核計算コード（QAD）を用いる。 廃棄物管理施設の計算地点における実効線量の算出に当たり、収容する建家の躯体の遮蔽を考慮するとともに、管理施設の評価においては、遮蔽壁及び積載方法など廃棄物の適切な配置を考慮する。特に固体集積保管場Iについては平成25年12月18日以前の配置を変更しないことを考慮する。また、液体廃棄物は主に貯槽や建物のコンクリート壁を考慮する。さらに直接線の計算では、評価地点と建家との標高差から土壌も考慮する。</p> <p>5.3.3 計算結果 廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線からの実効線量は、第5.3.2表のとおりであり、第5.3.1図に示す周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が大きくなる北側の地点で、約<math>3.4 \times 10^1 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>である。</p> <p>5.4 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設における実効線量</p> <p>5.4.1 廃棄物管理施設の実効線量の評価</p> <p>(1) 評価方法 気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質並びに直接線及びスカイシャイン線による実効線量を評価する。 気体廃棄物中の放射性物質による実効線量の評価に係る放射エネルギー、気象データ及び計算条件並びに計算方法については、5.1項と同様とする。液体廃棄物中の放射性物質による実効線量に係る放射エネルギー、計算条件及び計算方法については、5.2項と同様とする。また、直接線及びスカイシャイン線による実効線量の評価に係る計算条件及び計算方法は、5.3項と同様とする。 気体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、廃棄物管理施設のうち放出を伴う建家からの線量を合算した線量とする。 液体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、5.2項と同様の方法とする。直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、廃棄物管理施設からの線量を重量評価し、それらの中でもっとも大きな線量を与える地点での線量とする。</p>	<p>ギが最も大きい<sup>60</sup>Coのエネルギーを用いる。</p> <p>(2) 計算地点 線量の計算は、周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が最も大きくなる第5.3.1図に示す周辺監視区域外の地点とする。</p> <p>5.3.2 計算方法 直接線は、点減衰核計算コード（QAD）を用いて計算する。スカイシャイン線は、スカイシャインガンマ線計算コードシステムBCG等により二次元輸送計算コード（DOT）を用いて計算する。なお、廃棄物の容器表面線量率から放射エネルギーを算出するのは点減衰核計算コード（QAD）を用いる。 廃棄物管理施設の計算地点における実効線量の算出に当たり、収容する建家の躯体の遮蔽を考慮するとともに、管理施設の評価においては、遮蔽壁及び積載方法など廃棄物の適切な配置を考慮する。特に固体集積保管場Iについては平成25年12月18日以前の配置を変更しないことを考慮する。また、液体廃棄物は主に貯槽や建物のコンクリート壁を考慮する。さらに直接線の計算では、評価地点と建家との標高差から土壌も考慮する。</p> <p>5.3.3 計算結果 廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線からの実効線量は、第5.3.2表のとおりであり、第5.3.1図に示す周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が大きくなる北側の地点で、約<math>3.4 \times 10^1 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>である。</p> <p>5.4 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設等における実効線量</p> <p>5.4.1 廃棄物管理施設の実効線量の評価</p> <p>(1) 評価方法 気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質並びに直接線及びスカイシャイン線による実効線量を評価する。 気体廃棄物中の放射性物質による実効線量の評価に係る放射エネルギー、気象データ及び計算条件並びに計算方法については、5.1項と同様とする。液体廃棄物中の放射性物質による実効線量に係る放射エネルギー、計算条件及び計算方法については、5.2項と同様とする。また、直接線及びスカイシャイン線による実効線量の評価に係る計算条件及び計算方法は、5.3項と同様とする。 気体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、廃棄物管理施設のうち放出を伴う建家からの線量を合算した線量とする。 液体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、5.2項と同様の方法とする。直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、廃棄物管理施設からの線量を重量評価し、それらの中でもっとも大きな線量を与える地点での線量とする。</p>	<p>記載の適正化</p>

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>(2) 評価結果</p> <p>廃棄物管理施設より放出される気体廃棄物中の放射性物質による外部被ばく、地表沈着による外部被ばく、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による内部被ばく、液体廃棄物による内部被ばく並びに直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくによる実効線量を第5.4.1表に示す。</p> <p>廃棄物管理施設より放出される気体廃棄物中の放射性物質による外部被ばくによる実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で年間約<math>7.4 \times 10^{-6} \mu\text{Sv}</math>で、気体廃棄物中の放射性物質の地表沈着による外部被ばくの実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で年間約<math>1.6 \mu\text{Sv}</math>である。また、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による内部被ばくの実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で、年間約<math>1.8 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>廃棄物管理施設より放出される液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、年間約<math>4.2 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量は年間約<math>3.4 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>上記の結果をすべて合算すると年間約<math>4.2 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>5.4.2 廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設の実効線量の評価 (参考)</p> <p>(1) 原子炉施設の実効線量の評価</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設から放出される通常運転時における気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質による実効線量を評価する。</p> <p>これらの原子炉施設については、平成24年3月30日付け23受文科科第5940号をもって許可を受けた「独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター (北地区) 原子炉設置変更許可申請書」、平成24年3月30日付け23受文科科第5939号をもって許可を受けた「独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター (南地区) 原子炉設置変更許可申請書 (高速実験炉設置変更)」に記載の値を用いる。</p> <p>上記の原子炉設置変更許可申請書によれば、気体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、各原子炉施設からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量としている。</p> <p>大洗研究所 (北地区) の原子炉施設からの液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、廃棄物管理施設のものと同様としている。大洗研究所 (南地区) の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、「大洗研究開発センター (南地区) 原子炉施設変更許可申請書 (高速実験炉設置変更)」に記載の値を用いている。</p> <p>(2) 原子炉施設の実効線量の評価結果</p> <p>原子炉施設からの気体廃棄物中の放射性希ガス等による外部被ばくの実効線</p>	<p>(2) 評価結果</p> <p>廃棄物管理施設より放出される気体廃棄物中の放射性物質による外部被ばく、地表沈着による外部被ばく、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による内部被ばく、液体廃棄物による内部被ばく並びに直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくによる実効線量を第5.4.1表に示す。</p> <p>廃棄物管理施設より放出される気体廃棄物中の放射性物質による外部被ばくによる実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で年間約<math>7.4 \times 10^{-6} \mu\text{Sv}</math>で、気体廃棄物中の放射性物質の地表沈着による外部被ばくの実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で年間約<math>1.6 \mu\text{Sv}</math>である。また、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による内部被ばくの実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で、年間約<math>1.8 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>廃棄物管理施設より放出される液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、年間約<math>4.2 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量は年間約<math>3.4 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>上記の結果をすべて合算すると年間約<math>4.2 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>5.4.2 廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設等の実効線量の評価 (参考)</p> <p>(1) 原子炉施設の実効線量の評価</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設から放出される通常運転時における気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質による実効線量を評価する。</p> <p>これらの原子炉施設については、平成24年3月30日付け23受文科科第5940号をもって許可を受けた「独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター (北地区) 原子炉設置変更許可申請書」、平成24年3月30日付け23受文科科第5939号をもって許可を受けた「独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター (南地区) 原子炉設置変更許可申請書 (高速実験炉設置変更)」に記載の値を用いる。</p> <p>上記の原子炉設置変更許可申請書によれば、気体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、各原子炉施設からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量としている。</p> <p>大洗研究所 (北地区) の原子炉施設からの液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、廃棄物管理施設のものと同様としている。大洗研究所 (南地区) の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、「大洗研究開発センター (南地区) 原子炉施設変更許可申請書 (高速実験炉設置変更)」に記載の値を用いている。</p> <p>(2) 原子炉施設の実効線量の評価結果</p> <p>原子炉施設からの気体廃棄物中の放射性希ガス等による外部被ばくの実効線</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>量は、年間約<math>5.3 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>放射性よう素による内部被ばくの実効線量は、年間約<math>2.1 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、廃棄物管理施設からの実効線量との重複（年間約<math>4.2 \mu\text{Sv}</math>）を含め年間約<math>5.1 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>上記の結果を合算すると（廃棄物管理施設からの液体廃棄物による内部被ばく含む）、年間約<math>1.3 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math>となる。</p> <p>(3) 核燃料物質使用施設の実効線量の評価</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する核燃料物質使用施設から放出される気体廃棄物、液体廃棄物中の放射性物質、直接線及びスカイシャイン線による実効線量を評価する。</p> <p>核燃料物質使用施設については、平成30年2月5日付け原規規発第1802054号をもって許可を受けた「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）核燃料物質使用変更許可申請書」、平成29年4月6日付け原規規発第1704062号をもって許可を受けた「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用変更許可申請書」に記載の値を用いる。</p> <p>上記の核燃料物質使用変更許可申請書によれば、気体廃棄物中の放射性物質による実効線量は各核燃料物質使用施設からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量としている。</p> <p>大洗研究所（北地区）の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、廃棄物管理施設及び大洗研究所（北地区）の原子炉施設の評価に含めている。大洗研究所（南地区）の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、「大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用変更許可申請書」に記載の値を用いている。</p> <p>直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、各核燃料物質使用施設からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量とされている。</p> <p>(4) 核燃料物質使用施設の実効線量の評価結果</p> <p>核燃料物質使用施設からの気体廃棄物中の放射性希ガス等による外部被ばくの実効線量は、年間約<math>5.0 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>地表沈着による外部被ばくの実効線量は、年間約<math>1.3 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばくの実効線量は、年間約<math>2.5 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、年間約<math>3.9 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量は、年間約<math>8.2 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>上記の結果をすべて合算すると年間約<math>8.9 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math>となる。</p>	<p>量は、年間約<math>5.3 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>放射性よう素による内部被ばくの実効線量は、年間約<math>2.1 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、廃棄物管理施設からの実効線量との重複（年間約<math>4.2 \mu\text{Sv}</math>）を含め年間約<math>5.1 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>上記の結果を合算すると（廃棄物管理施設からの液体廃棄物による内部被ばく含む）、年間約<math>1.3 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math>となる。</p> <p>(3) 核燃料物質使用施設等の実効線量の評価</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する核燃料物質使用施設等から放出される気体廃棄物、液体廃棄物中の放射性物質、直接線及びスカイシャイン線による実効線量を評価する。</p> <p>核燃料物質使用施設等については、平成30年2月5日付け原規規発第1802054号をもって許可を受けた「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）核燃料物質使用変更許可申請書」、平成29年4月6日付け原規規発第1704062号をもって許可を受けた「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用変更許可申請書」に記載の値を用いる。</p> <p>上記の核燃料物質使用変更許可申請書によれば、気体廃棄物中の放射性物質による実効線量は各核燃料物質使用施設等からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量としている。</p> <p>大洗研究所（北地区）の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、廃棄物管理施設及び大洗研究所（北地区）の原子炉施設の評価に含めている。大洗研究所（南地区）の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、「大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用変更許可申請書」に記載の値を用いている。</p> <p>直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、各核燃料物質使用施設等からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量とされている。</p> <p>(4) 核燃料物質使用施設等の実効線量の評価結果</p> <p>核燃料物質使用施設等からの気体廃棄物中の放射性希ガス等による外部被ばくの実効線量は、年間約<math>5.0 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>地表沈着による外部被ばくの実効線量は、年間約<math>1.3 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばくの実効線量は、年間約<math>2.5 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、年間約<math>3.9 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量は、年間約<math>8.2 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>上記の結果をすべて合算すると年間約<math>8.9 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math>となる。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

変更前（既許可）	変更後	備考																																		
<p>5.5 実効線量の評価結果</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設、核燃料物質使用施設による実効線量の評価結果を第5.5.1表に示す。</p> <p>廃棄物管理施設の気体廃棄物による外部被ばく及び内部被ばく並びに直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量の合計は、年間約 <math>3.8 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math> である。</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設から放出される通常運転時における気体廃棄物の放射性希ガス等による外部被ばく、放射性よう素による内部被ばく及び液体廃棄物による内部被ばく（廃棄物管理施設の液体廃棄物による内部被ばく含む）の実効線量の合計は、年間約 <math>1.3 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math> である。</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する核燃料物質使用施設から放出される気体廃棄物の放射性希ガス等による外部被ばく、地表沈着による外部被ばく、放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばく、液体廃棄物による内部被ばく、直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量の合計は、年間約 <math>8.9 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math> である。</p> <p>大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設から放出される放射性物質による実効線量は、上記の合計値で、年間約 <math>1.4 \times 10^2 \mu\text{Sv}</math> である。</p> <p>5.6 参考文献一覧～第2.5.1表 液体廃棄物の放出管理目標値 省略</p> <p>第3.1.1表 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の測定監視</p> <table border="1" data-bbox="172 1228 1225 1491"> <thead> <tr> <th>測定対象</th> <th>測定機器等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積算空気カーマ</td> <td>熱蛍光線量計</td> <td>3月積算値を3月ごとに測定</td> </tr> <tr> <td>空気カーマ率</td> <td>モニタリングポスト装置</td> <td>連続監視</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4.2.1表 <math>\alpha</math> 焼却装置及び <math>\alpha</math> ホール設備からの年間放出量～</p> <p>第5.1.7表 気体廃棄物中の放射性物質の外部被ばく実効線量 省略</p> <p>第5.1.8表 気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の吸入摂取及び経口摂取による実効線量の計算に用いる実効線量への換算係数</p> <table border="1" data-bbox="210 1759 1264 1864"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定対象	測定機器等	備考	積算空気カーマ	熱蛍光線量計	3月積算値を3月ごとに測定	空気カーマ率	モニタリングポスト装置	連続監視	パラメータ	記号	単位	数値					<p>5.5 実効線量の評価結果</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設、核燃料物質使用施設等による実効線量の評価結果を第5.5.1表に示す。</p> <p>廃棄物管理施設の気体廃棄物による外部被ばく及び内部被ばく並びに直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量の合計は、年間約 <math>3.8 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math> である。</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設から放出される通常運転時における気体廃棄物の放射性希ガス等による外部被ばく、放射性よう素による内部被ばく及び液体廃棄物による内部被ばく（廃棄物管理施設の液体廃棄物による内部被ばく含む）の実効線量の合計は、年間約 <math>1.3 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math> である。</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する核燃料物質使用施設等から放出される気体廃棄物の放射性希ガス等による外部被ばく、地表沈着による外部被ばく、放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばく、液体廃棄物による内部被ばく、直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量の合計は、年間約 <math>8.9 \times 10^1 \mu\text{Sv}</math> である。</p> <p>大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設等から放出される放射性物質による実効線量は、上記の合計値で、年間約 <math>1.4 \times 10^2 \mu\text{Sv}</math> である。</p> <p>5.6 参考文献一覧～第2.5.1表 液体廃棄物の放出管理目標値 変更なし</p> <p>第3.1.1表 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の測定監視</p> <table border="1" data-bbox="1374 1228 2427 1491"> <thead> <tr> <th>測定対象</th> <th>測定機器等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積算空気カーマ</td> <td>積算線量計</td> <td>3月積算値を3月ごとに測定</td> </tr> <tr> <td>空気カーマ率</td> <td>モニタリングポスト装置</td> <td>連続監視</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4.2.1表 <math>\alpha</math> 焼却装置及び <math>\alpha</math> ホール設備からの年間放出量～</p> <p>第5.1.7表 気体廃棄物中の放射性物質の外部被ばく実効線量 変更なし</p> <p>第5.1.8表 気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の吸入摂取及び経口摂取による実効線量の計算に用いる実効線量への換算係数</p> <table border="1" data-bbox="1412 1759 2466 1864"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定対象	測定機器等	備考	積算空気カーマ	積算線量計	3月積算値を3月ごとに測定	空気カーマ率	モニタリングポスト装置	連続監視	パラメータ	記号	単位	数値					<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
測定対象	測定機器等	備考																																		
積算空気カーマ	熱蛍光線量計	3月積算値を3月ごとに測定																																		
空気カーマ率	モニタリングポスト装置	連続監視																																		
パラメータ	記号	単位	数値																																	
測定対象	測定機器等	備考																																		
積算空気カーマ	積算線量計	3月積算値を3月ごとに測定																																		
空気カーマ率	モニタリングポスト装置	連続監視																																		
パラメータ	記号	単位	数値																																	

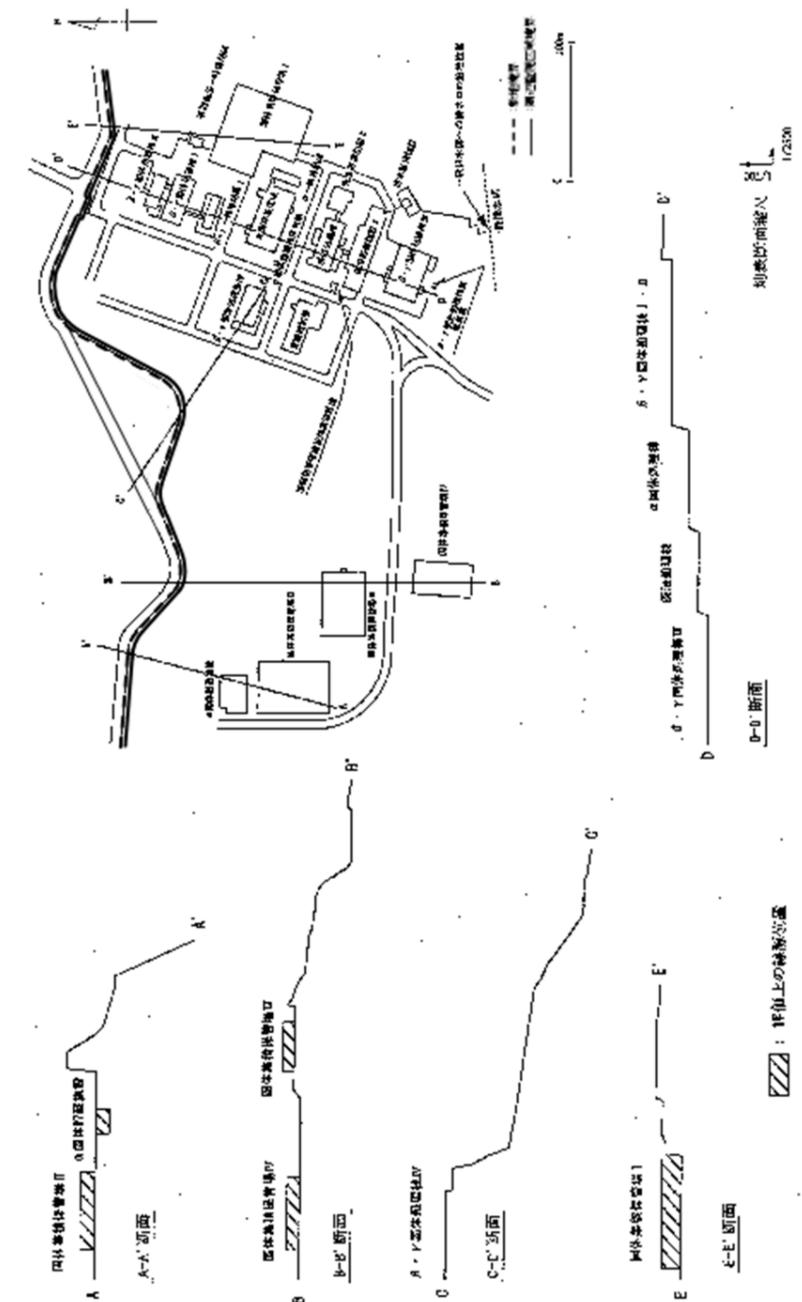
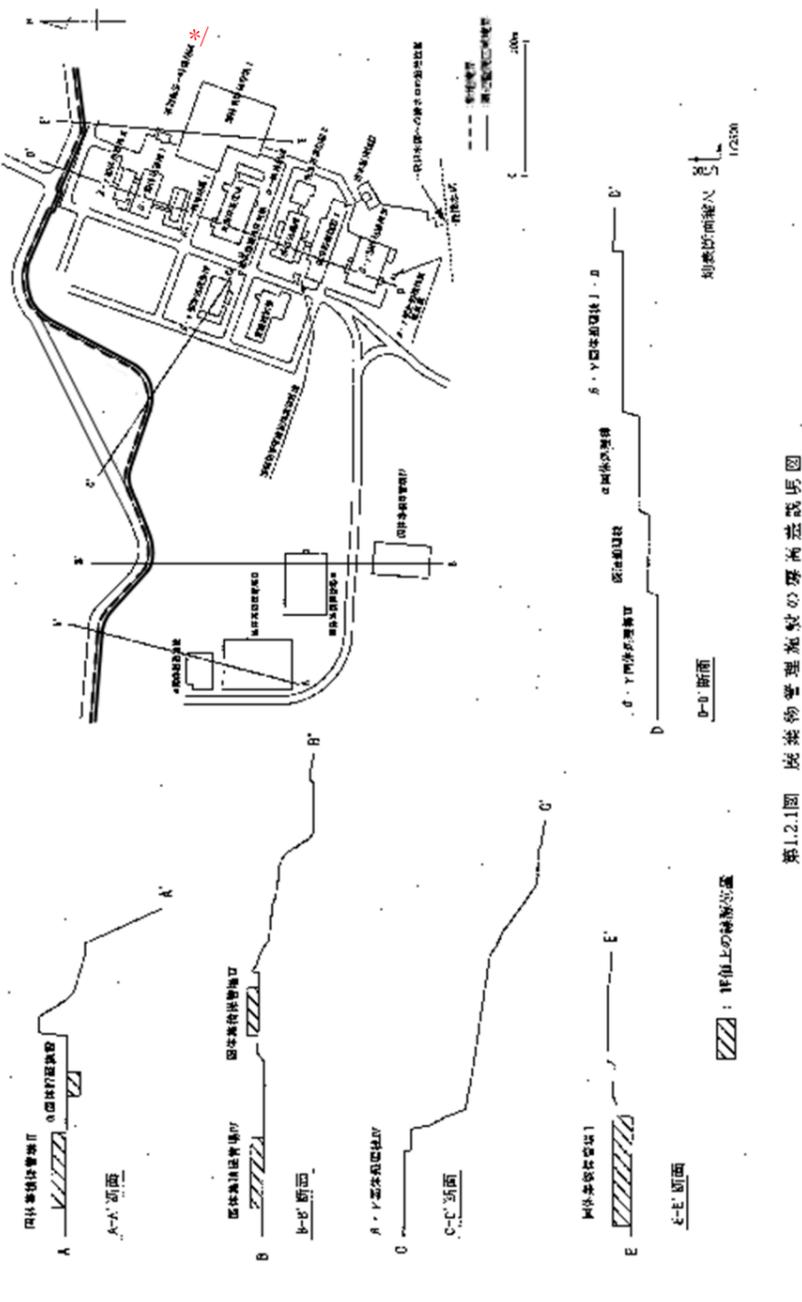
変更前 (既許可)				変更後				備考
実効線量への換算係数 *1 (吸入摂取)	$K_{pi}$	$\mu Sv/Bq$	$^{60}Co$ ; $3.1 \times 10^{-2}$ $^{90}Sr$ ; $1.6 \times 10^{-1}$ $^{106}Ru$ ; $6.6 \times 10^{-2}$ *2 $^{129}I$ ; $8.4 \times 10^{-2}$ $^{137}Cs$ ; $3.9 \times 10^{-2}$ $^{238}Pu$ ; $1.1 \times 10^2$ $^{239}Pu$ ; $1.2 \times 10^2$ *3 $^{240}Pu$ ; $1.2 \times 10^2$ *3 $^{241}Pu$ ; 2.3 *3 $^{242}Pu$ ; $1.1 \times 10^2$ *3 $^{241}Am$ ; $9.6 \times 10^1$	実効線量への換算係数 *1 (吸入摂取)	$K_{pi}$	$\mu Sv/Bq$	$^{60}Co$ ; $3.1 \times 10^{-2}$ $^{90}Sr$ ; $1.6 \times 10^{-1}$ $^{106}Ru$ ; $6.6 \times 10^{-2}$ $^{129}I$ ; $8.4 \times 10^{-2}$ *2 $^{137}Cs$ ; $3.9 \times 10^{-2}$ $^{238}Pu$ ; $1.1 \times 10^2$ $^{239}Pu$ ; $1.2 \times 10^2$ $^{240}Pu$ ; $1.2 \times 10^2$ *3 $^{241}Pu$ ; 2.3 *3 $^{242}Pu$ ; $1.1 \times 10^2$ *3 $^{241}Am$ ; $9.6 \times 10^1$ *3	記載の適正化  記載の適正化
実効線量への換算係数 *1 (経口摂取)	$K_{Ti}$	$\mu Sv/Bq$	$^{60}Co$ ; $3.4 \times 10^{-3}$ $^{90}Sr$ ; $2.8 \times 10^{-2}$ $^{106}Ru$ ; $7.0 \times 10^{-3}$ $^{129}I$ ; $7.2 \times 10^{-2}$ $^{137}Cs$ ; $1.3 \times 10^{-2}$ $^{238}Pu$ ; $2.3 \times 10^{-1}$ $^{239}Pu$ ; $2.5 \times 10^{-1}$ *3 $^{240}Pu$ ; $2.5 \times 10^{-1}$ *3 $^{241}Pu$ ; $4.8 \times 10^{-3}$ *3 $^{242}Pu$ ; $2.4 \times 10^{-1}$ *3 $^{241}Am$ ; $2.0 \times 10^{-1}$	実効線量への換算係数 *1 (経口摂取)	$K_{Ti}$	$\mu Sv/Bq$	$^{60}Co$ ; $3.4 \times 10^{-3}$ $^{90}Sr$ ; $2.8 \times 10^{-2}$ $^{106}Ru$ ; $7.0 \times 10^{-3}$ $^{129}I$ ; $7.2 \times 10^{-2}$ $^{137}Cs$ ; $1.3 \times 10^{-2}$ $^{238}Pu$ ; $2.3 \times 10^{-1}$ $^{239}Pu$ ; $2.5 \times 10^{-1}$ $^{240}Pu$ ; $2.5 \times 10^{-1}$ *3 $^{241}Pu$ ; $4.8 \times 10^{-3}$ *3 $^{242}Pu$ ; $2.4 \times 10^{-1}$ *3 $^{241}Am$ ; $2.0 \times 10^{-1}$ *3	
*1 : 出典 ; 「環境放射線モニタリング指針」 (平成20年3月27日 原子力安全委員会決定、平成22年4月15日 原子力安全委員会一部改訂)				*1 : 出典 ; 「環境放射線モニタリング指針」 (平成20年3月27日 原子力安全委員会決定、平成22年4月15日 原子力安全委員会一部改訂)				
*2 : 科学技術庁から日本原子力研究所への委託調査「原子力発電施設等内部被ばく評価技術調査」(平成7年度～平成11年度)により開発した内部被ばく線量評価コード(INDES)においてヨウ素の体液中から甲状腺へ達する割合を0.2として計算した値				*2 : 科学技術庁から日本原子力研究所への委託調査「原子力発電施設等内部被ばく評価技術調査」(平成7年度～平成11年度)により開発した内部被ばく線量評価コード(INDES)においてヨウ素の体液中から甲状腺へ達する割合を0.2として計算した値				
*3 : 出典 ; The ICRP Database of Dose Coefficients: Workers and Members of the Public (Version One, 1999)				*3 : 出典 ; The ICRP Database of Dose Coefficients: Workers and Members of the Public (Version One, 1999)				
第5.1.9表 気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の吸入摂取及び経口摂取による実効線量の計算に用いる各種パラメータ～				第5.1.9表 気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の吸入摂取及び経口摂取による実効線量の計算に用いる各種パラメータ～				
第5.2.4表 液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量 省略				第5.2.4表 液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量 変更なし				
第5.3.1表 廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線の計算に用いる線源条件				第5.3.1表 廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線の計算に用いる線源条件				

変更前（既許可）				変更後				備考
建家名	線源		放射能量(Bq)	建家名	線源		放射能量(Bq)	
廃液処理棟	化学処理装置のうちスラッジ貯槽		$2.96 \times 10^9$	廃液処理棟	化学処理装置のうちスラッジ貯槽*		$2.96 \times 10^9$	記載の追加
	廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽		$4.04 \times 10^{10}$		廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽		$4.04 \times 10^{10}$	
	セメント固化装置のうちスラッジ貯槽		$5.55 \times 10^8$		セメント固化装置のうちスラッジ貯槽*		$5.55 \times 10^8$	記載の追加
廃液貯留施設Ⅰ	廃液貯槽Ⅰ	鉄筋コンクリート製貯槽(200m <sup>3</sup> )3基	$2.22 \times 10^{10}$	廃液貯留施設Ⅰ	廃液貯槽Ⅰ	鉄筋コンクリート製貯槽(200m <sup>3</sup> )3基	$2.22 \times 10^{10}$	
		鉄筋コンクリート製貯槽(400m <sup>3</sup> )1基	$1.48 \times 10^{10}$			鉄筋コンクリート製貯槽(400m <sup>3</sup> )1基	$1.48 \times 10^{10}$	
		鉄筋コンクリート製貯槽(200m <sup>3</sup> )1基(放出前廃液用)	$7.40 \times 10^7$			鉄筋コンクリート製貯槽(200m <sup>3</sup> )1基(放出前廃液用)	$7.40 \times 10^7$	
		鉄筋コンクリート製貯槽(200m <sup>3</sup> )1基(処理済廃液用)	$7.40 \times 10^8$			鉄筋コンクリート製貯槽(200m <sup>3</sup> )1基(処理済廃液用)	$7.40 \times 10^8$	
廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	鉄筋コンクリート製貯槽(70m <sup>3</sup> )4基	$1.04 \times 10^{13}$	廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	鉄筋コンクリート製貯槽(70m <sup>3</sup> )4基	$1.04 \times 10^{13}$	
固体集積保管場Ⅰ	ブロック型廃棄物パッケージ(容積1.8m <sup>3</sup> )2,560 m <sup>3</sup>		$4.15 \times 10^{15}$	固体集積保管場Ⅰ	ブロック型廃棄物パッケージ(容積1.8m <sup>3</sup> )2,560 m <sup>3</sup>		$4.15 \times 10^{15}$	
	ブロック型廃棄物パッケージ(容積1m <sup>3</sup> )1,422 m <sup>3</sup>		$7.34 \times 10^{14}$		ブロック型廃棄物パッケージ(容積1m <sup>3</sup> )1,422 m <sup>3</sup>		$7.34 \times 10^{14}$	
固体集積保管場Ⅱ	ドラム缶型廃棄物パッケージ1,862m <sup>3</sup>		$4.10 \times 10^{12}$	固体集積保管場Ⅱ	ドラム缶型廃棄物パッケージ1,862m <sup>3</sup>		$4.10 \times 10^{12}$	
固体集積保管場Ⅲ	ドラム缶型廃棄物パッケージ1,200m <sup>3</sup>		$5.13 \times 10^{12}$	固体集積保管場Ⅲ	ドラム缶型廃棄物パッケージ1,200m <sup>3</sup>		$5.13 \times 10^{12}$	
固体集積保管場Ⅳ	ドラム缶型廃棄物パッケージ667m <sup>3</sup>		$1.44 \times 10^{12}$	固体集積保管場Ⅳ	ドラム缶型廃棄物パッケージ667m <sup>3</sup>		$1.44 \times 10^{12}$	
α 固体貯蔵施設	398孔 132 m <sup>3</sup>		$4.42 \times 10^{16}$	α 固体貯蔵施設	398孔 132 m <sup>3</sup>		$4.42 \times 10^{16}$	
				* : <u>使用を停止するが安全側に評価を行う。</u>				記載の追加

第5.3.2表 廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線からの実効線量～  
第5.4.1表 廃棄物管理施設の実効線量 省略

第5.3.2表 廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線からの実効線量～  
第5.4.1表 廃棄物管理施設の実効線量 変更なし

変更前（既許可）				変更後				備考		
第 5.5.1 表 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設による実効線量（参考）				第 5.5.1 表 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設等による実効線量（参考）				記載の適正化		
被ばく経路		実効線量（ $\mu\text{Sv}/\text{年}$ ）			被ばく経路		実効線量（ $\mu\text{Sv}/\text{年}$ ）			
		廃棄物管理施設	原子炉施設	核燃料物質使用施設			廃棄物管理施設	原子炉施設	核燃料物質使用施設等	記載の適正化
気体廃棄物	放射性希ガス等による外部被ばく	$7.4 \times 10^{-6}$	5.3	$5.0 \times 10^{-1}$	気体廃棄物	放射性希ガス等による外部被ばく	$7.4 \times 10^{-6}$	5.3	$5.0 \times 10^{-1}$	
	地表沈着による外部被ばく	1.6		$1.3 \times 10^{-1}$		地表沈着による外部被ばく	1.6		$1.3 \times 10^{-1}$	
	放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばく	1.8	2.1	2.5		放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばく	1.8	2.1	2.5	
液体廃棄物による内部被ばく（注1）		4.2	5.1	3.9	液体廃棄物による内部被ばく（注1）		4.2	5.1	3.9	記載の適正化
直接線及びスカイシャイン線による外部被ばく		$3.4 \times 10^1$		$8.2 \times 10^1$	直接線及びスカイシャイン線による外部被ばく		$3.4 \times 10^1$		$8.2 \times 10^1$	
小計		$4.2 \times 10^1$	$1.3 \times 10^1$	$8.9 \times 10^1$	小計		$4.2 \times 10^1$	$1.3 \times 10^1$	$8.9 \times 10^1$	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
合計		$1.5 \times 10^2$			合計		$1.5 \times 10^2$			
（注 1）：大洗研究所の廃棄物管理施設における液体廃棄物の評価は、他の原子力施設からの液体廃棄物の評価と重複している。また、大洗研究所の原子炉施設における液体廃棄物の評価は、原子炉施設（北地区）及び原子炉施設（南地区）の他、核燃料物質使用施設（北地区）を合算した値であり、大洗研究所の核燃料物質使用施設における液体廃棄物の評価は、核燃料物質使用施設（南地区）の値である。				（注 1）：大洗研究所の廃棄物管理施設における液体廃棄物の評価は、他の原子力施設からの液体廃棄物の評価と重複している。また、大洗研究所の原子炉施設における液体廃棄物の評価は、原子炉施設（北地区）及び原子炉施設（南地区）の他、核燃料物質使用施設等（北地区）を合算した値であり、大洗研究所の核燃料物質使用施設等における液体廃棄物の評価は、核燃料物質使用施設等（南地区）の値である。						

変更前 (既許可)	変更後	備考
 <p>第1.2.1図 廃棄物管理施設の標高説明図</p>	 <p>第1.2.1図 廃棄物管理施設の標高説明図</p> <p>*: 使用を停止する</p>	<p>受入れ施設変更に伴う変更</p>
<p>第2.1.1図 周辺監視区域及びモニタリングポスト設置場所～ 第5.3.1図 廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線の評価地点省略</p>	<p>第2.1.1図 周辺監視区域及びモニタリングポスト設置場所～ 第5.3.1図 廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線の評価地点変更なし</p>	

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>別添 7</p> <p style="text-align: center;">添 付 書 類 七</p> <p>変更後における廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があった場合に発生すると想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 想定される事故に関する評価 ..... 7-1</p> <p>  1.1 基本的考え方 ..... 7-1</p> <p>  1.2 評価対象事故の設定 ..... 7-<u>1</u></p> <p>  1.3 評価対象事故の選定（スクリーニング） ..... 7-4</p> <p>2. 設計最大評価事故の解析手法 ..... 7-<u>5</u></p> <p>  2.1 閉じ込め機能喪失による一般公衆の実効線量 ..... 7-<u>5</u></p> <p>3. 設計最大評価事故の解析条件 ..... 7-<u>19</u></p> <p>4. 設計最大評価事故の評価結果 ..... 7-<u>21</u></p> <p>  4.1 解析結果 ..... 7-<u>21</u></p> <p>  4.2 設計最大評価事故の評価結果 ..... 7-<u>21</u></p> <p>  4.3 その他（地震、台風、浸水等）による事故 ..... 7-<u>22</u></p>	<p>別添 7</p> <p style="text-align: center;">添 付 書 類 七</p> <p>変更後における廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があった場合に発生すると想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 想定される事故に関する評価 ..... 7-1</p> <p>  1.1 基本的考え方 ..... 7-1</p> <p>  1.2 評価対象事故の設定 ..... 7-<u>2</u></p> <p>  1.3 評価対象事故の選定（スクリーニング） ..... 7-4</p> <p>2. 設計最大評価事故の解析手法 ..... 7-<u>14</u></p> <p>  2.1 閉じ込め機能喪失による一般公衆の実効線量 ..... 7-<u>14</u></p> <p>3. 設計最大評価事故の解析条件 ..... 7-<u>18</u></p> <p>4. 設計最大評価事故の評価結果 ..... 7-<u>20</u></p> <p>  4.1 解析結果 ..... 7-<u>20</u></p> <p>  4.2 設計最大評価事故の評価結果 ..... 7-<u>20</u></p> <p>  4.3 その他（地震、台風、浸水等）による事故 ..... 7-<u>21</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の繰上げ (以下、同様)</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>1. 想定される事故に関する評価</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の19施設において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起因事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（<math>\alpha</math>核種又は<math>\beta</math> <math>\gamma</math>核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p> <p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p>	<p>1. 想定される事故に関する評価</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の19施設（<u>使用を停止する有機廃液一時格納庫を含む。</u>）において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起因事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（<math>\alpha</math>核種又は<math>\beta</math> <math>\gamma</math>核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p> <p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における19施設を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、<math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物及び<math>\alpha</math>固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」の観点で、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」を抽出した。これらの想定事故の抽出では、事故により喪失する安全機能に着目した。その結果、放射線及び放射性物質を外部に放出する事故として、各施設における閉じ込め機能喪失を評価対象事故として設定した。なお、主な廃棄物管理施設の</p>	<p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における19施設（<u>使用を停止する有機廃液一時格納庫を含む。</u>）を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、<math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物及び<math>\alpha</math>固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」の観点で、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」を抽出した。これらの想定事故の抽出では、事故により喪失する安全機能に着目した。その結果、放射線及び放射性物質を外部に放出する事故として、各施設における閉じ込め機能</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前（既許可）	変更後	備考																																								
<p>建家には閉じ込め機能を求めているため、その場合は、設備の閉じ込め機能喪失で放射性物質の放出を評価した。</p> <p>設定した評価対象事故は次の表1のとおりである。</p> <p>表1 廃棄物管理施設の評価対象事故 省略</p> <p>1.3 評価対象事故の選定（スクリーニング） ～</p> <p>表2-1 液体廃棄物の受入れ又は処理</p> <p>② 設備がコンクリート埋設タンクで構成されている施設及び設備 省略</p> <p>表2-2 固体廃棄物の処理又は受入（◎：火災、○：火災以外）</p> <p>① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備</p> <table border="1" data-bbox="201 823 1210 1234"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 I</td> <td>β・γ 圧縮装置 I</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 II</td> <td>β・γ 圧縮装置 II</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 III</td> <td>β・γ 焼却装置</td> <td>23</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 IV</td> <td>β・γ 封入設備</td> <td>44800</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>② β・γ 固体廃棄物の受入（処理までの保管を含む）を行う施設及び設備 ～</p> <p>⑤ α 固体廃棄物の受入（処理までの保管を含む）を行う施設及び設備 省略</p> <p>表2-3 固体廃棄物の保管 省略</p> <p>これらのスクリーニングの結果、以下の12設備について、放出評価を行う。</p> <p>放出評価の結果は、工程による分類及び火災とそれ以外の事故による分類を除外できるものであることから、β・γ 廃棄物であるかα 廃棄物であるかの分類を考慮して、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」について、放出結果が最大の設備を選定して被ばく評価を行う。</p> <p>2-1 液体廃棄物の処理又は受入 ～ 2-3 固体廃棄物の保管 省略</p> <p>3) 設計最大評価事故の選定 省略</p>	施設	設備	インベントリ比	選定	β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置	23	◎	β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○	<p>喪失を評価対象事故として設定した。なお、主な廃棄物管理施設の建家には閉じ込め機能を求めているため、その場合は、設備の閉じ込め機能喪失で放射性物質の放出を評価した。</p> <p>設定した評価対象事故は次の表1のとおりである。</p> <p>表1 廃棄物管理施設の評価対象事故 変更なし</p> <p>1.3 評価対象事故の選定（スクリーニング） ～</p> <p>表2-1 液体廃棄物の受入れ又は処理</p> <p>② 設備がコンクリート埋設タンクで構成されている施設及び設備 変更なし</p> <p>表2-2 固体廃棄物の処理又は受入（◎：火災、○：火災以外）</p> <p>① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備</p> <table border="1" data-bbox="1397 823 2407 1234"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 I</td> <td>β・γ 圧縮装置 I</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 II</td> <td>β・γ 圧縮装置 II</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 III</td> <td>β・γ 焼却装置 <u>(有機溶媒貯槽を含む。)</u></td> <td>23</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 IV</td> <td>β・γ 封入設備</td> <td>44800</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>② β・γ 固体廃棄物の受入（処理までの保管を含む）を行う施設及び設備 ～</p> <p>⑤ α 固体廃棄物の受入（処理までの保管を含む）を行う施設及び設備 変更なし</p> <p>表2-3 固体廃棄物の保管 変更なし</p> <p>これらのスクリーニングの結果、以下の12設備について、放出評価を行う。</p> <p>放出評価の結果は、工程による分類及び火災とそれ以外の事故による分類を除外できるものであることから、β・γ 廃棄物であるかα 廃棄物であるかの分類を考慮して、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」について、放出結果が最大の設備を選定して被ばく評価を行う。</p> <p>2-1 液体廃棄物の処理又は受入 ～ 2-3 固体廃棄物の保管 変更なし</p> <p>3) 設計最大評価事故の選定 変更なし</p>	施設	設備	インベントリ比	選定	β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置 <u>(有機溶媒貯槽を含む。)</u>	23	◎	β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○	<p>受入れ施設の変更</p>
施設	設備	インベントリ比	選定																																							
β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1																																								
β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5																																								
β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置	23	◎																																							
β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○																																							
施設	設備	インベントリ比	選定																																							
β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1																																								
β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5																																								
β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置 <u>(有機溶媒貯槽を含む。)</u>	23	◎																																							
β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○																																							

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>2. 設計最大評価事故の解析手法 ～</p> <p>4. 設計最大評価事故の評価結果 省略</p> <p>想定事故評価 2-1-①（廃液処理棟 廃液蒸発装置 I） ～</p> <p>想定事故評価 2-3-①-3（α 固体貯蔵施設） 省略</p> <div data-bbox="231 865 1240 1575" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 固体集積保管場 I 閉じ込め機能喪失（廃棄物の落下）フロー図</p>	<p>2. 設計最大評価事故の解析手法 ～</p> <p>4. 設計最大評価事故の評価結果 変更なし</p> <p>想定事故評価 2-1-①（廃液処理棟 廃液蒸発装置 I） ～</p> <p>想定事故評価 2-3-①-3（α 固体貯蔵施設） 変更なし</p> <div data-bbox="1418 865 2427 1575" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 固体集積保管場 I 閉じ込め機能喪失（廃棄物の落下）フロー図</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>焼却溶融セル</p> <p>溶融物 (α 固体廃棄物B) β・γ : <math>1.17 \times 10^{13} \text{Bq}</math> α : <math>7.5 \times 10^{11} \text{Bq}</math> <math>^{129}\text{I}</math> : <math>4.6 \times 10^9 \text{Bq}</math></p> <p>移行率 <math>^{129}\text{I}</math>以外 : 0.2% <math>^{129}\text{I}</math> : 2% 飛散性 <math>1.0 \times 10^{-1}</math></p> <p>焼却溶融炉</p> <p>操作室</p> <p>気体廃棄物</p> <p>移行率 10%</p> <p>移行率 1%</p> <p>気体廃棄物</p> <p>β・γ : <math>2.4 \times 10^6 \text{Bq}</math> α : <math>1.5 \times 10^3 \text{Bq}</math> <math>^{129}\text{I}</math> : <math>9.2 \times 10^9 \text{Bq}</math></p> <p>建家外</p>	<p>焼却溶融セル</p> <p>溶融物 (α 固体廃棄物B) β・γ : <math>1.17 \times 10^{13} \text{Bq}</math> α : <math>7.5 \times 10^{11} \text{Bq}</math> <math>^{129}\text{I}</math> : <math>4.6 \times 10^9 \text{Bq}</math></p> <p>移行率 <math>^{129}\text{I}</math>以外 : 0.2% <math>^{129}\text{I}</math> : 2% 飛散性 <math>1.0 \times 10^{-1}</math></p> <p>焼却溶融炉</p> <p>操作室</p> <p>気体廃棄物</p> <p>移行率 10%</p> <p>移行率 1%</p> <p>気体廃棄物</p> <p>β・γ : <math>2.4 \times 10^6 \text{Bq}</math> α : <math>1.5 \times 10^3 \text{Bq}</math> <math>^{129}\text{I}</math> : <math>9.2 \times 10^9 \text{Bq}</math></p> <p>建家外</p>	
<p>図2 焼却溶融セル 火災 フロー図</p>	<p>図2 焼却溶融セル 火災 フロー図</p>	
<p>β・γ 貯蔵セル</p> <p>貯蔵箱</p> <p>β・γ 固体廃棄物B 貯蔵廃棄物数50個 線源 : <math>1.9 \times 10^{15} \text{Bq}</math> <math>^{90}\text{Sr}</math> : <math>9.25 \times 10^{14} \text{Bq}</math> <math>^{137}\text{Cs}</math> : <math>9.25 \times 10^{14} \text{Bq}</math></p> <p>移行率 <math>2.0 \times 10^{-5}</math> 飛散性 <math>1.0 \times 10^{-3}</math></p> <p>操作室</p> <p>気体廃棄物</p> <p>移行率 10%</p> <p>移行率 1%</p> <p>気体廃棄物</p> <p>³⁷Cs : <math>1.85 \times 10^4 \text{Bq}</math> <math>^{90}\text{Sr}</math> : <math>1.85 \times 10^4 \text{Bq}</math></p> <p>建家外</p>	<p>β・γ 貯蔵セル</p> <p>貯蔵箱</p> <p>β・γ 固体廃棄物B 貯蔵廃棄物数50個 線源 : <math>1.9 \times 10^{15} \text{Bq}</math> <math>^{90}\text{Sr}</math> : <math>9.25 \times 10^{14} \text{Bq}</math> <math>^{137}\text{Cs}</math> : <math>9.25 \times 10^{14} \text{Bq}</math></p> <p>移行率 <math>2.0 \times 10^{-5}</math> 飛散性 <math>1.0 \times 10^{-3}</math></p> <p>操作室</p> <p>気体廃棄物</p> <p>移行率 10%</p> <p>移行率 1%</p> <p>気体廃棄物</p> <p>³⁷Cs : <math>1.85 \times 10^4 \text{Bq}</math> <math>^{90}\text{Sr}</math> : <math>1.85 \times 10^4 \text{Bq}</math></p> <p>建家外</p>	
<p>図3 : β・γ 貯蔵セル 閉じ込め機能喪失 (排気系の停止) フロー図</p>	<p>図3 β・γ 貯蔵セル 閉じ込め機能喪失 (排気系の停止) フロー図</p>	
<p>別添 1 蒸発深さの算出について 省略</p>	<p>別添 1 蒸発深さの算出について 変更なし</p>	<p>記載の適正化</p>

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
	<p><u>別添 8</u></p> <p style="text-align: center;"><u>添 付 書 類 八</u></p> <p><u>変更後における廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</u></p>	<p>法令改正に伴う追加</p>

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
	<p><u>廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備については、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）の規定に基づき策定した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書」（QS-P08）に従って、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行う。</u></p> <p><u>廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）</u></p>	

変更前（既許可）	変更後	備考
	<p data-bbox="1715 699 2154 810">廃棄物管理施設 品質マネジメント計画書</p> <p data-bbox="1700 1598 2169 1625">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p>	

変更前（既許可）	変更後	備考															
	<table border="1" data-bbox="1469 1455 2398 1661"> <tr> <td data-bbox="1469 1455 1605 1497">文書番号</td> <td data-bbox="1605 1455 1828 1497">QS-P08</td> <td data-bbox="1828 1455 1976 1497">文書名</td> <td colspan="2" data-bbox="1976 1455 2398 1497">廃棄物管理施設品質保証計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1497 1828 1549">承認年月日</td> <td data-bbox="1828 1497 1976 1549">承認</td> <td data-bbox="1976 1497 2208 1549">確認</td> <td colspan="2" data-bbox="2208 1497 2398 1549">作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1549 1828 1661">2006年11月30日</td> <td colspan="4" data-bbox="1828 1549 2398 1661" style="text-align: center;">個人情報のため公開できません。</td> </tr> </table>	文書番号	QS-P08	文書名	廃棄物管理施設品質保証計画書		承認年月日	承認	確認	作成		2006年11月30日	個人情報のため公開できません。				
文書番号	QS-P08	文書名	廃棄物管理施設品質保証計画書														
承認年月日	承認	確認	作成														
2006年11月30日	個人情報のため公開できません。																

変更前 (既許可)	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1489 310 2380 436"> <tr> <td data-bbox="1489 310 1935 346">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1935 310 2380 346">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1489 346 2380 394">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 394 1786 436">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1786 394 2083 436">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2083 394 2380 436">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1706 508 2160 535" style="text-align: center;">廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</p> <p data-bbox="1884 571 1982 598" style="text-align: center;">目次</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 目的..... 1</li> <li>2. 適用範囲..... 1</li> <li>3. 定義..... 1</li> <li>4. 品質マネジメントシステム..... 2             <ul style="list-style-type: none"> <li>4.1 一般要求事項..... 2</li> <li>4.2 文書化に関する要求事項..... 4                 <ul style="list-style-type: none"> <li>4.2.1 一般..... 4</li> <li>4.2.2 品質マネジメント計画書..... 5</li> <li>4.2.3 文書管理..... 5</li> <li>4.2.4 記録の管理..... 6</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>5. 経営者等の責任..... 6             <ul style="list-style-type: none"> <li>5.1 経営者の関与..... 6</li> <li>5.2 原子力の安全の重視..... 6</li> <li>5.3 品質方針..... 7</li> <li>5.4 計画..... 7                 <ul style="list-style-type: none"> <li>5.4.1 品質目標..... 7</li> <li>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画..... 7</li> </ul> </li> <li>5.5 責任、権限及びコミュニケーション..... 8                 <ul style="list-style-type: none"> <li>5.5.1 責任及び権限..... 8</li> <li>5.5.2 管理責任者..... 9</li> <li>5.5.3 管理者..... 10</li> <li>5.5.4 内部コミュニケーション..... 10</li> </ul> </li> <li>5.6 マネジメントレビュー..... 11                 <ul style="list-style-type: none"> <li>5.6.1 一般..... 11</li> <li>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット..... 11</li> <li>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット..... 12</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>6. 資源の運用管理..... 12             <ul style="list-style-type: none"> <li>6.1 資源の確保..... 12</li> <li>6.2 人的資源..... 12                 <ul style="list-style-type: none"> <li>6.2.1 一般..... 12</li> <li>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識..... 12</li> </ul> </li> <li>6.3 インフラストラクチャ..... 13</li> <li>6.4 作業環境..... 13</li> </ul> </li> </ul> <p data-bbox="1923 1801 1944 1829" style="text-align: center;">i</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前（既許可）	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1486 302 2383 434"> <tr> <td data-bbox="1495 308 1932 342">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1941 308 2374 342">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1495 348 2374 382">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 388 1783 422">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1792 388 2080 422">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2089 388 2374 422">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1463 470 2386 1705">                     7. 業務の計画及び実施 ..... 13                      7.1 業務の計画 ..... 13                      7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス ..... 14                      7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化 ..... 14                      7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー ..... 14                      7.2.3 外部とのコミュニケーション ..... 14                      7.3 設計・開発 ..... 14                      7.3.1 設計・開発の計画 ..... 15                      7.3.2 設計・開発へのインプット ..... 15                      7.3.3 設計・開発からのアウトプット ..... 15                      7.3.4 設計・開発のレビュー ..... 16                      7.3.5 設計・開発の検証 ..... 16                      7.3.6 設計・開発の妥当性確認 ..... 16                      7.3.7 設計・開発の変更管理 ..... 16                      7.4 調達 ..... 17                      7.4.1 調達プロセス ..... 17                      7.4.2 調達要求事項 ..... 17                      7.4.3 調達製品等の検証 ..... 18                      7.5 業務の実施 ..... 18                      7.5.1 個別業務の管理 ..... 18                      7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 ..... 19                      7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ ..... 19                      7.5.4 組織外の所有物 ..... 19                      7.5.5 調達製品の保存 ..... 19                      7.6 監視機器及び測定機器の管理 ..... 19                      8. 評価及び改善 ..... 20                      8.1 一般 ..... 20                      8.2 監視及び測定 ..... 20                      8.2.1 組織の外部の者の意見 ..... 20                      8.2.2 内部監査 ..... 21                      8.2.3 プロセスの監視及び測定 ..... 21                      8.2.4 検査及び試験 ..... 22                      8.3 不適合管理 ..... 22                      8.4 データの分析及び評価 ..... 23                      8.5 改善 ..... 24                      8.5.1 継続的改善 ..... 24                      8.5.2 是正処置等 ..... 24                      8.5.3 未然防止処置 ..... 25                 </p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前（既許可）	変更後	備考							
	<table border="1" data-bbox="1486 306 2380 438"> <tr> <td data-bbox="1486 306 1932 348">日本原子力研究開発機構</td> <td data-bbox="1932 306 2380 348">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1486 348 2380 390">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 390 1783 432">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1783 390 2080 432">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2080 390 2380 432">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1460 472 1516 499">図表</p> <p data-bbox="1460 527 2392 695">           図 4.1 品質マネジメントシステム体系図 ..... 26            図 4.2 廃棄物管理施設品質マネジメントシステムプロセス関連図 ..... 27            図 5.5.1 大洗研究所廃棄物管理施設保安管理組織図 ..... 28            表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書体系 ..... 29            表 8.2.3 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定 ..... 30            表 8.4 品質マネジメントシステムの分析データ ..... 31         </p> <p data-bbox="1911 1801 1952 1829">iii</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08								
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書									
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19							

変更前（既許可）	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1486 306 2377 436"> <tr> <td data-bbox="1495 312 1932 344">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1932 312 2377 344">文書番号: QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1495 354 2377 386">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 396 1783 428">制定日: 2006年11月30日</td> <td data-bbox="1783 396 2080 428">改訂日: 2022年3月10日</td> <td data-bbox="2080 396 2377 428">改訂番号: 19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1466 474 1555 499">1. 目的</p> <p data-bbox="1466 506 2353 684">本品質マネジメント計画書は、大洗研究所（以下「研究所」という。）における廃棄物管理施設の保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び廃棄物管理施設保安規定に基づき、廃棄物管理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的として定める。</p> <p data-bbox="1466 724 1605 749">2. 適用範囲</p> <p data-bbox="1466 756 2353 812">本品質マネジメント計画書の第4章から第8章までは、建設段階、運転段階及び廃止段階の廃棄物管理施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p data-bbox="1466 850 1555 875">3. 定義</p> <p data-bbox="1466 882 2353 997">本品質マネジメント計画書における用語の定義は、次の事項、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びに JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p data-bbox="1495 1003 1635 1029">(1) 保安活動</p> <p data-bbox="1525 1035 2190 1060">原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p data-bbox="1495 1066 1605 1092">(2) 不適合</p> <p data-bbox="1525 1098 1923 1123">要求事項に適合していないことをいう。</p> <p data-bbox="1495 1129 1635 1155">(3) プロセス</p> <p data-bbox="1495 1161 2353 1215">意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。</p> <p data-bbox="1495 1222 1813 1247">(4) 品質マネジメントシステム</p> <p data-bbox="1495 1253 2353 1308">保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。</p> <p data-bbox="1495 1314 1932 1339">(5) 原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p data-bbox="1495 1346 2353 1461">原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p data-bbox="1495 1467 1635 1493">(6) 是正処置</p> <p data-bbox="1495 1499 2353 1587">不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう（「その他の事象」には、不適合には至らない劣化傾向、不整合等の保安活動又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。以下同じ。）。</p> <p data-bbox="1495 1593 1685 1619">(7) 未然防止処置</p> <p data-bbox="1495 1625 2353 1680">原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こりうる不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p data-bbox="1495 1686 1724 1711">(8) 一般産業用工業品</p> <p data-bbox="1525 1717 2353 1743">原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム（以下「機</p> <p data-bbox="1911 1801 1932 1827">1</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号: QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日: 2006年11月30日	改訂日: 2022年3月10日	改訂番号: 19	
日本原子力研究開発機構	文書番号: QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日: 2006年11月30日	改訂日: 2022年3月10日	改訂番号: 19									

変更前（既許可）	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1489 302 2383 434"> <tr> <td data-bbox="1489 302 1935 342">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1935 302 2383 342">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1489 342 2383 386">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 386 1789 426">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1789 386 2089 426">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2089 386 2383 426">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1489 470 2356 531">器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発されたもの以外のものをいう。</p> <p data-bbox="1489 533 2356 657">(9) 妥当性確認 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p> <p data-bbox="1489 659 2356 751">(10) 本部 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長をいう。</p> <p data-bbox="1489 753 2356 814">(11) 担当理事 研究所担当理事をいう。</p> <p data-bbox="1489 816 2356 877">(12) 所長 研究所長をいう。</p> <p data-bbox="1489 879 2356 940">(13) 品質担当副所長 研究所の品質マネジメントを担当する副所長をいう。</p> <p data-bbox="1489 942 2356 1003">(14) 廃棄物取扱主任者 廃棄物管理施設の廃棄物取扱主任者をいう。</p> <p data-bbox="1489 1005 2356 1066">(15) センター長 環境技術開発センター長をいう。</p> <p data-bbox="1489 1068 2356 1129">(16) 部長 研究所に属する廃棄物管理施設に関わる部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p data-bbox="1489 1131 2356 1192">(17) 課長 研究所の廃棄物管理施設に関わる室長及び課長をいう。</p> <p data-bbox="1489 1194 2356 1346">(18) 従業員等 職員等（役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用員、臨時用員等の日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員）及び機構との契約に基づき研究所内に常駐して業務を行っている者をいう。</p> <p data-bbox="1489 1348 2356 1440">(19) 建設段階 新設建家の建設、附帯設備の工事、設備機器の設計、製作、それらの検査、試運転、許認可等の業務を実施している段階をいう。</p> <p data-bbox="1489 1442 2356 1503">(20) 運転段階 廃棄物管理施設において廃棄物管理を実施している段階をいう。</p> <p data-bbox="1489 1505 2356 1566">(21) 廃止措置段階 廃棄物管理施設における廃止措置を実施している段階をいう。</p> <p data-bbox="1463 1593 2356 1623">4. 品質マネジメントシステム</p> <p data-bbox="1463 1625 2356 1654">4.1 一般要求事項</p> <p data-bbox="1489 1656 2356 1749">(1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画書に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p data-bbox="1911 1803 1935 1833">2</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前（既許可）	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1489 306 2383 436"> <tr> <td data-bbox="1489 306 1935 344">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1935 306 2383 344">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1489 344 2383 390">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 390 1786 436">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1786 390 2083 436">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2083 390 2383 436">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1489 474 2356 562">(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1489 567 2297 592">(a) 廃棄物管理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</li> <li data-bbox="1489 596 2356 655">(b) 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</li> <li data-bbox="1489 659 2356 718">(c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</li> </ul> <p data-bbox="1489 722 2356 781">(3) 保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p data-bbox="1489 785 2356 873">(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p data-bbox="1489 877 2356 936">図 4.1 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1489 940 2356 999">(a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</li> <li data-bbox="1489 1003 2356 1062">(b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</li> </ul> <p data-bbox="1489 1066 2356 1125">図 4.2 に本品質マネジメント計画書の「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1489 1129 2356 1276">(c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする（「5.4.1 品質目標」、「7.1 業務の計画」、「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」参照）。</li> <li data-bbox="1489 1281 2356 1369">(d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。</li> <li data-bbox="1489 1373 2356 1432">(e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</li> <li data-bbox="1489 1436 2356 1495">(f) これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</li> <li data-bbox="1489 1499 2356 1558">(g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</li> <li data-bbox="1489 1562 2356 1709">(h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む（「7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー」、「7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認」参照）。</li> <li data-bbox="1489 1713 2356 1747">(i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、</li> </ul>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前 (既許可)	変更後	備考							
	<table border="1" data-bbox="1486 296 2383 428"> <tr> <td data-bbox="1495 302 1932 331">日本原子力研究開発機構</td> <td data-bbox="1932 302 2374 331">文書番号: QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1495 344 2374 373">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 386 1783 415">制定日: 2006年11月30日</td> <td data-bbox="1783 386 2080 415">改訂日: 2022年3月10日</td> <td data-bbox="2080 386 2374 415">改訂番号: 19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1546 468 2347 527">人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul data-bbox="1581 531 2374 982" style="list-style-type: none"> <li>・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</li> <li>・風通しの良い組織文化が形成されている。</li> <li>・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</li> <li>・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</li> <li>・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</li> <li>・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</li> <li>・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</li> <li>・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</li> </ul> <p data-bbox="1495 993 2347 1083">(5) 保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。</p> <p data-bbox="1495 1087 2347 1146">(6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う（「6. 資源の運用管理」参照）。</p> <p data-bbox="1466 1182 1774 1211">4.2 文書化に関する要求事項</p> <p data-bbox="1466 1215 1596 1245">4.2.1 一般</p> <p data-bbox="1466 1249 2347 1339">理事長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p data-bbox="1495 1344 2347 1373">また、表 4.2.1 に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <ol data-bbox="1495 1377 2347 1619" style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質方針及び品質目標</li> <li>(2) 一次文書 本品質マネジメント計画書</li> <li>(3) 二次文書 この計画書が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書及び記録</li> <li>(4) 三次文書 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書及び記録</li> </ol> <p data-bbox="1911 1808 1932 1837">4</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号: QS-P08	文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		制定日: 2006年11月30日	改訂日: 2022年3月10日	改訂番号: 19	
日本原子力研究開発機構	文書番号: QS-P08								
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書									
制定日: 2006年11月30日	改訂日: 2022年3月10日	改訂番号: 19							